

笠間市

第4期障害者計画

【令和6(2024)年度～令和11(2029)年度】

第7期障害福祉計画

【令和6(2024)年度～令和8(2026)年度】

第3期障害児福祉計画

【令和6(2024)年度～令和8(2026)年度】

成年後見制度利用促進基本計画

【令和6(2024)年度～令和8(2026)年度】

《案》

令和6年2月現在

笠間市

目次案

1 計画策定にあたって	2	5 第7期障害福祉計画	75
（1）計画策定の背景・趣旨	2	（1）基本指針	75
（2）計画の基本事項	3	（2）重点課題と主な取組	76
2 障害福祉施策を取巻く現状と課題	6	（3）成果目標と活動指標	82
（1）人口動向	6	（4）障害福祉サービス等の見込み量と確保方策	88
（2）障がい者等の状況	8	（5）地域生活支援事業の見込み量と確保方策	97
（3）障害福祉サービス等の利用状況	19	6 第3期障害児福祉計画	107
（4）アンケート結果からみられる現状等	21	（1）基本指針	107
3 計画の基本方向	36	（2）重点課題と主な取組	108
（1）基本理念	36	（3）成果目標と活動指標	112
（2）施策課題	37	（4）障害児福祉サービス等の見込み量と確保方策	114
（3）基本方針	38	7 成年後見制度利用の推進（成年後見制度利用促進基本計画）	116
（4）基本目標	39	（1）計画の概要	116
（5）施策の体系	40	（2）成年後見制度の現状と制度利用の課題	118
4 施策の展開	41	（3）計画の基本的な考え方	123
基本目標1．相互理解を深める啓発・交流の推進	41	（4）施策の展開	125
基本目標2．地域での自立した生活支援の充実	46	8 計画の推進体制	129
基本目標3．就労支援と社会参加の促進	54	（1）計画の推進体制	129
基本目標4．共に育ち、学ぶ環境づくり	61	（2）計画の進捗状況の点検・評価	131
基本目標5．安全・安心の地域づくり	66	資料編	132
基本目標6．権利擁護支援の推進	72	（1）用語解説	132

1 計画策定にあたって

(1) 計画策定の背景・趣旨

少子・高齢化の進行に合わせて社会福祉を取り巻く環境も大きく変化しており、障がいのある人の高齢化、障害の重度化や重複化、そして、障がいのある人を支える家族の高齢化などを背景に、障害福祉施策のニーズも増大、多様化、複雑化しています。障がいのある人を取り巻く環境が変わっていると同時に、障がいのある人を支える制度や法律も大きく変化しています。そのような中で、障がいの有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指し誰もが住みよいと感じられる共生社会の実現に向けた取組が進められています。これまでに施行されてきた「障害者差別解消法（略称）」、「障害者雇用促進法（略称）」「障害者虐待防止法（略称）」「障害者総合支援法（略称）」なども改正等により、障害福祉施策の実効性が図られています。

「共生社会の実現」に向けては、平成28年の障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律により、障がいのある人の望む地域生活の支援や、障がい児支援のニーズの多様化へのきめ細やかな対応、サービスの質の確保・向上に向けた環境整備が盛り込まれ、地域生活や就労定着を支援する新たなサービスの創設等、サービスの拡充が進められる中、障害（児）福祉サービス等が定着し、利用が増加しています。また、福祉分野では、「我が事・丸ごと」地域共生社会の実現をめざし、障害福祉分野においては地域での就労の場づくりや、障がいのある人と高齢者の両方が使える共生型サービスの創設等を進めていくことが示されています。

こうした障害福祉施策の動向等や本市の障がい者（児）の状況と障害福祉施策の状況等を捉えながら、障がいのある人が住み慣れた地域で自立した生活を継続するための施策の方向性を定める計画として、国の障害者基本計画（第5次）及び基本指針、新しいばらき障害者プランに即し、障がい者（児）の住み慣れた地域での生活を総合的に支援するための施策の方向と、障害福祉サービス等の提供体制の確保などの計画を策定し、障害福祉施策の推進を図っていきます。

(2) 計画の基本事項

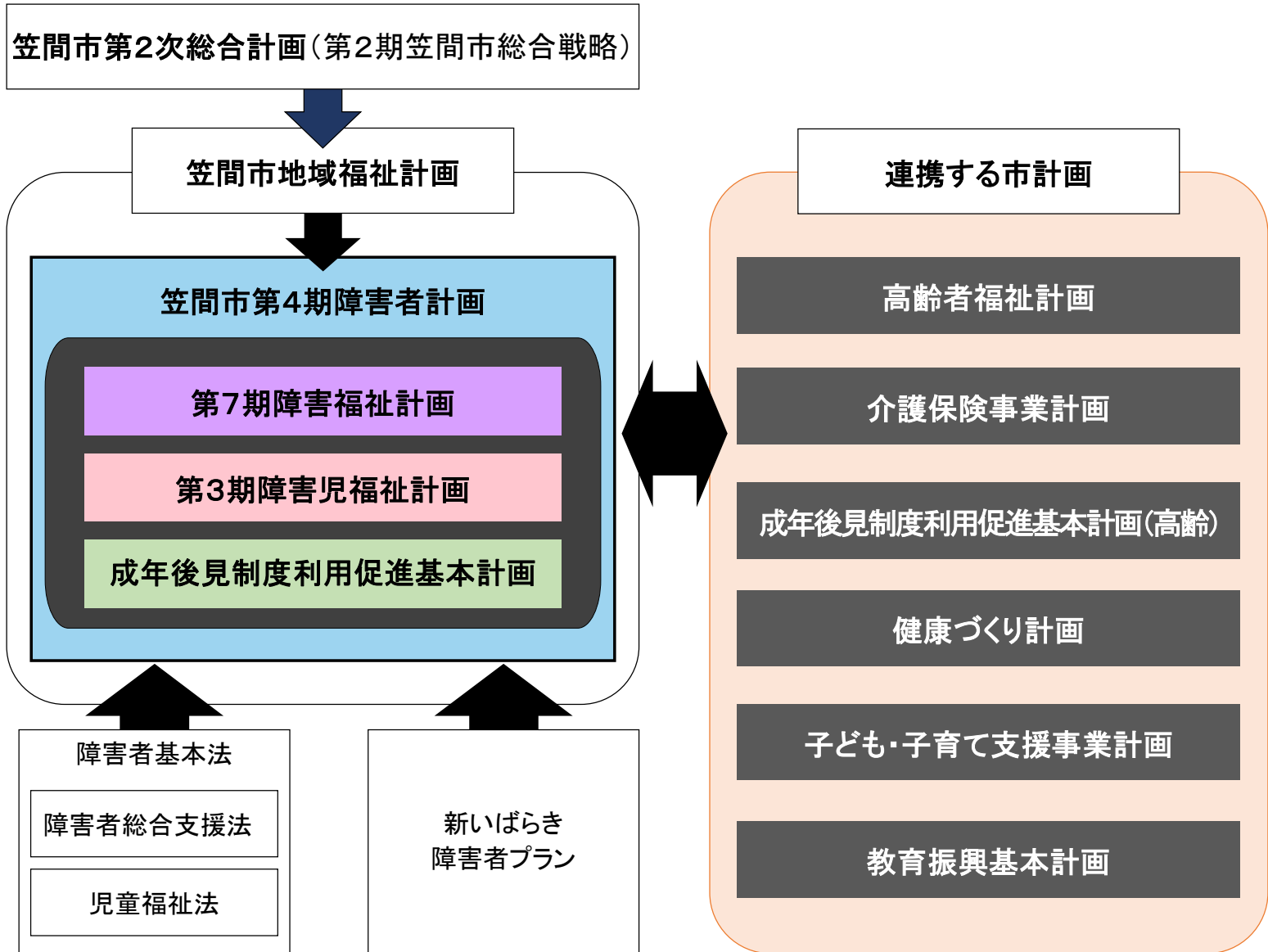
①計画の構成と位置づけ

本計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく「笠間市第4期障害者計画」と、障害者総合支援法第88条に基づく「笠間市第7期障害福祉計画」、児童福祉法第33条の20第1項に基づく「笠間市第3期障害児福祉計画」を一体的に策定します。

本計画は、国の「障害者基本計画」及び県の「新しいばらき障害者プラン」との整合性を確保して策定し、本市の最上位計画である「笠間市第2次総合計画」の部門別計画として策定し、「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」や「子ども・子育て支援事業計画」、「健康づくり計画」等関連計画と整合性を図ります。また、「成年後見制度の利用促進に関する法律」及び「国の基本計画」に基づく、「笠間市成年後見制度利用促進基本計画」を第4期障害者計画に含めて策定します。

また、「笠間市第4期障害者計画」においては障がい者施策の基本的な指針を示した計画、「笠間市第7期障害福祉計画」は障害福祉サービス及び地域生活支援事業の見込み量、「笠間市第3期障害児福祉計画」は障がい児に関するサービスの見込量等を定めた実施計画として、笠間市の障がい者施策の総合的な推進を目指します。

〔計画の位置づけ〕



②計画期間

「笠間市第4期障害者計画」は令和6年度から令和11年度までの6年間を計画期間とします。「笠間市第7期障害福祉計画」及び「笠間市第3期障害児福祉計画」は、「第4期障害者計画」の前期計画となる令和6年度から令和8年度までの3年間を計画期間とします。

〔計画期間〕

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
第4期 障害者計画	→ 中間点検					
第7期 障害福祉計画	→			第8期	→	
第3期 障害児福祉計画	→			第4期	→	

③計画の対象

本計画の「障がいのある人」とは、身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がい、高次脳機能障がいを含む。）、その他の心身の機能に障がいのある人で、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある人としており、難病患者等を本計画の対象に含めています。

また、支援の入口となる「相談」の実態を踏まえ、子どもの成長や発達に悩みや不安を抱える保護者や、障がいに関する悩みや不安を抱える方、そして、医療的ケアを必要とする児童等も対象として捉えていきます。

④策定体制

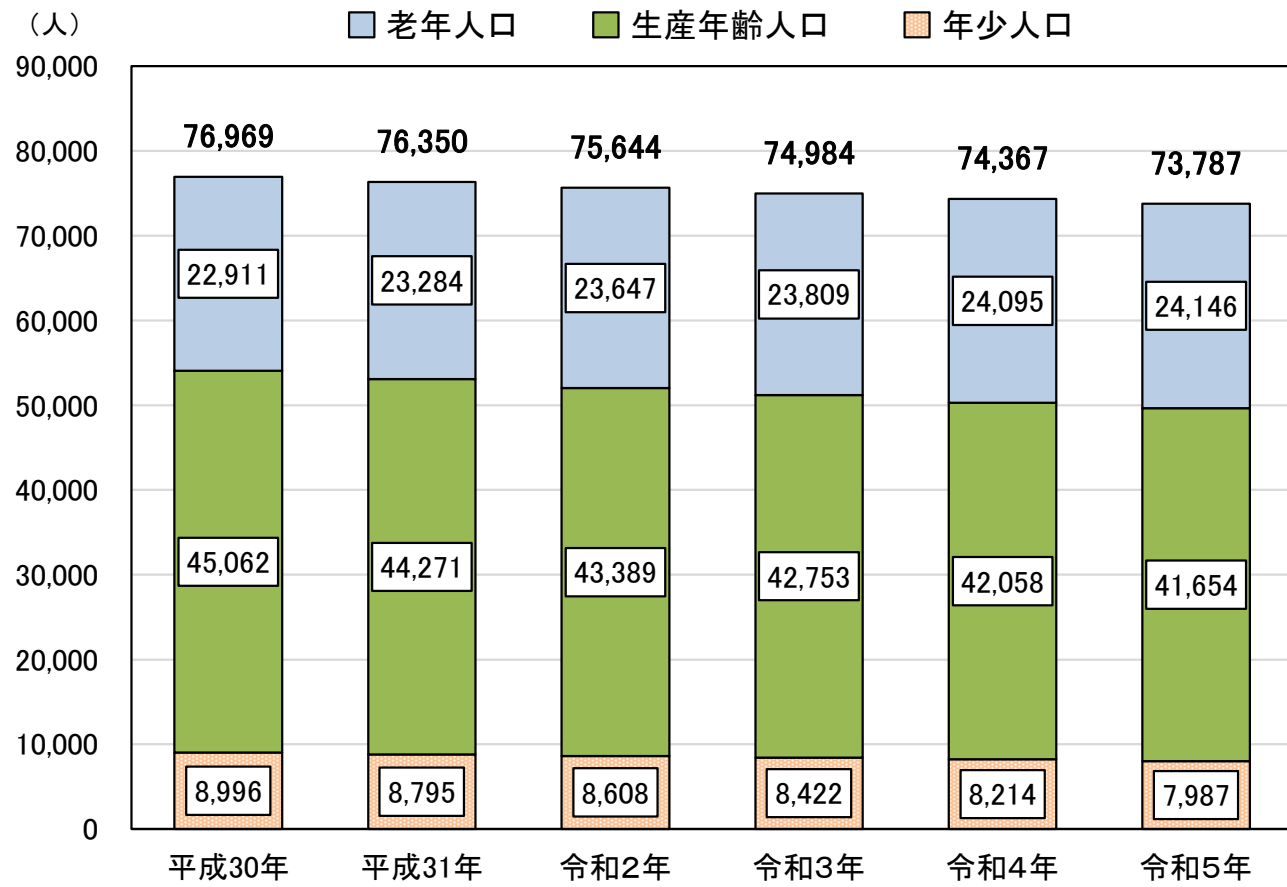
「笠間市第4期障害者計画 第7期障害福祉計画 第3期障害児福祉計画」の策定にあたっては、笠間市社会福祉課が計画案の作成者となり、笠間市第4期障害者計画等策定委員会を設置し、当事者や事業所、関係機関等から幅広い意見や提案をいただきながら進めてきました。また、議会に対し説明・報告を行うとともに、当事者をはじめとする市民や支援者等に対し広く周知を図っていきます。

2 障害福祉施策を取り巻く現状と課題

(1) 人口動向

近年の本市の人口は微減傾向にあり、令和5年1月1日現在73,787人となっています。
人口構成は年少人口と生産年齢人口が減少、老年人口は増加しており、少子高齢化が進行しています。

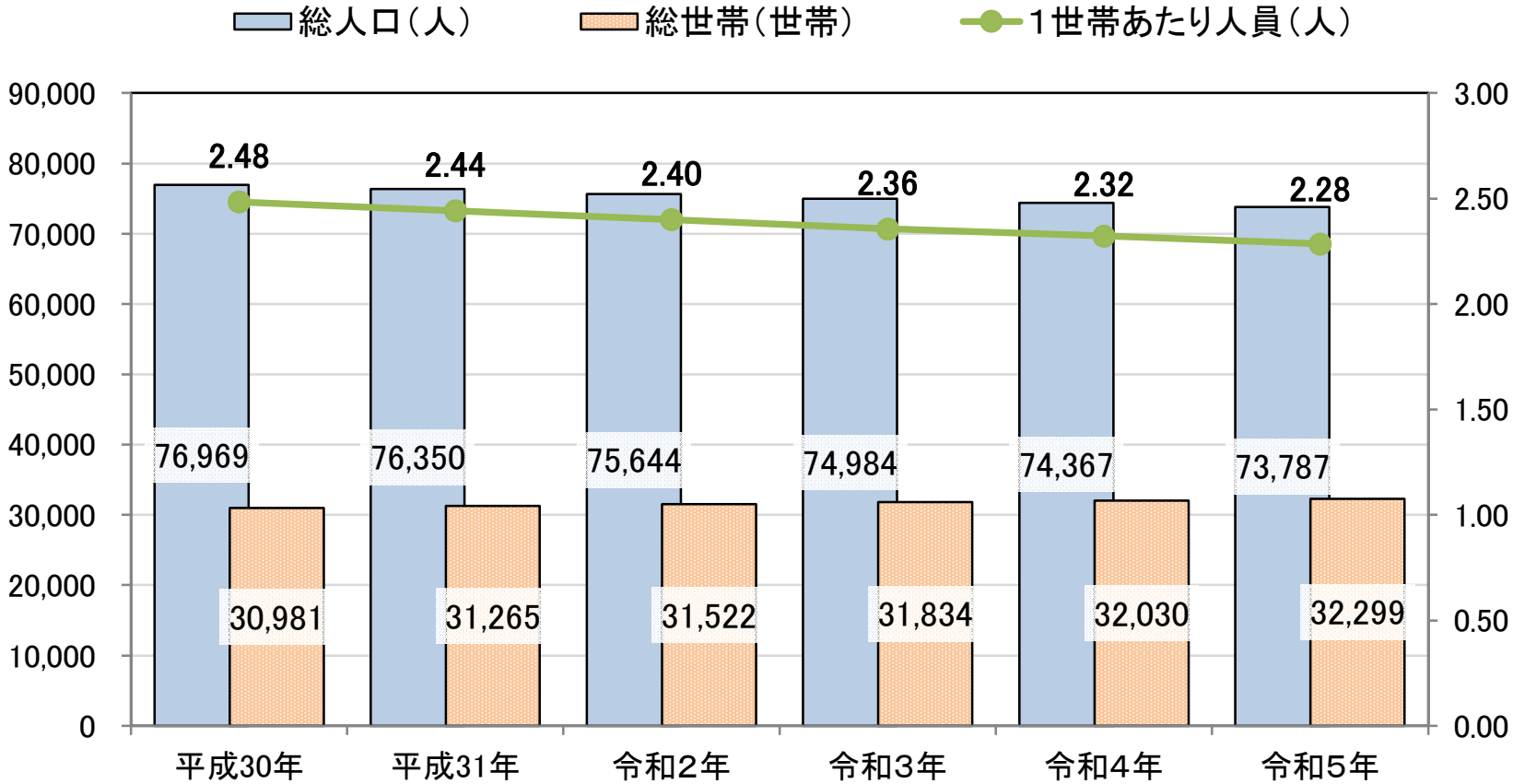
〔人口の動向〕



資料: 各年1月1日現在・住民基本台帳

人口は微減していますが、世帯数は微増しており、1世帯あたり人員は微減して、令和5年は2.28人となっています。

〔人口構成の動向〕



資料:各年1月1日現在・住民基本台帳

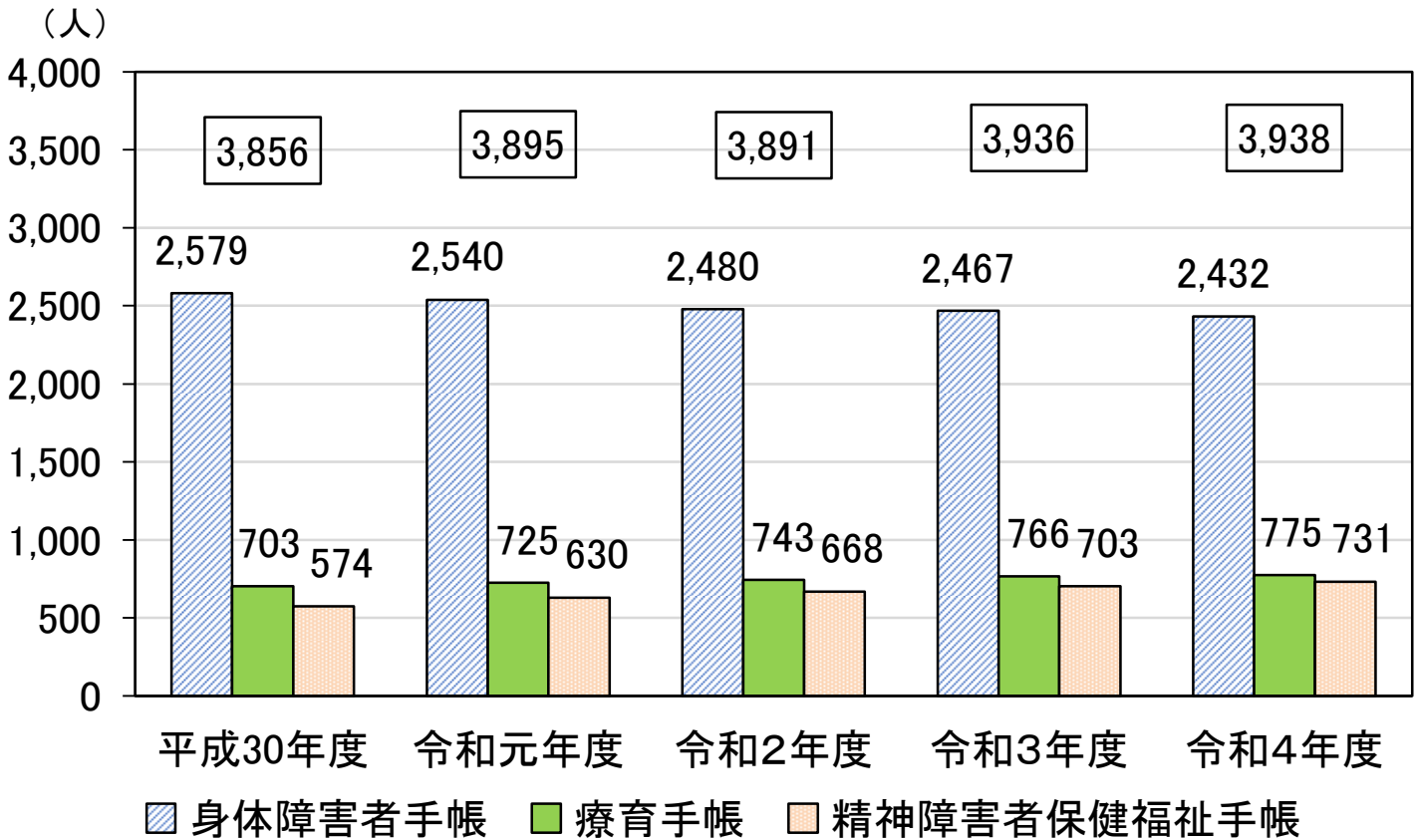
(2)障がい者等の状況

①障害者手帳所持者の状況

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の3種の障害者手帳所持者数は、微増傾向で推移しており、令和4年度は合計で3,938人となっています。その中では身体障害者手帳の交付件数が最も多く、全体の60%以上を占めていますが、所持者数は微減しています。

一方、療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付件数は微増しており、令和4年度は療育手帳所持者が775人、精神障害者保健福祉手帳所持者が731人となっています。

〔障害者手帳交付件数(延件数)の推移〕

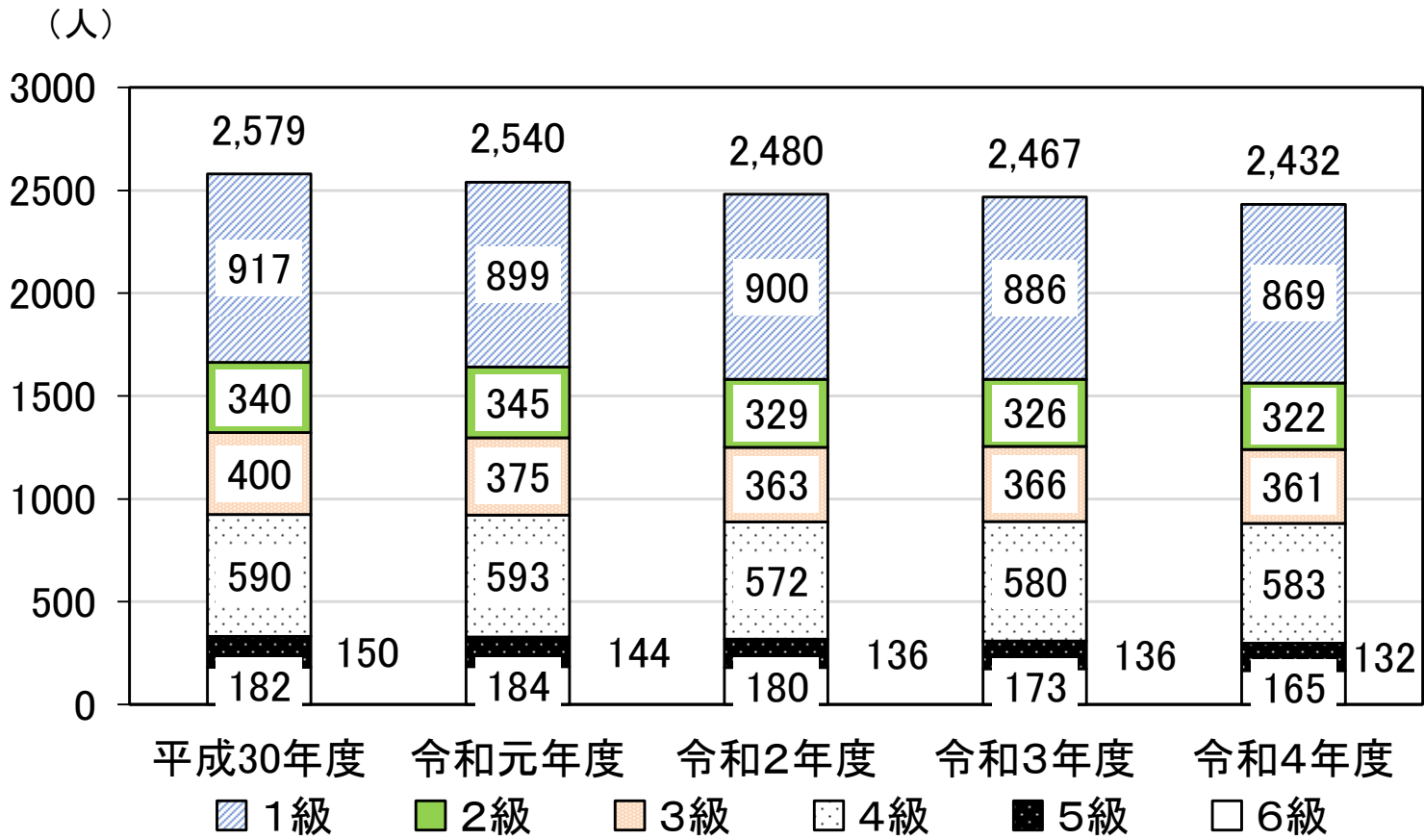


資料:各年度末現在・社会福祉課

②身体障害者手帳所持者

身体障害者手帳所持者数は微減しており、令和4年度は2,432人となっています。等級は令和4年度では1級が869人と多く、4級が583人となっています。障害種類は、肢体不自由、内部障害が多くみられます。

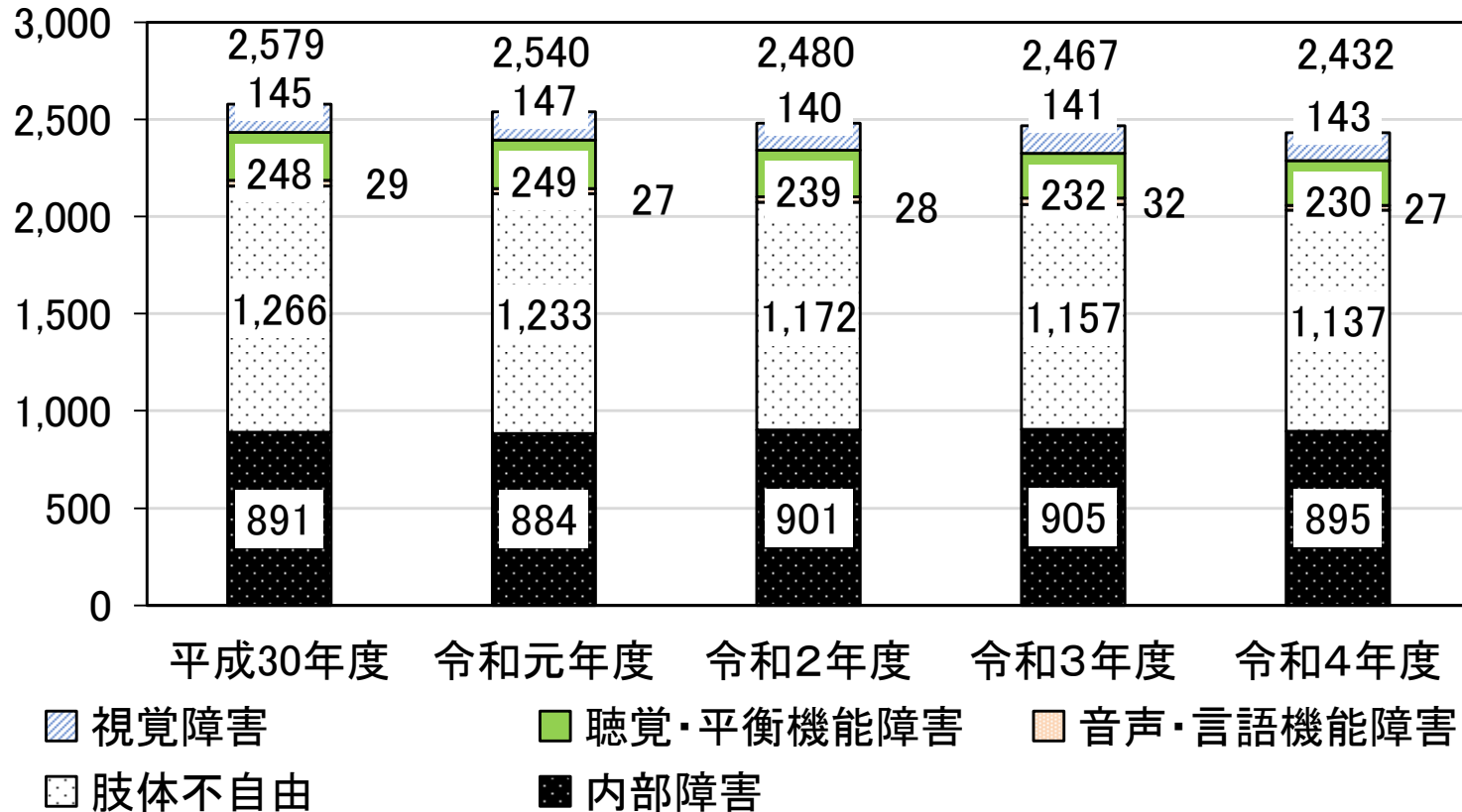
〔身体障害者手帳所持者の推移(等級別)〕



資料:各年度末現在・社会福祉課

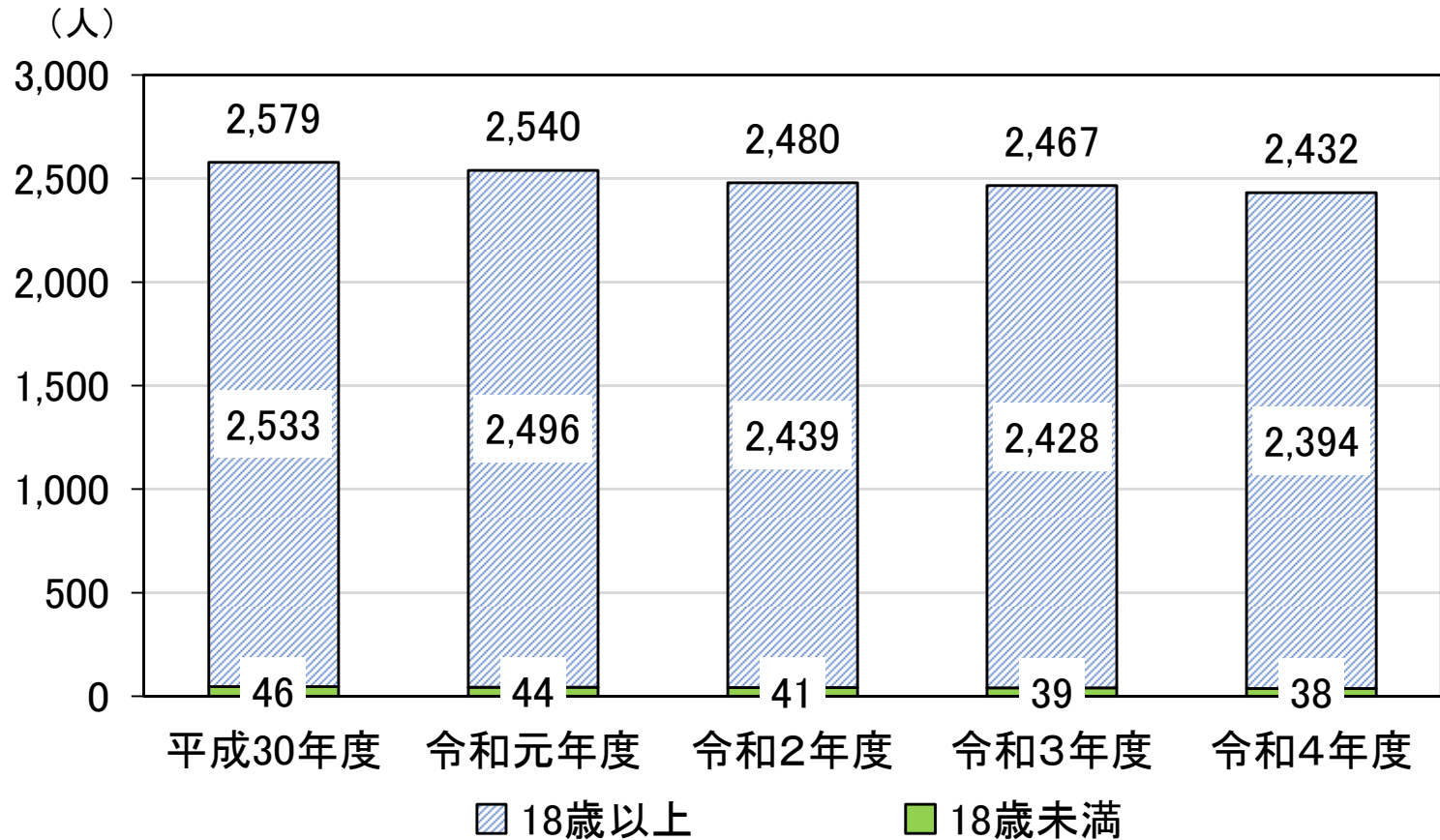
〔身体障害者手帳所持者の推移(障害種類別)〕

(人)



資料:各年度末現在・社会福祉課

〔身体障害者手帳所持者の推移(年代別)〕

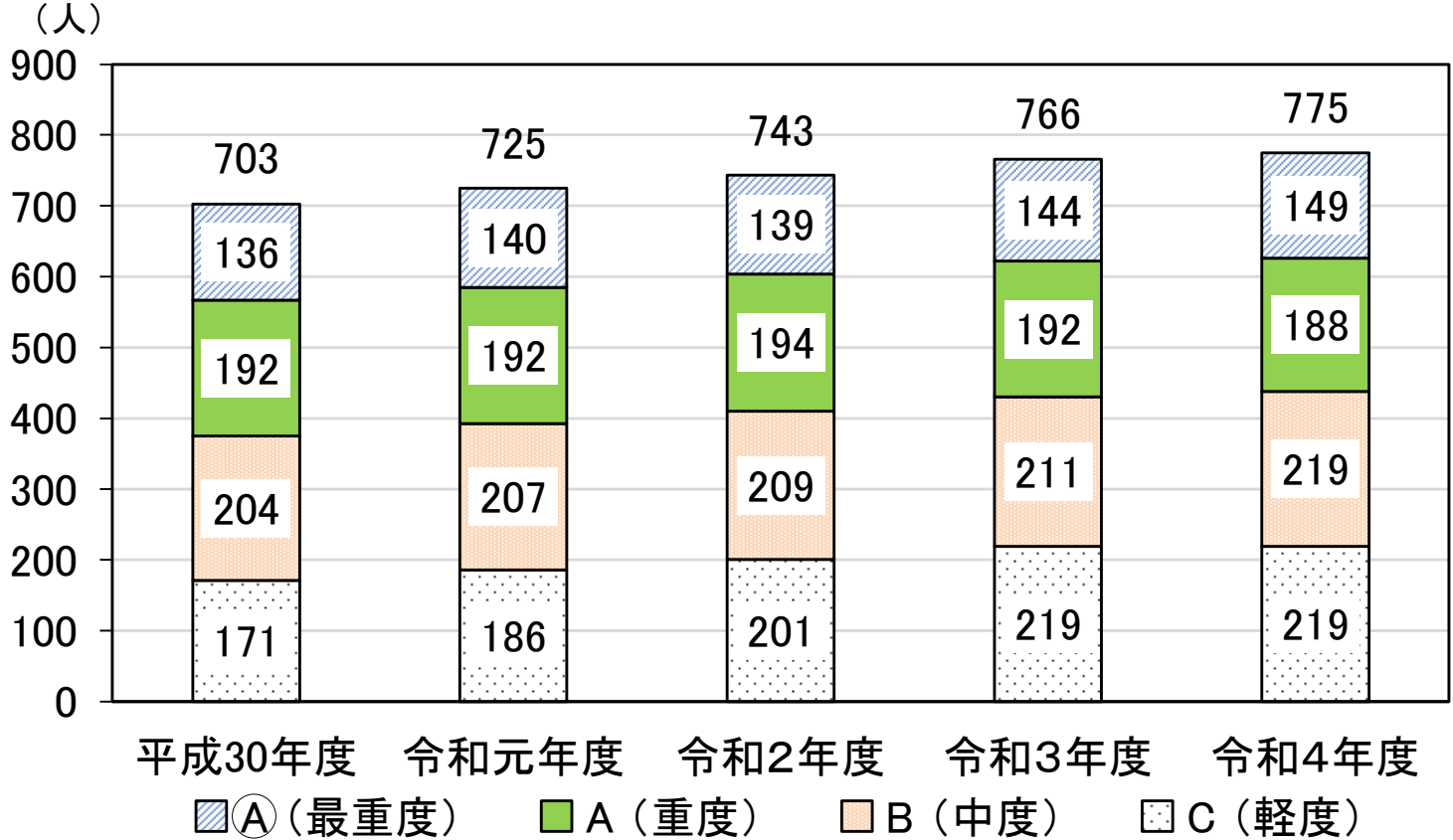


資料:各年度末現在・社会福祉課

③療育手帳所持者

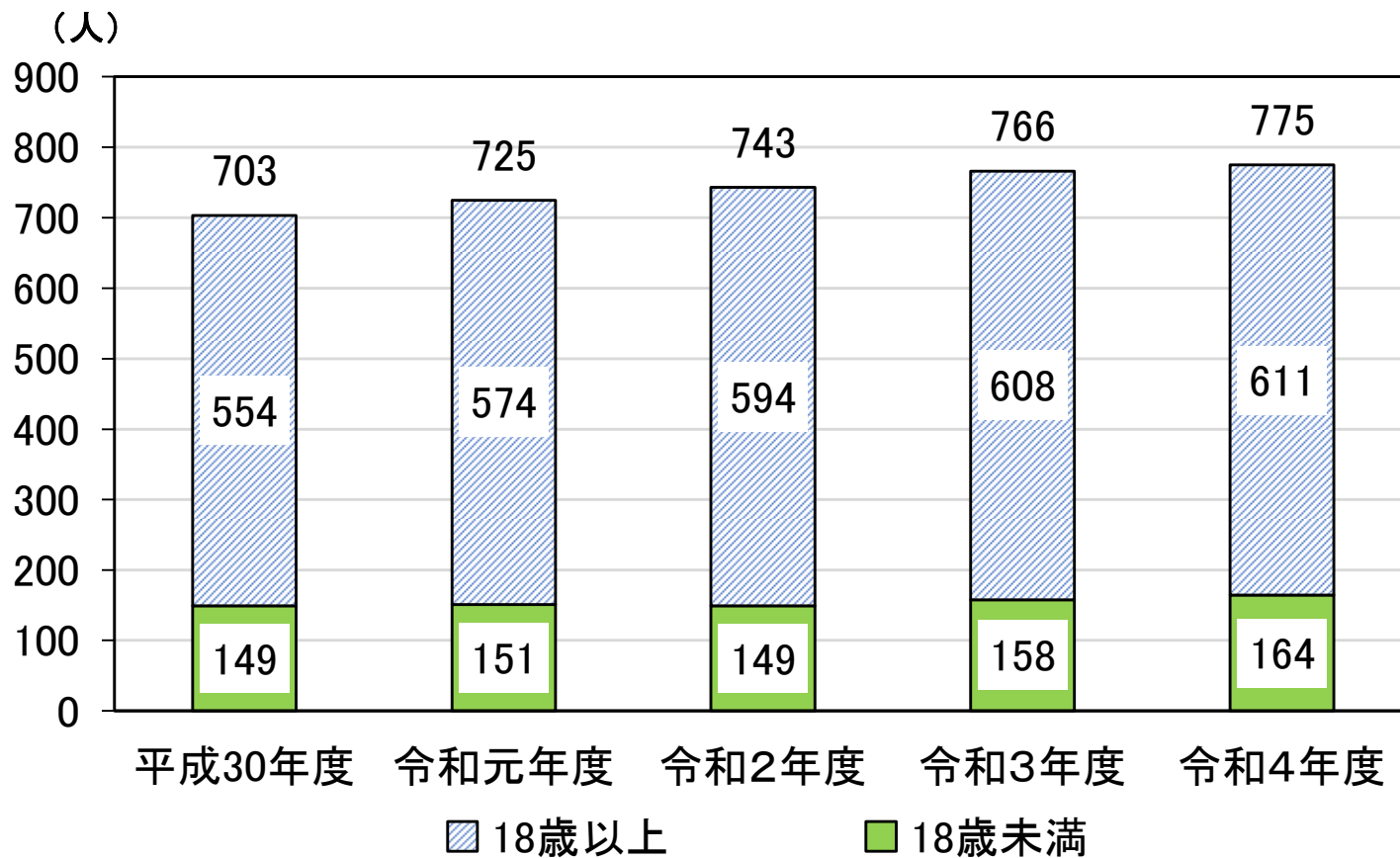
療育手帳所持者数は年々増加し、令和4年度は775人となっています。程度は㉠が149人、Aが188人、Bが219人、Cが219人となっています。年齢別は、令和4年度では18歳未満が164人、18歳以上が611人となっています。

〔療育手帳所持者の推移(程度別)〕



資料：各年度末現在・社会福祉課

〔療育手帳所持者の推移(年代別)〕

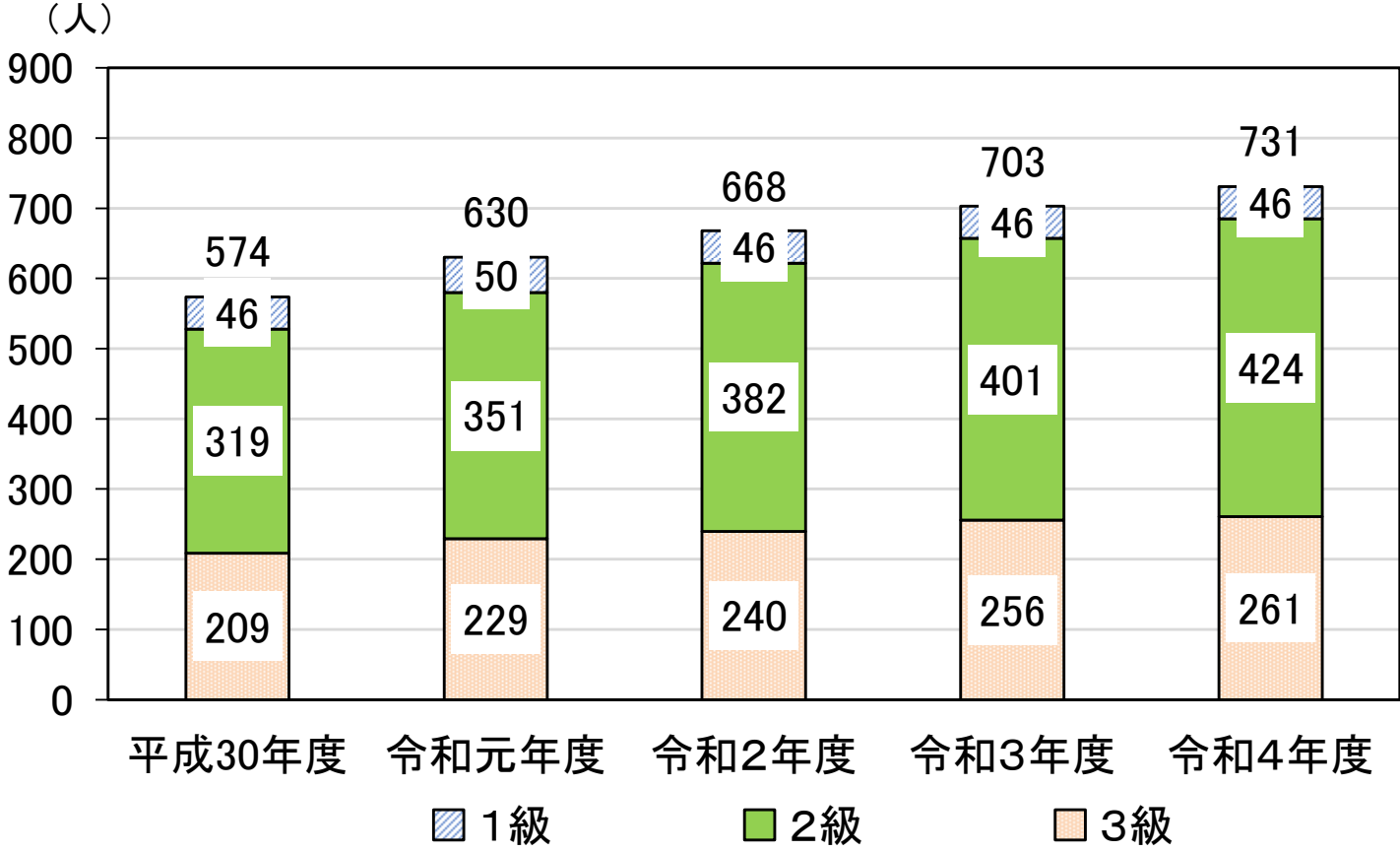


資料:各年度末現在・社会福祉課

④精神障害者保健福祉手帳所持者

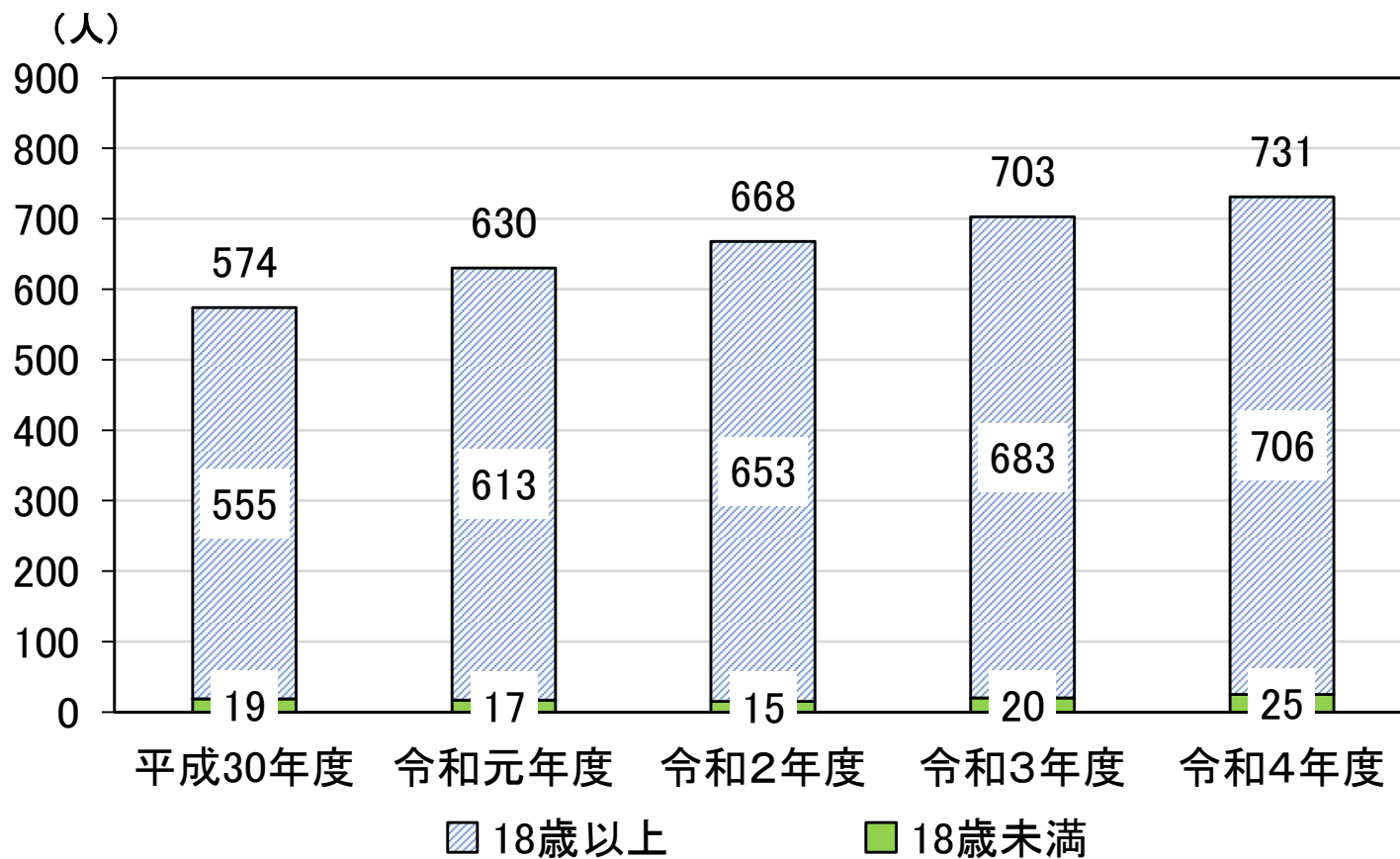
精神障害者保健福祉手帳所持者数は年々増加し、令和4年度は731人となっています。等級は2級が多く、2・3級の所持者数は微増しています。年齢は18～64歳が多く579人、65歳以上が127人、18歳未満が25人となっています。

〔精神障害者保健福祉手帳所持者の推移(等級別)〕



資料:各年度末現在・社会福祉課

〔精神障害者保健福祉手帳所持者の推移(年代別)〕



資料:各年度末現在・社会福祉課

⑤自立支援医療及び難病患者等支援金受給者

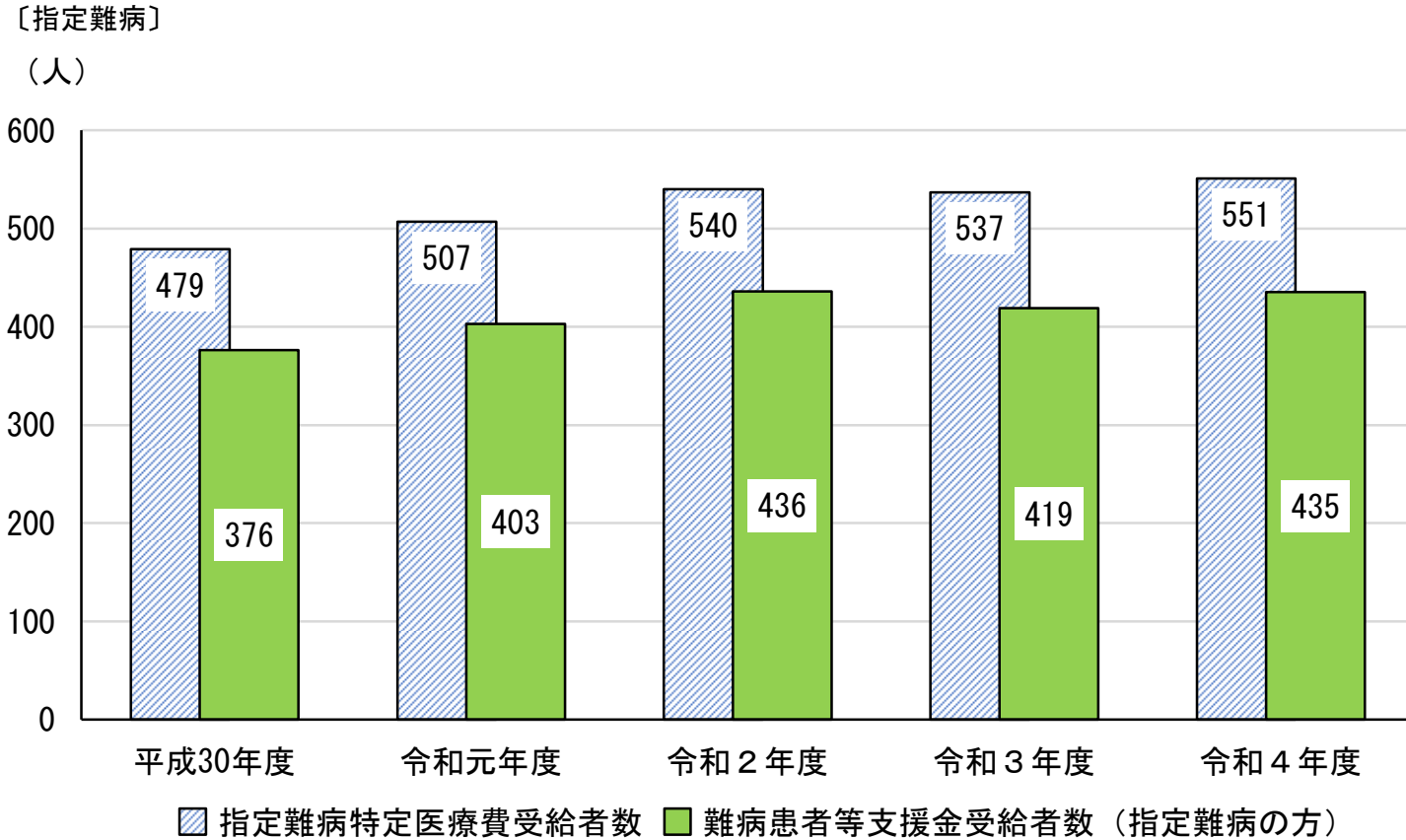
自立支援医療費受給者数は増加しており、令和3年度以降は1,400人台で推移しており、精神通院医療が増えています。

〔自立支援医療費受給者の推移〕

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
精神通院医療	1,194	1,277	1,231	1,392	1,432
更生医療	29	17	27	26	21
育成医療	4	7	2	3	2
合計	1,227	1,301	1,260	1,421	1,455

資料：各年度末現在・社会福祉課

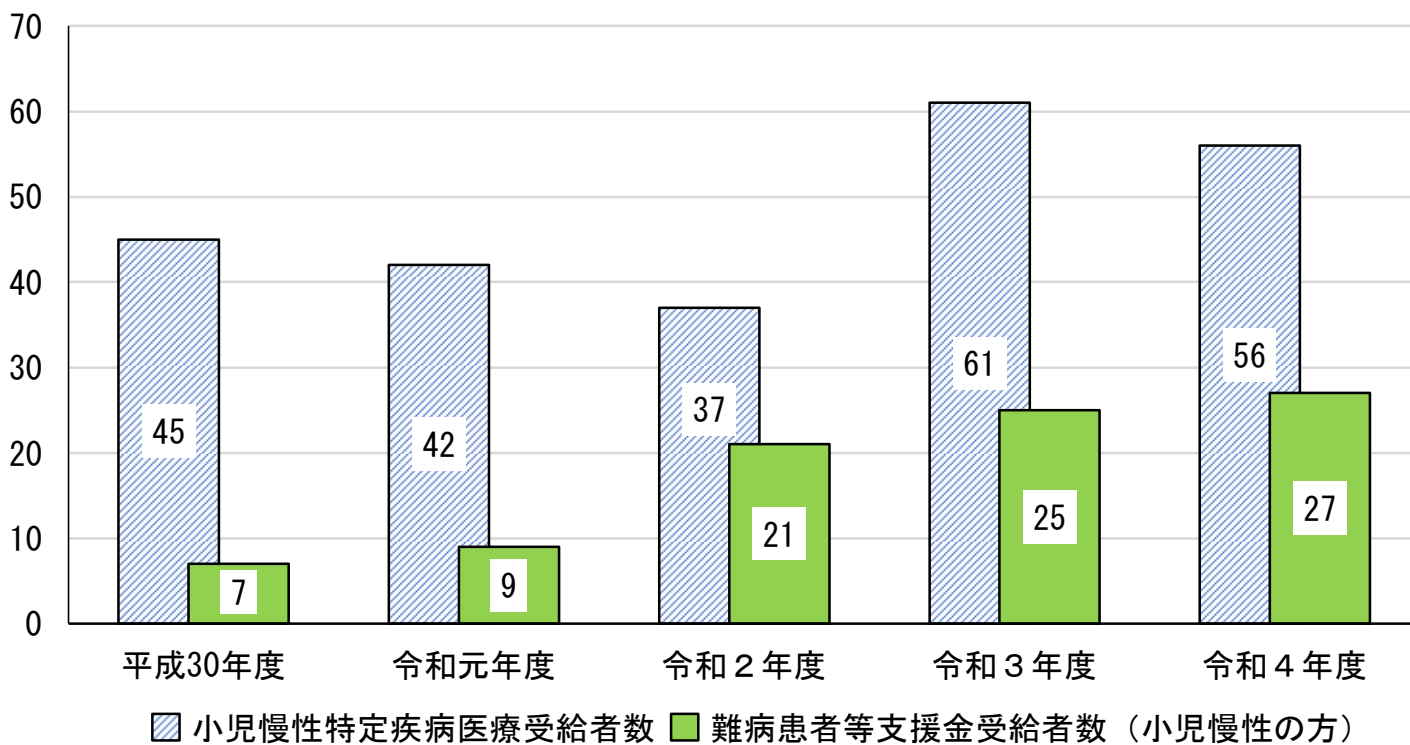
指定難病特定医療費受給者と難病患者等支援金受給者数は緩やかに増加しています。



資料: 社会福祉課

〔小児慢性特定疾病〕

(人)



資料:社会福祉課

(3) 障害福祉サービス等の利用状況

障害福祉サービスを利用している人は、令和元年度以降700人を超えて微増しており、令和4年度は756人となっています。

〔障害福祉サービス利用者(支援区分)〕

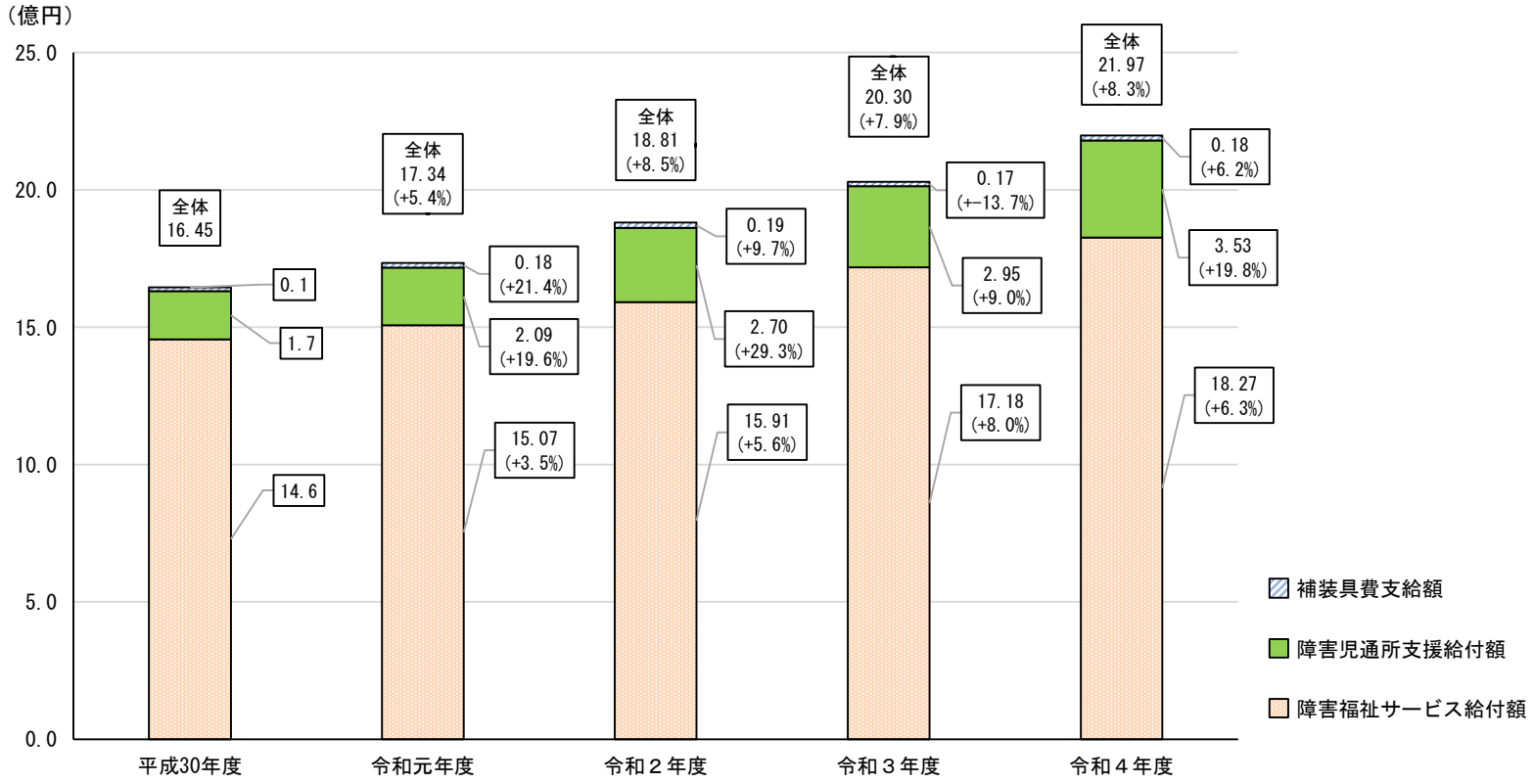
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
区分6	116人	122人	115人	117人	122人
区分5	75人	80人	80人	85人	94人
区分4	117人	118人	112人	106人	118人
区分3	88人	78人	74人	66人	82人
区分2	53人	55人	54人	51人	65人
区分1	3人	4人	3人	2人	3人
区分なし	241人	247人	269人	286人	272人
合計	693人	704人	707人	713人	756人

資料：各年度末現在・社会福祉課

障害福祉サービス等給付費は毎年度増加しており、直近の令和4年度実績額は、約21億9,700万円で、3か年平均の伸び率は8.2%です。

給付種目別の状況を令和4年度実績額でみると、障害福祉サービス給付は約18億2,600万円で3か年の平均伸び率は6.6%です。障害児通所支援給付は約3億5,300万円で3か年の平均伸び率は19.4%と大きく増加しています。補装具費支給額は約1,800万円で3か年の平均伸び率は0.7%と、補装具、障害児通所支援、障害（児）福祉サービスともに増加傾向にあります。

〔障害福祉サービス等給付費の推移〕



資料:社会福祉課

(4) アンケート結果からみられる現状等

障がい者を取り巻く状況や各種福祉制度の変化等を把握し、笠間市の障がい者福祉の基本指針である「笠間市障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画」を策定する基礎資料とするため、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を交付されている方、障害福祉サービス・障害児福祉サービスを利用されている方等を対象にしたアンケートを実施しました。あわせて、主に市内にある障害（児）福祉サービス事業者を対象にしたアンケートを令和4年12月から令和5年1月に実施し、20事業所から回答をいただきました。

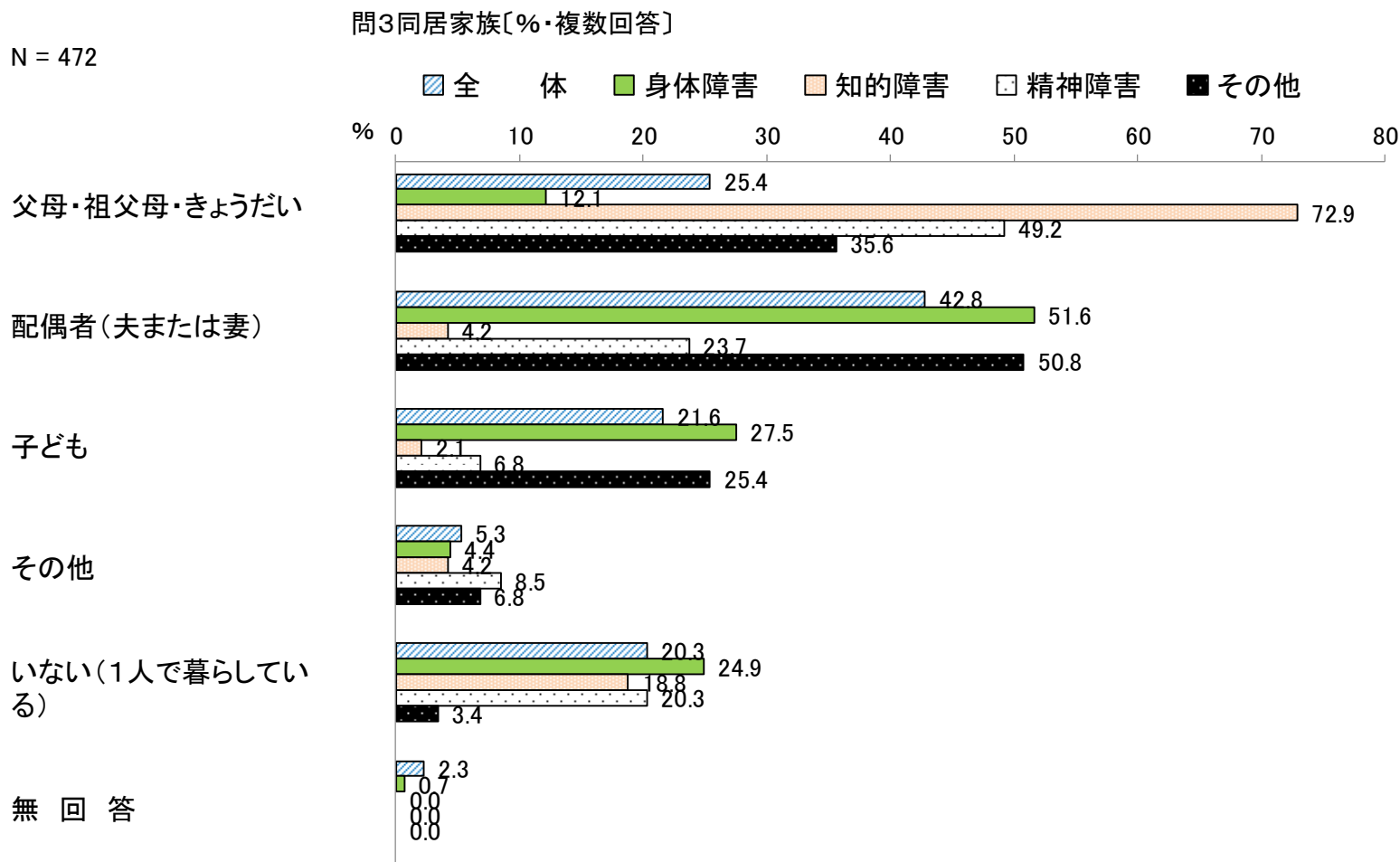
また、笠間市内の障がい者関係団体等から意見をいただくアンケートを行い、3団体から回答をいただきました。

配布数	1,000件
回収数（回答率）	476件（47.6%）
有効回答数（有効回答率）	472件（47.2%）

①世帯の状況

障がいがある人の同居家族は、全体では「配偶者（夫または妻）」が42.8%と多く、「父母・祖父母・きょうだい」が25.4%、「子ども」が21.6%、「いない（1人で暮らしている）」が20.3%と続いています。

「配偶者（夫または妻）」は身体障害で50%を超えており、「父母・祖父母・きょうだい」は知的障害で72.9%となっています。

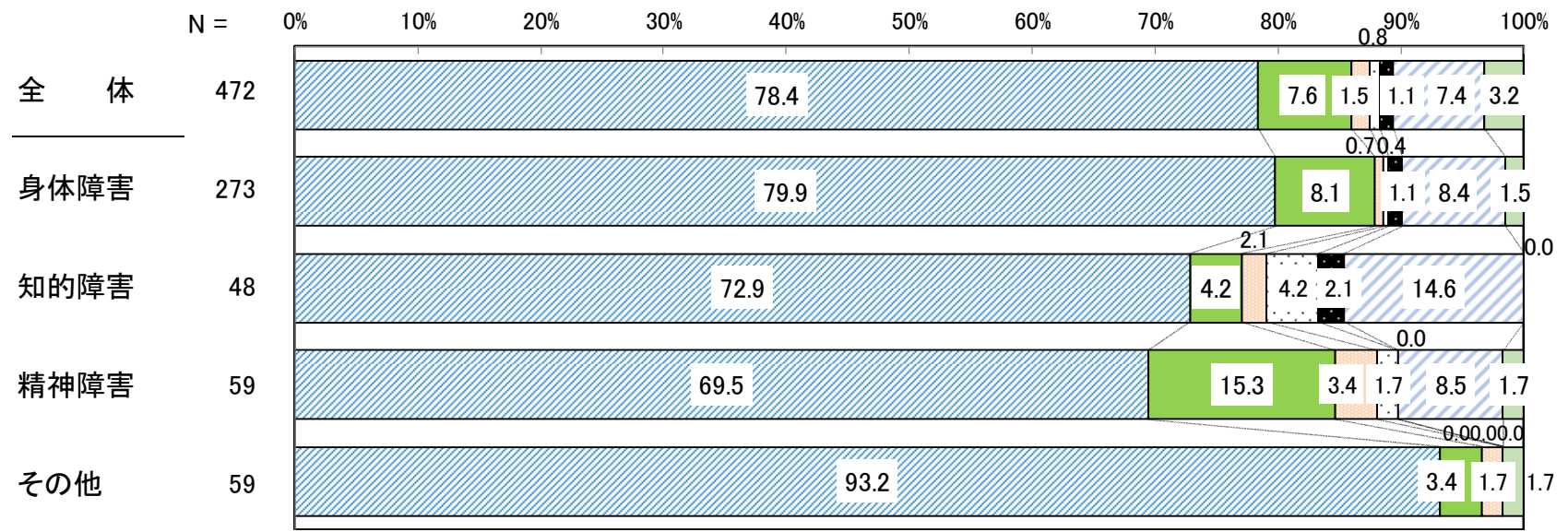


※グラフ内の「N」は回答数を表す（以下同様）

居住している住居は「持ち家（家族所有も含む）」が78.4%と多くを占めていますが、精神障害では69.5%で、「民間の賃貸住宅」が15.3%となっています。

問4住居形態[%]

- 持ち家(家族所有も含む)
- 民間の賃貸住宅
- 市営・県営などの公営住宅
- 社宅などの貸与住宅
- 間借り
- その他
- 無回答



(福祉・入所施設、グループホーム、病院、等)

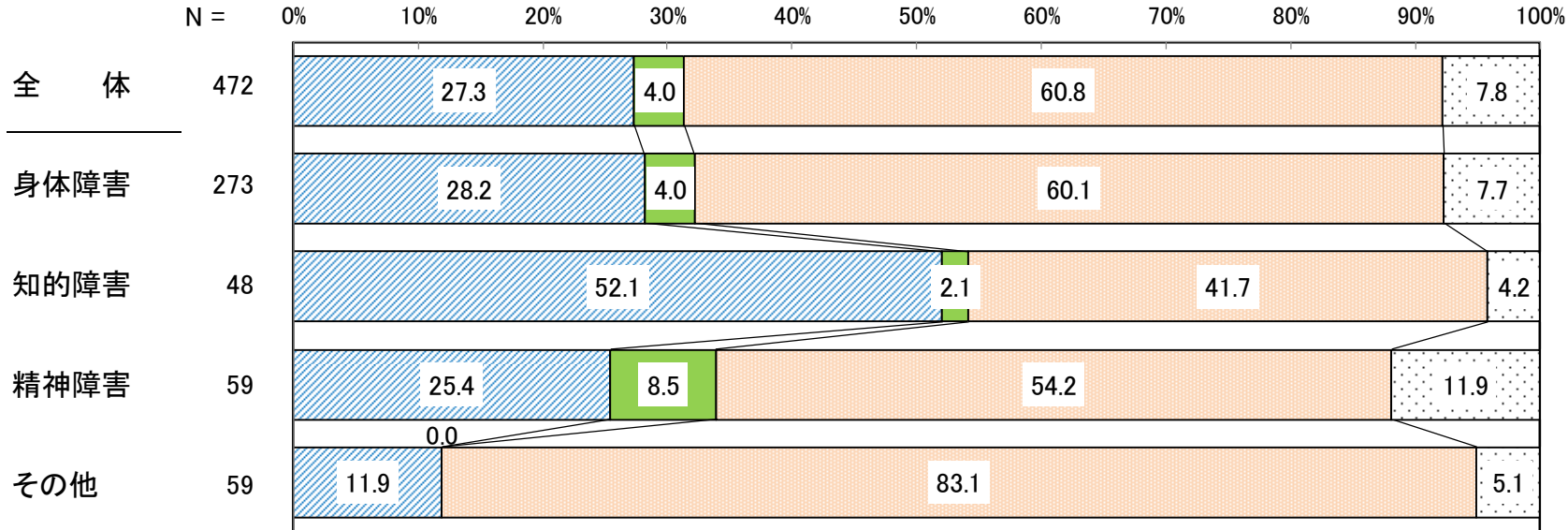
②日常生活での介助の状況

介助は「必要ない」が60.8%、「必要であり、介助者がいる」が27.3%、「必要だが、介助者はいない」が4.0%となっています。

知的障害では52.1%が「必要であり、介助者がいる」と回答しています。

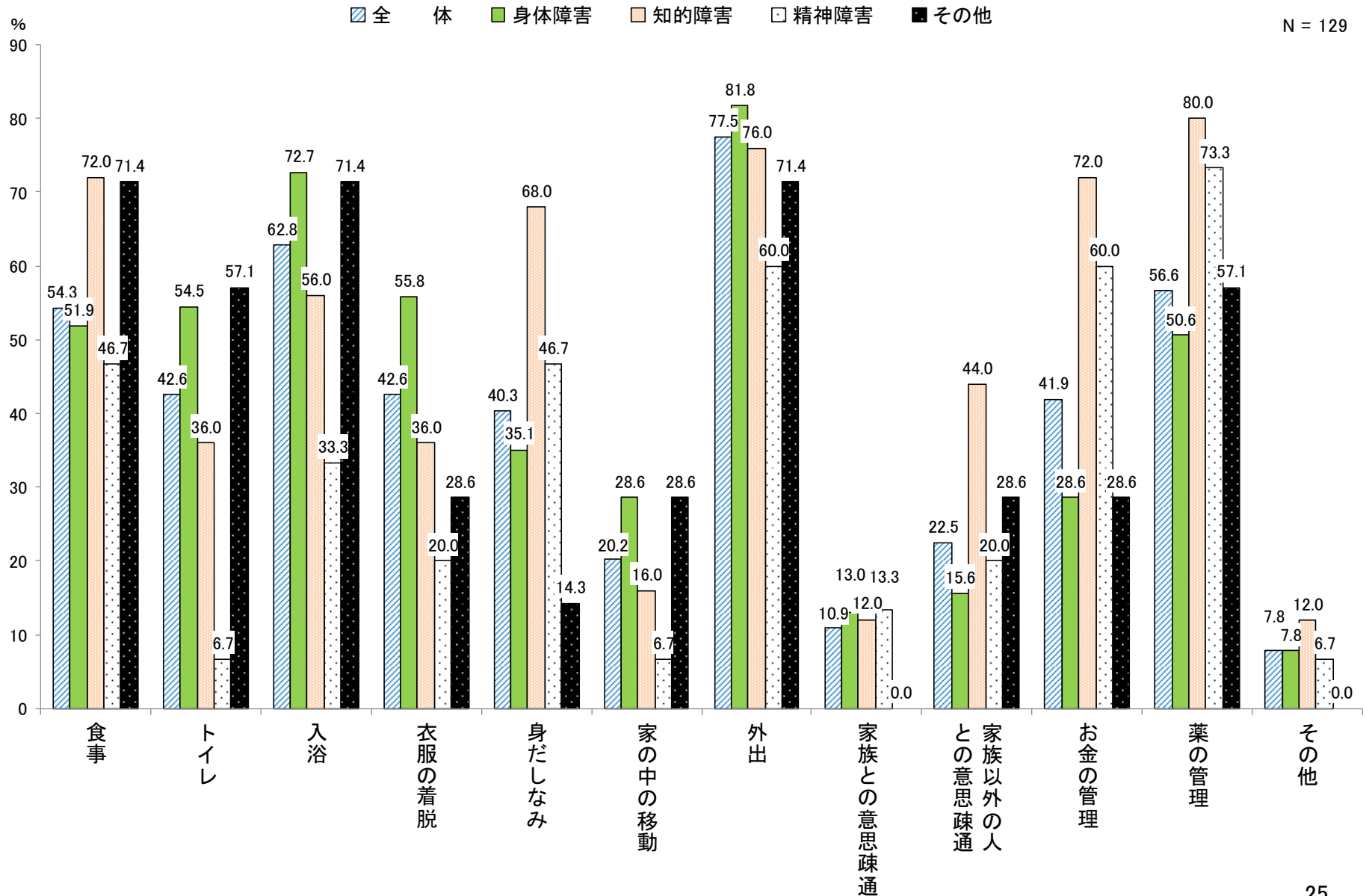
問22日常生活において介助者の必要性[%]

■ 必要であり、介助者がいる ■ 必要だが、介助者はいない ■ 必要ない ■ 無回答



介助や支援が必要な時は、「外出」が77.5%、「入浴」が62.8%、「薬の管理」が56.6%、「食事」が54.3%、「トイレ」と「衣服の着脱」がともに42.6%となっています。

問23毎日の暮らしに必要な介助や支援[%・複数回答]

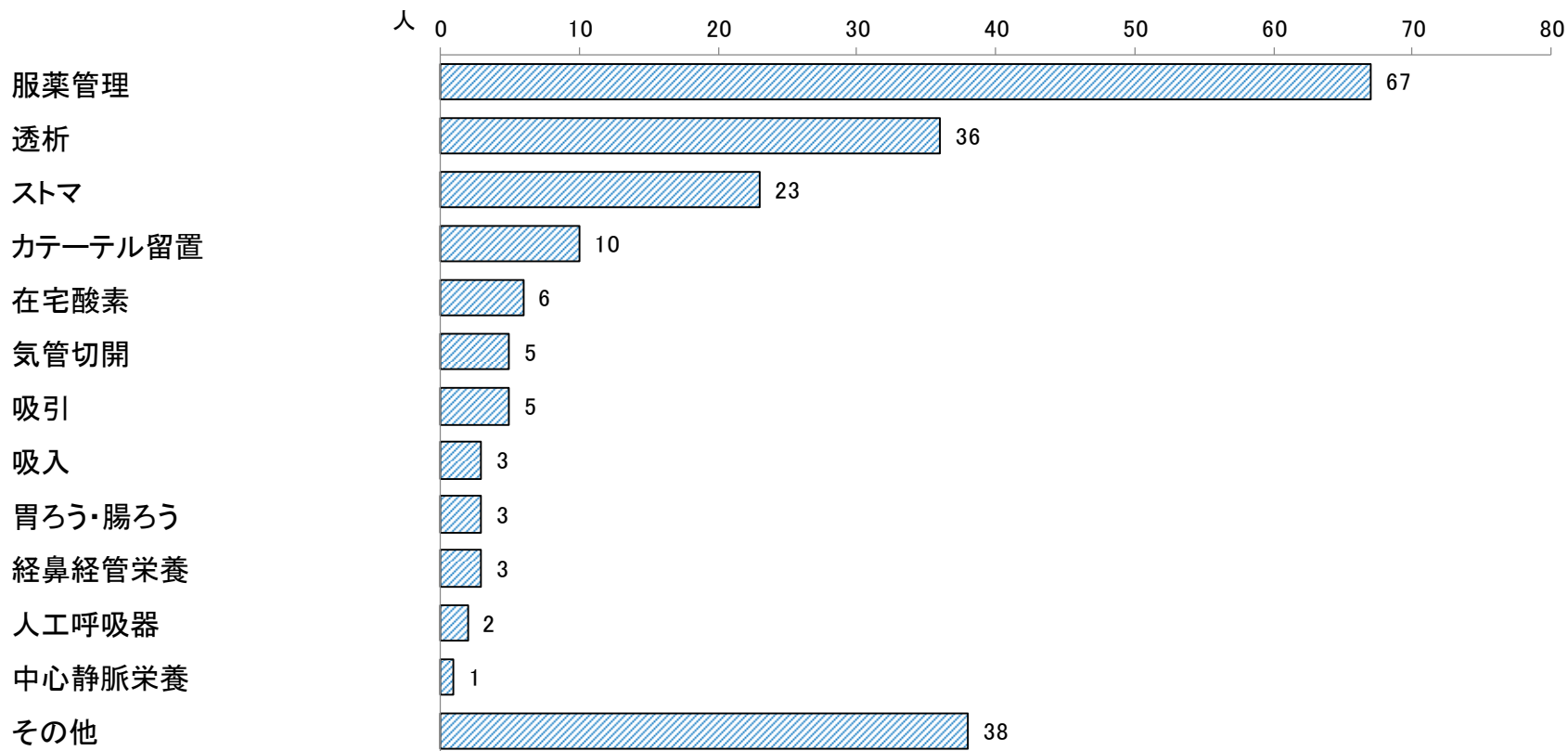


③医療ケアの受診状況

「服薬管理」が67人、「透析」が36人、「ストマ」が23人と続いています。

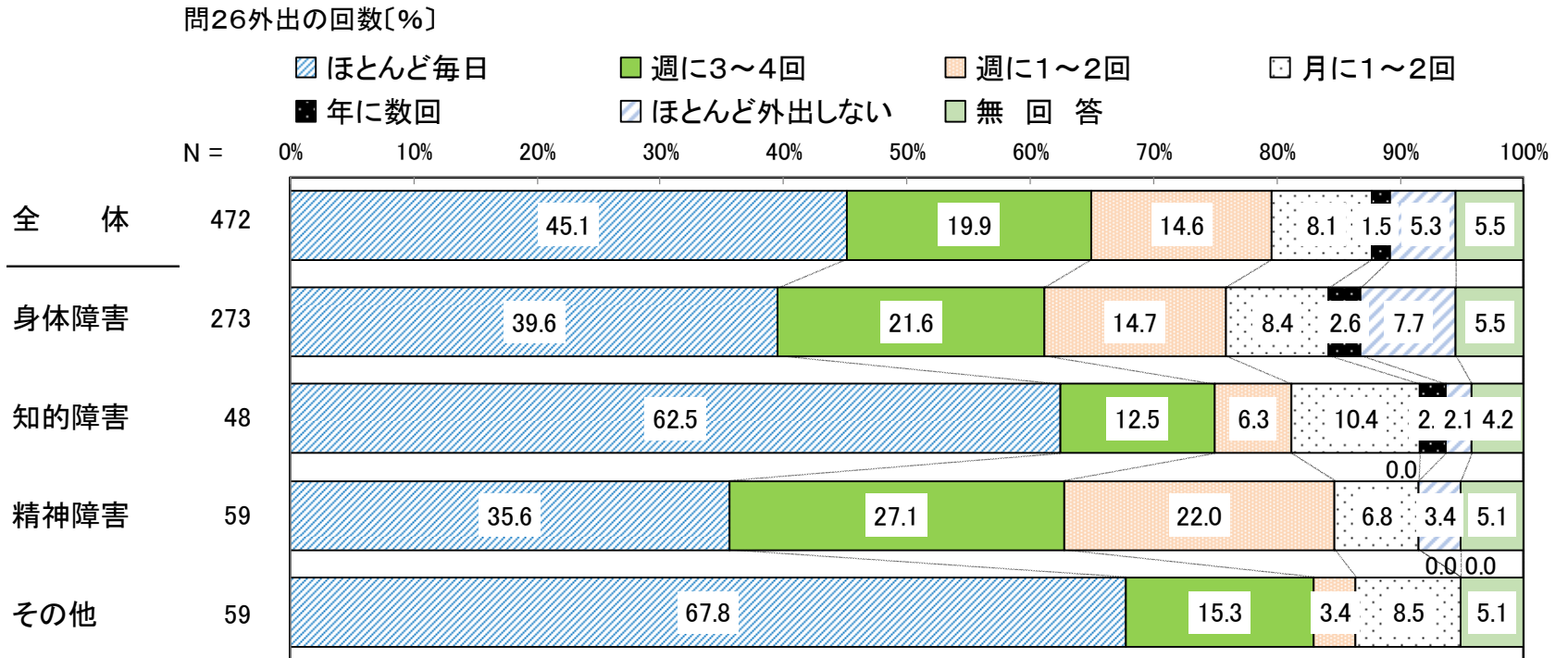
N = 472

問8受けている医療ケア[人・複数回答]



④外出状況

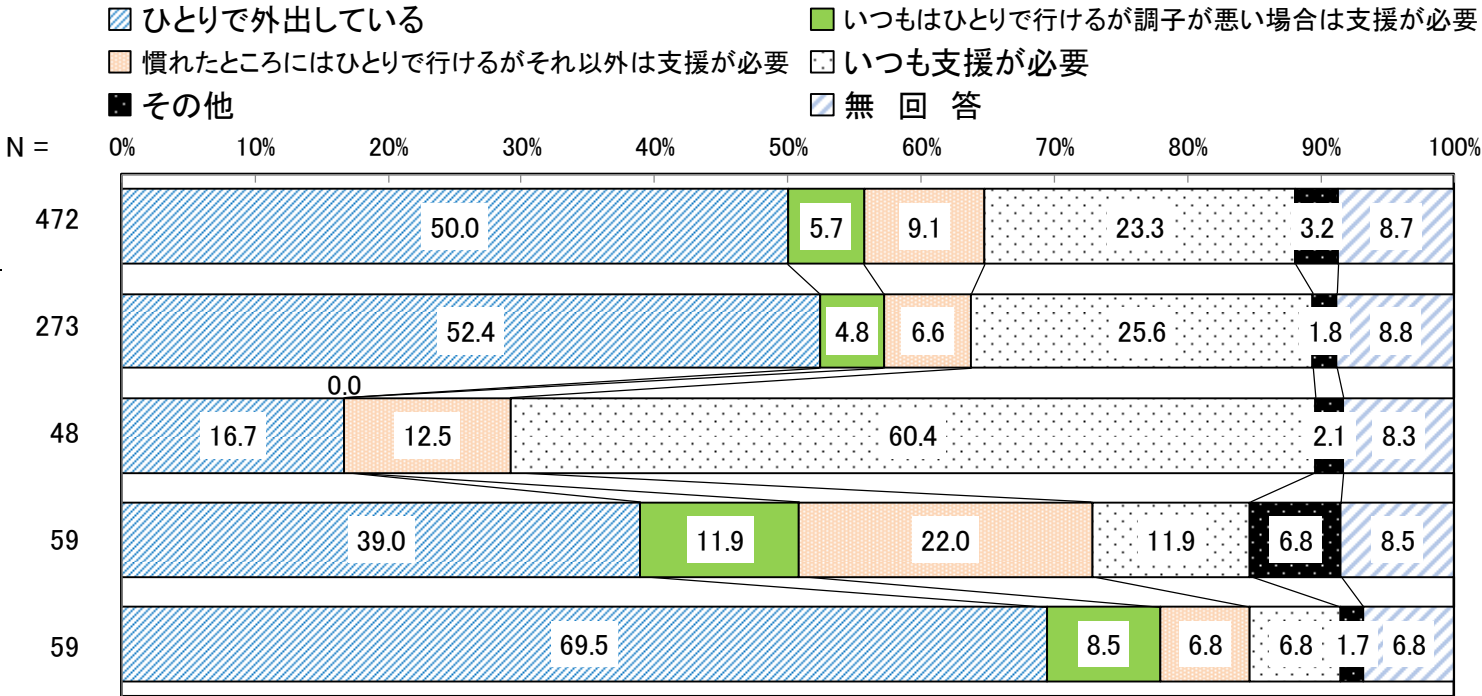
「ほとんど毎日」が45.1%、「週に3～4回」が19.9%、「週に1～2回」が14.6%と続いています。



外出時の支援状況では、「ひとりで外出している」が50.0%と多く、「いつも支援が必要」が23.3%となっています。

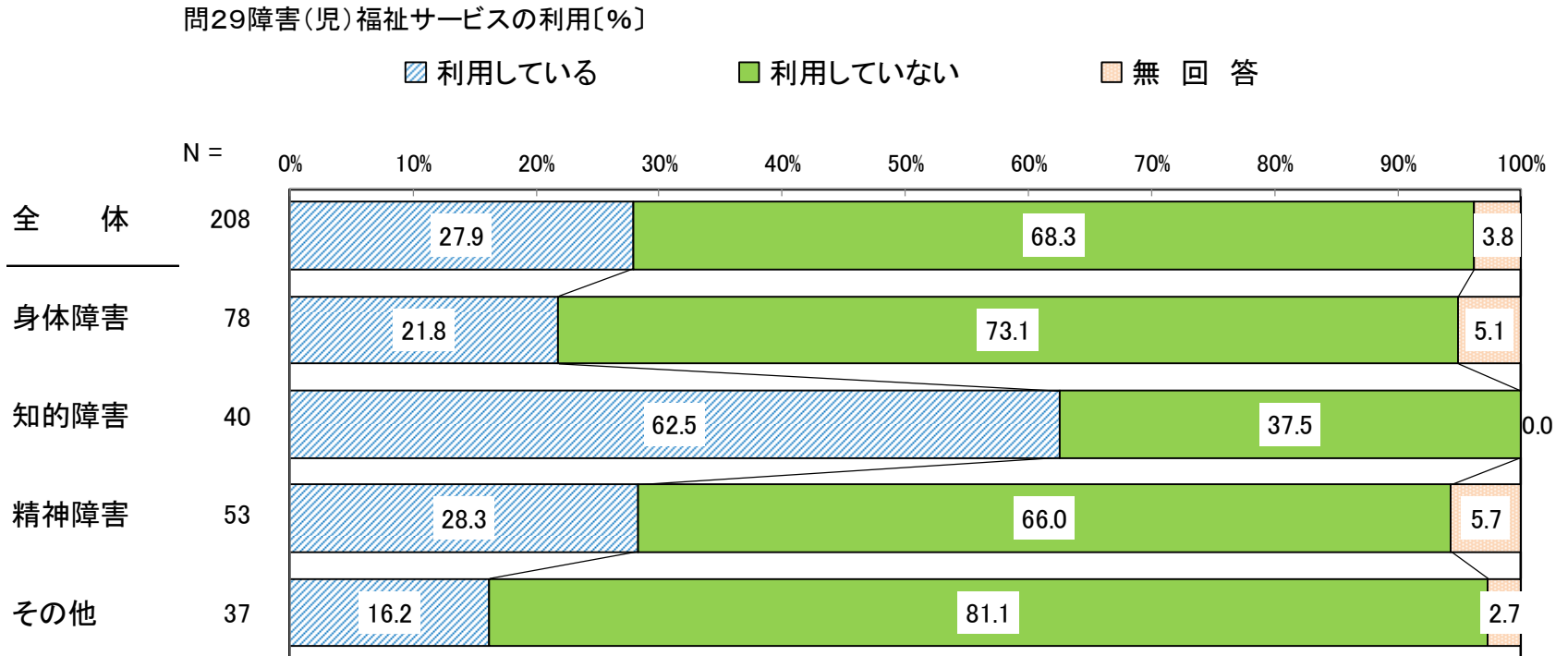
「ひとりで外出している」は未交付で69.5%など多く回答されていますが、知的障害では少なく、「いつも支援が必要」が60.4%となっています。

問27外出時の支援[%]



⑤障害福祉サービスの利用状況(64歳以下)

「利用していない」が68.3%、「利用している」は27.9%となっています。「利用している」は知的障害で62.5%、精神障害で28.3%回答されています。

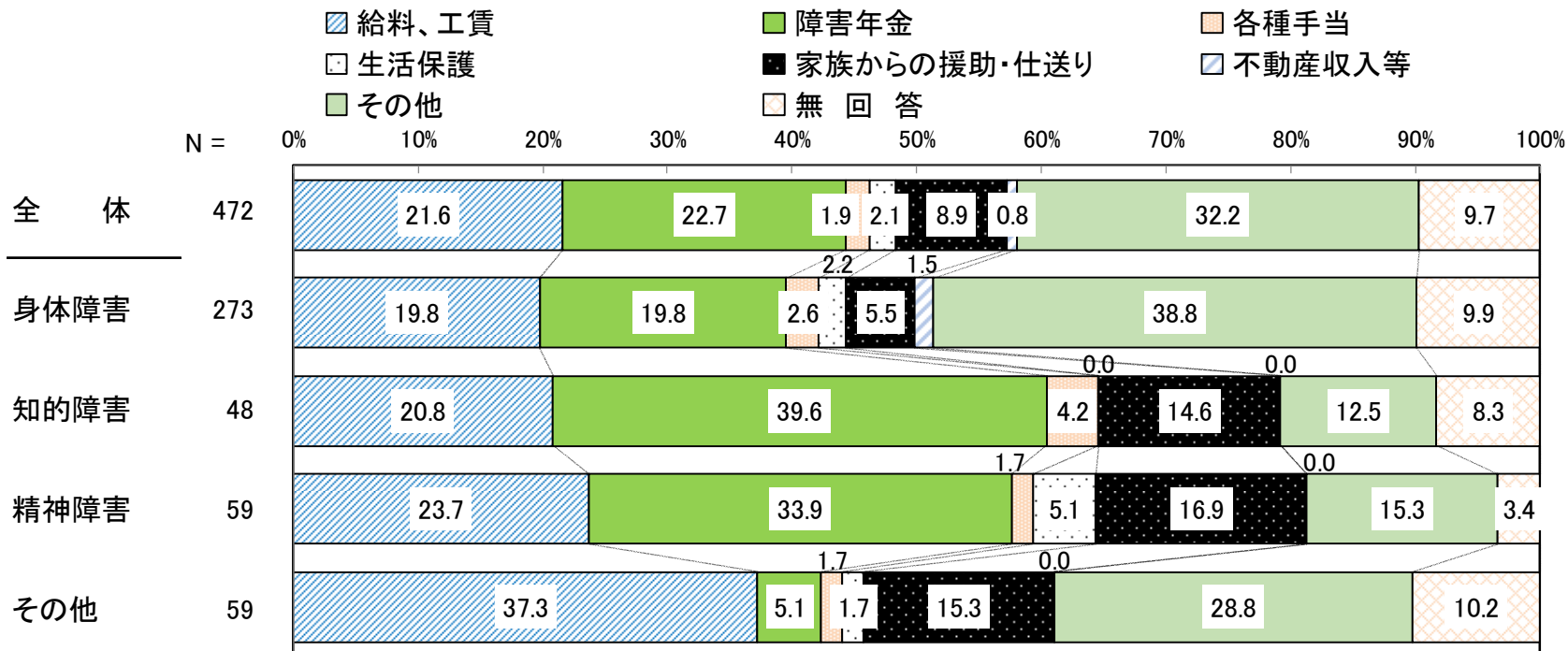


⑥収入・仕事

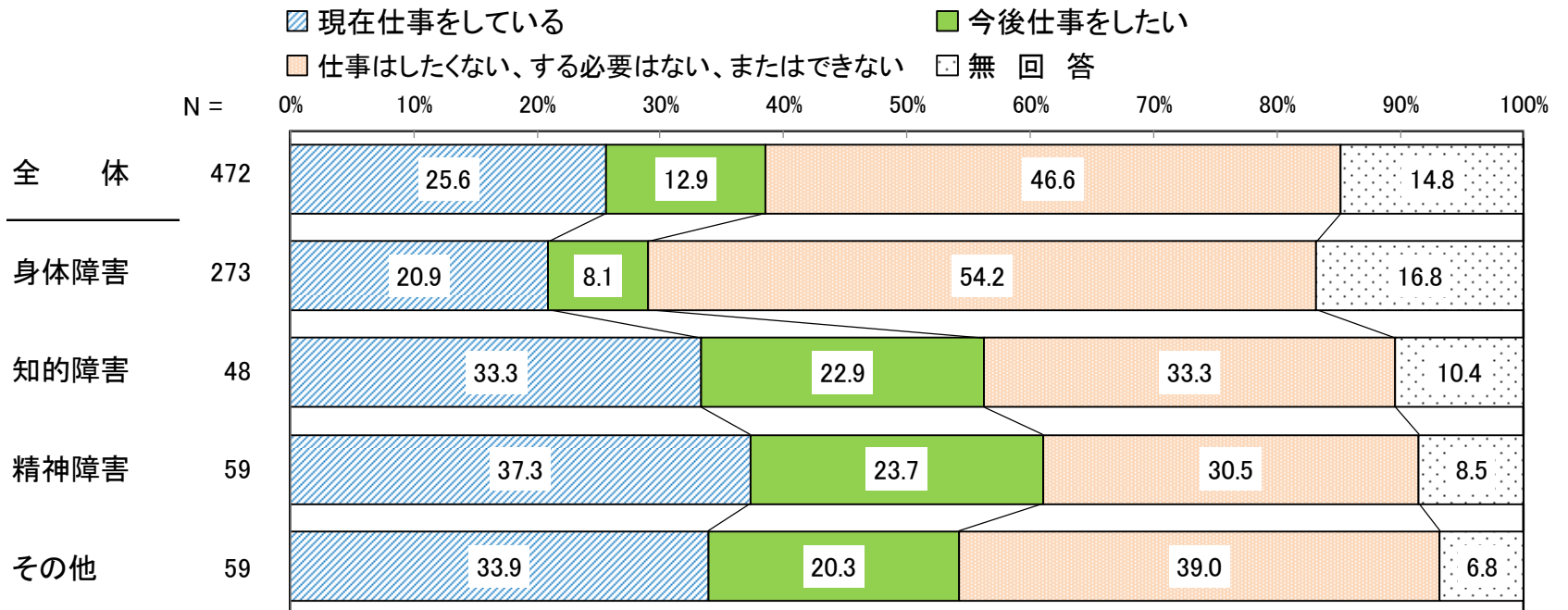
主な収入は「障害年金」が22.7%、「給料、工賃」が21.6%となっています。

今後「仕事はしたくない、する必要はない、またはできない」が46.6%と多く、「現在仕事をしている」が25.6%、「今後仕事をしたい」が12.9%となっています。「現在仕事をしている」は精神障害、その他と知的障害で35%前後、「今後仕事をしたい」は精神障害、知的障害とその他で20%を超えています。

問33主な収入[%]



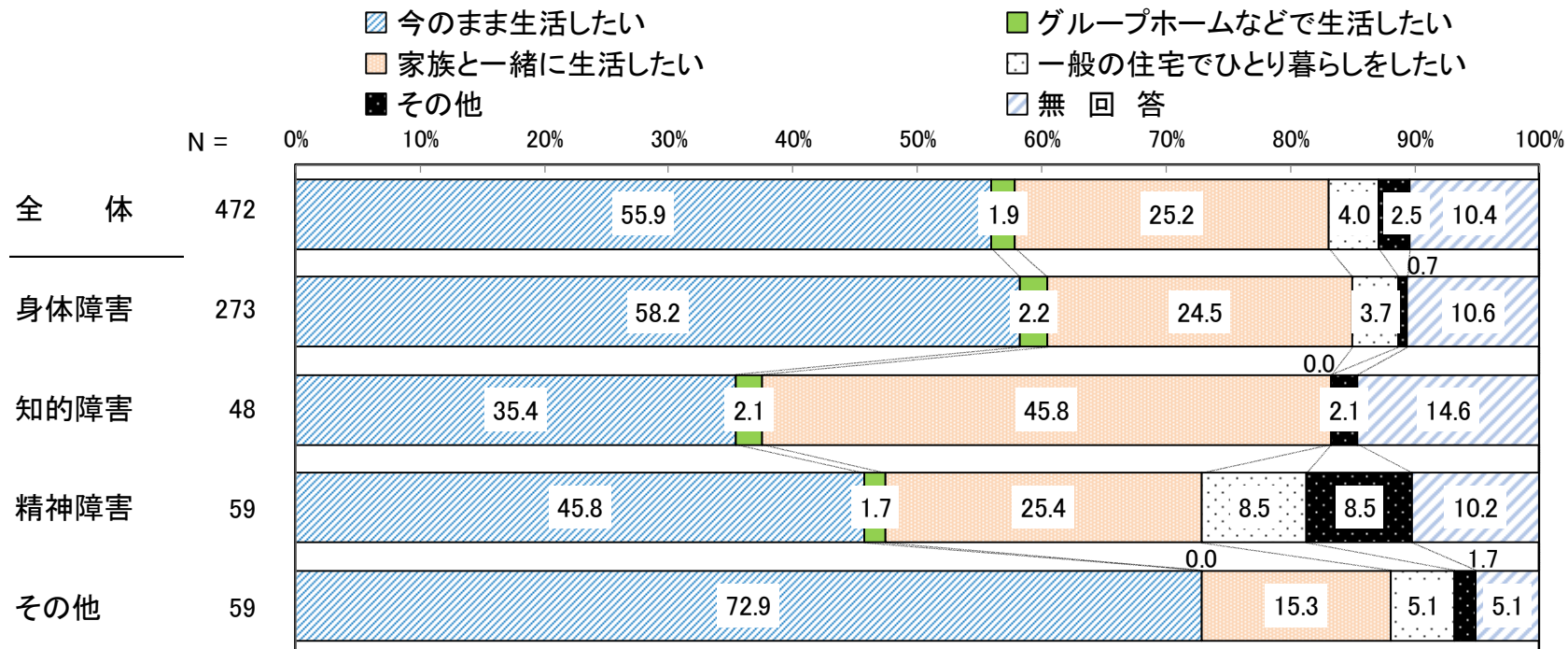
問37就労意向[%]



⑦今後(現在も含めて)の生活

全体では、「今のまま生活したい」が55.9%と多く、「家族と一緒に生活したい」が25.2%となっています。

問40今後の生活希望[%]

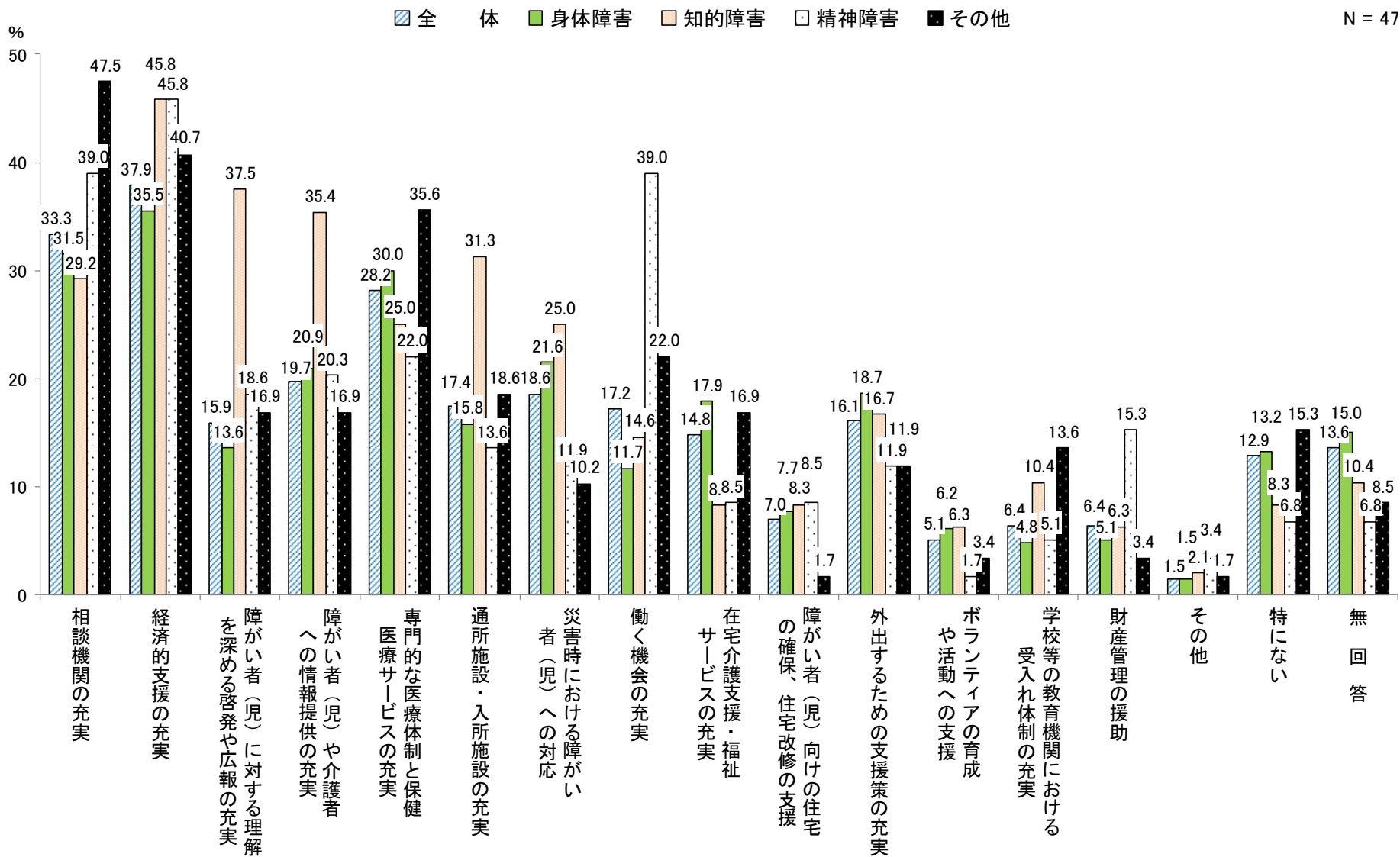


⑧笠間市の障がい者(児)施策で期待すること

「経済的支援の充実」が37.9%、「相談機関の充実」が33.3%、「専門的な医療体制と保健医療サービスの充実」が28.2%の順となっています。

問4 3障がい者(児)施策で期待すること [%・複数回答]								
回答(N)	経済的支援の充実	相談機関の充実	専門的な医療体制と保健医療サービスの充実	障がい者(児)や介護者への情報提供の充実	災害時における障がい者(児)への対応	通所施設・入所施設の充実	働く機会の充実	外出するための支援策の充実
472	37.9	33.3	28.2	19.7	18.6	17.4	17.2	16.1
障がい者(児)に対する理解を深める啓発や広報の充実	在宅介護支援・福祉サービスの充実	障がい者(児)向けの住宅の確保、住宅改修の支援	学校等の教育機関における受入れ体制の充実	財産管理の援助	ボランティアの育成や活動への支援	その他	特になし	無回答
15.9	14.8	7	6.4	6.4	5.1	1.5	12.9	13.6

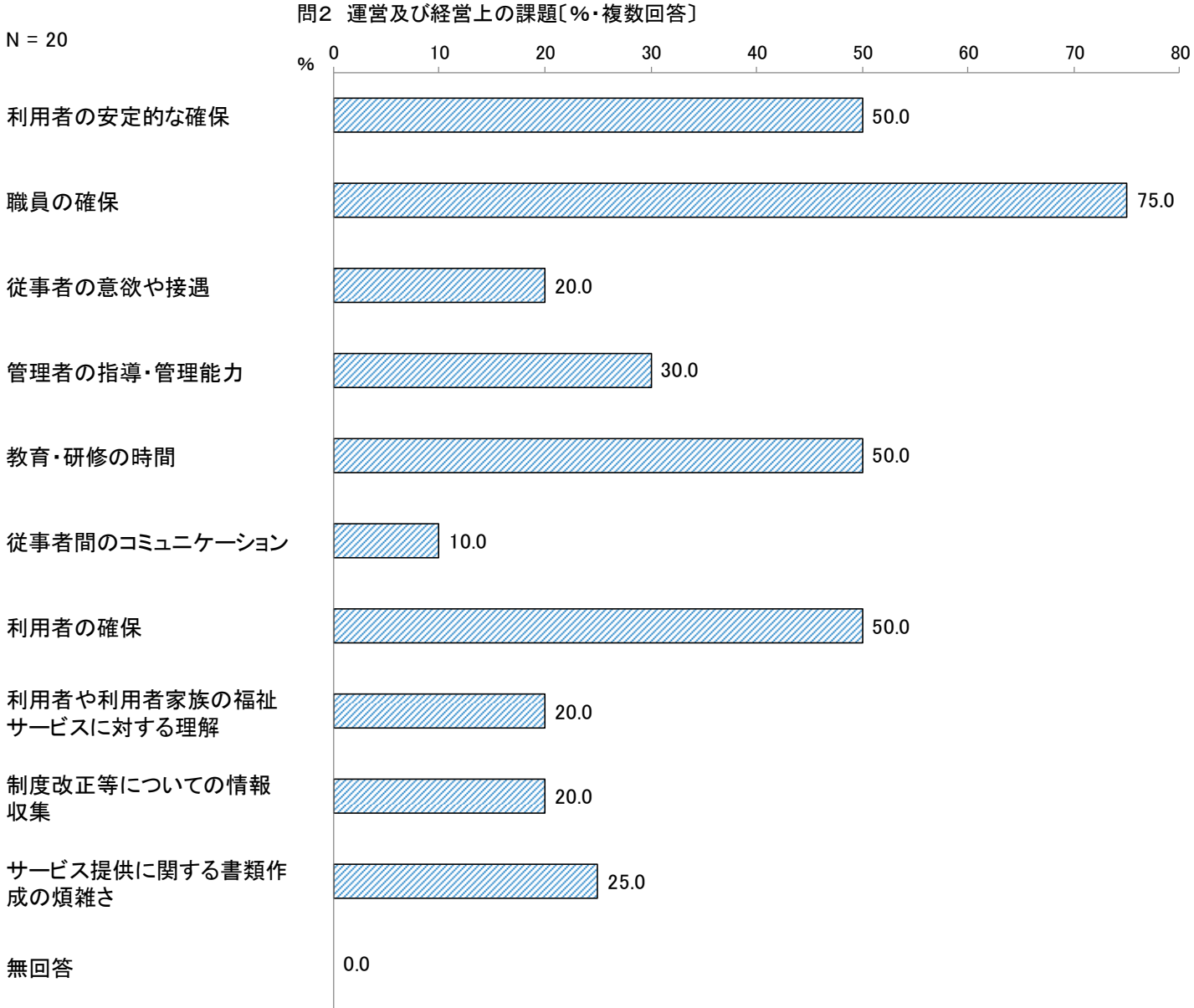
問43障がい者(児)施策で期待すること〔%・複数回答〕



N = 472

⑨障害福祉サービス事業所の状況

事業運営における課題は「職員の確保」が75.0%と多く、「利用者の安定的な確保」「教育・研修の時間」「利用者の確保」がいずれも50.0%となっています。



3 計画の基本方向

(1) 基本理念

障害者基本法では、「すべての国民が、障害の有無にかかわらず等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものである」という理念が明記されています。

本計画は、この法の理念を笠間市で実現に向けて取り組むための計画であり、障害者基本法第一条の目的に定められる「障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進すること」を本市に合わせた計画として策定することが重要です。そして、障がいのある人の地域での自立、社会的な自立を目指し、そのための取組を制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体者が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を越えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく「地域共生社会」を構築していく必要があります。

そこで、今後の本市における障害者福祉行政の在り方及び障がいのある人が住み慣れた地域で、生きがいをもって安心して暮らせるまちを目指すための共通の方向性として、次の基本理念を掲げ、実現に向けて施策の充実を図ります。

基本理念

共に支え合い 自分らしく暮らせる 地域づくり

(2) 施策課題

相互理解を深める啓発・交流の推進	<ul style="list-style-type: none">○地域移行促進の取組、地域生活支援拠点機能の整備、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの活用○障がい者が気軽に立ち寄れる居場所や活動の場づくり○障がいに関する理解を深める啓発
地域での自立した生活支援の充実	<ul style="list-style-type: none">○相談支援機能の強化○発達障害や高次脳機能障害、難病患者等で支援が必要な人への支援施策の充実○重度障害・医療的ケアが必要な人の生活支援・社会参加支援○精神障がい者の地域移行及び地域生活を支援する地域の体制づくり○障がいのある人や家族、ひきこもりなど地域での孤立防止、見守り活動○サービス提供水準の向上（質の向上）、社会資源の充実○障害福祉人材の確保・育成
就労支援と社会参画の促進	<ul style="list-style-type: none">○移動・外出の支援○就労機会・場の拡充に向けた取組○就労移行支援の充実と就労支援ネットワークの充実○職場定着に向けた取組及び障がい者雇用の促進○情報提供手段の拡充と意思疎通支援の推進
共に育ち、学ぶ環境づくり	<ul style="list-style-type: none">○障害特性や生活実態に応じた適切なサービス提供○ライフステージに応じた切れ目のない支援体制の構築
安全・安心の地域づくり	<ul style="list-style-type: none">○多様な住まいの場の確保・充実○地域とのつながりづくり、地域で支え合う体制づくり○災害・緊急時の支援体制の強化
権利擁護支援の推進	<ul style="list-style-type: none">○当事者・家族の高齢化、障害の重度化・重複化の進行、親亡き後の暮らしの不安などへの対応策の検討○権利擁護支援の推進

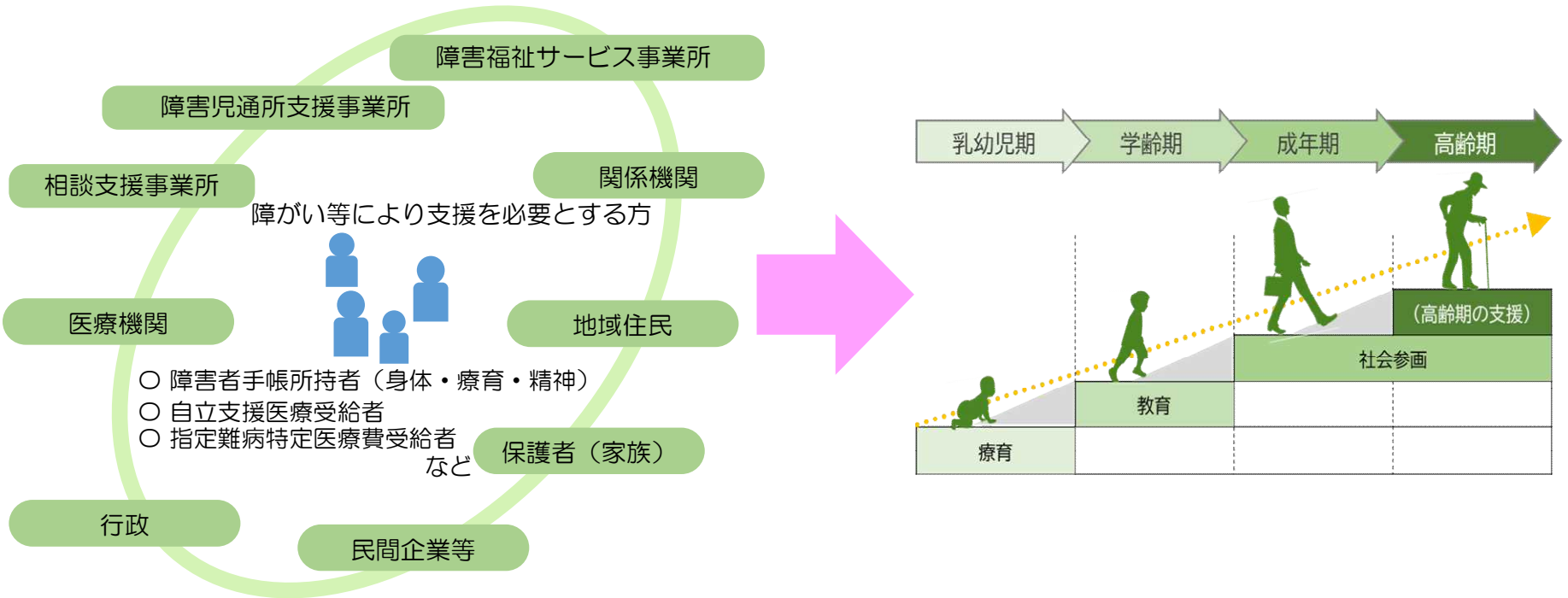
(3) 基本方針

人口構造の変化を背景に、家族の在り方やライフスタイルが多様化し、様々な分野の課題が絡み合って複雑化したり、世帯で複数の課題を抱えているなど、利用者のニーズは多様化し、増大しています。そのため、障害福祉サービスと介護保険サービスとの関係、障がい児支援のためのサービス、地域包括支援システムの構築など、個々の状況に応じてサービスを複合的に利用する機会が増えています。

乳幼児期から高齢期に至るまで、様々な障がいの特性とライフステージに応じた切れ目のない支援施策を多職種・多分野連携により展開することが重要であり、これまでに確立してきた支援体制の充実を図ります。

基本方針 福祉ニーズの増大に対応した、ライフステージに沿った支援体制の充実

〔切れ目のない支援のイメージ〕



(4) 基本目標

基本目標 1 相互理解を深める啓発・交流の推進

ライフステージを通して、障がいに関する正しい認識を持ち、相互に理解し、共に暮らすことができるように、各種広報媒体の活用や様々な行事を通じて啓発・広報活動、交流活動の充実を図り、共に活動しながら様々な場面でお互いに理解を深めます。理解を深めるとともに、社会参加や交流の促進を図れるように、障がいのある人の意思疎通支援を推進します。

基本目標 2 地域での自立した生活支援の充実

障がいのある人が地域で自立し、生きがいをもって地域生活を送れるように、必要な福祉サービスを利用し、相談ができ、情報提供を受けられる包括的な支援体制づくりを進めます。

基本目標 3 就労支援と社会参画の促進

障がいの特性に応じた就労の場、就労を体験・訓練する機会を提供し、関係機関や訓練施設等との連携を強化し、地域での就労支援に取り組みます。また、一般雇用、福祉的就労も含め、障がいのある人一人ひとりの働く意欲を尊重し、必要に応じ適切な支援を進め、働く場の確保を図ります。また、就労する周囲の人への理解促進と障がいのある人の働く環境の向上に努めます。

基本目標 4 共に育ち、学ぶ環境づくり

一人ひとりの個性と能力を最大限に伸ばし、育む環境づくりを成長段階の時点で推進し、育成支援、教育の場を利用できるようにする、生活支援サービスなど、保健・医療・育成・福祉・教育等の分野がより一層の連携を図り、切れ目ない支援を進めていきます。

基本目標 5 安全・安心の地域づくり

誰もが住みよいまちづくりを推進していくために、ハード面のバリアフリー化を促進するとともに、地域安全活動と防災対策を推進します。

基本目標 6 権利擁護支援の推進

障がいのある人が一人の人間としての尊厳を保持し、地域で安心して暮らせるように、虐待防止や権利擁護のための取組を推進します。

また、障がいのある人の成年後見制度や日常生活自立支援事業の利用支援とともに、相談から各種支援のネットワークづくりをはじめ、後見等の業務を適正に行うことができる人材の育成・活用の研修等を行い、障がいのある人等の成年後見制度等の利用を促進していきます。

(5) 施策の体系

基本目標

取組方向

1. 相互理解を深める啓発・交流の推進

- ①地域共生社会の実現に向けた取組の推進
- ②交流の機会の確保
- ③地域包括ケアシステムの推進

2. 地域での自立した生活支援の充実

- ①相談支援の充実
- ②サービス提供体制の充実と利用促進
- ③障害福祉人材の確保・定着化と業務効率化の推進
- ④健康支援の推進

3. 就労支援と社会参画の促進

- ①就労支援の推進
- ②多様な活動の機会の充実
- ③外出支援と意思疎通支援の推進
- ④障がい者のデジタル活用の支援

基本目標

取組方向

4. 共に育ち、学ぶ環境づくり

- ①切れ目ない支援体制の充実
- ②特別支援教育の推進

5. 安全・安心の地域づくり

- ①災害等緊急時の対策の推進
- ②地域安全・見守り活動の推進
- ③住まいの確保と居住環境の向上
- ④まちのバリアフリー化と人にやさしいまちづくりの推進

6. 権利擁護支援の推進

- ①権利擁護のための啓発・取組の推進
- ②成年後見制度の利用促進

4 施策の展開

基本目標1. 相互理解を深める啓発・交流の推進

現状・課題

障害等による生活のしづらさは障がいのある人の状況により異なり、多様になっていることが見受けられるとともに、障がいのある人の高齢化・重度化も進んでいます。また、発達障害や難病等を含め、障害の捉え方も多様になっており、障害についての理解を深めていくことは地域共生社会の実現に向けた取組の中で重要度が増しています。合理的配慮は根底となる考え方ですが、社会に障害に関する理解が深まっていくことでその歩みが進んでいきます。このため、市民一人ひとり、隣近所や地域の身近なこととして知り、障害特性の理解と認識を深める学びの機会をつくっていくことが課題であり、福祉教育や交流機会の拡充を図り、全ての市民、様々な世代の市民に働きかけていく必要があります。

【アンケート調査から】

- 障がいがあることを理由に、差別や嫌な思いをする（した）ことがあるかの問いに対しては、「ない」が59.7%でした。一方で、「ある」と回答した方は29.2%おり、その場面として、「学校・仕事場」「外出先」があげられています。
- 障害者差別解消法の認知度についての問いでは、「言葉は聞いたことがあるが内容は知らない」が25.6%、「言葉も内容も知っている」は8.1%と低調な状況です。また、合理的配慮が必要だと思うこととして、「歩道・信号・階段・駐車場に関すること」「移動に関すること」「社会の意識、理解に関して」等となっています。

施策の方向

①地域共生社会の実現に向けた取組の推進

ノーマライゼーションの理念の下、すべての市民が相互に障がいや障がいのある人に関する理解を深め、共に育ち暮らす地域共生社会を目指した広報・啓発活動を推進します。あわせて、様々な場面で障害特性を踏まえた合理的配慮を可能な限り行えるよう努めます。また、学校教育における福祉教育や教育の場での福祉学習の機会、様々な場面での交流の場を拡充し、ライフステージにおいて相互理解を深めるための啓発を行います。

取組	内容	担当課
★理解促進研修・啓発事業 〔地域生活支援事業〕	障がいのある人等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、地域住民に対し、障がいのある人等への理解を深めるための研修・啓発を通じて、共生社会の実現を図ります。 ○当事者団体との意見交換 ○笠間市障がい者等の情報取得及びコミュニケーション環境の向上に関する条例の制定及び条例に基づく取組	社会福祉課
広報・啓発活動の充実	障がい特性を踏まえた接し方を解説したパンフレットや、ホームページの作成、障がいのある人に関するマークの紹介、権利擁護に関する講演会の開催などの啓発を図ります。 ○合理的配慮啓発用パンフレットの作成・活用	社会福祉課
発達障がいに関する研修、啓発	発達障がいをより多くの人に理解してもらうために地域住民向けや外部機関への研修や講演会を開催したり、発達障がいの特性や対応方法などについて解説したわかりやすいパンフレット、チラシなどを作成します。 ○発達障がい児支援の講演会 ○合理的配慮啓発用パンフレットの作成・活用	社会福祉課 こども育成支援センター
地域での理解・啓発活動の推進	障がいのある人が、住みなれた地域で安心して生活していくために、民生委員児童委員、ボランティア団体、行政区、自治会及び障がい者団体など、身近な人々の協力を得て、活動の場の創造や地域社会づくりを推進します。	社会福祉課

※「★」は本市独自の施策、または重点的施策。以下同様。

取組	内容	担当課
ユニバーサルマナーの推進	<p>高齢者や障がい者、様々な人の目線で考え行動する「ユニバーサルマナー」を推進するための講習会・プログラムを開催し、幅広い年代の市民が体験し、考える機会となるように推進します。</p> <p>○講習会の実施</p>	総務課
自発的活動支援事業	<p>障がいのある人や、その家族、地域住民等による地域における自発的な取組を支援することにより、障がいのある人が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、共生社会の実現を図ります。</p> <p>○当事者団体との意見交換</p>	社会福祉課
障がい者の明るいくらし支援事業	<p>障がいのある人が仲間と話し合い、自分たちの権利や自立のための社会に働きかける活動（ボランティア等）や、社会復帰に対する意識の啓発と活動を支援します。</p> <p>○パンフレットの設置</p>	社会福祉課
福祉教育・ボランティア学習の推進	<p>心の触れ合いの場の充実として、市内の特別支援学校と連携を図り、障がいのある児童生徒との交流及び共同学習や、地域の高齢者との触れ合い、交流活動を推進します。</p> <p>○市内小中学校と特別支援学校との交流</p>	学務課
★窓口における合理的配慮の取組	<p>新型コロナウイルス感染症対策としてアクリルパーテーションが設置された窓口において、双方向の会話がはっきり聞き取れ、スムーズに会話が行える会話補助システムを活用しています。各種窓口業務においても合理的配慮に基づく対応となるようにコミュニケーション環境の向上を図ります。</p>	市民課

②交流の機会の確保

障がい者団体の活動や障がいのある人が行っている活動の活発化を支援するとともに、地域での交流や共に過ごす場づくりを進めます。

取組	内容	担当課
レクリエーション活動支援 〔地域生活支援事業〕	障がいのある人がレクリエーション等の機会を利用することで、交流や余暇の充実を図り社会への参加を促進します。 ○ふれあいスポーツの集いの実施	社会福祉課
地域活動支援センター事業 〔地域生活支援事業〕	障がいのある人が通所して創作活動又は生産活動を行い、社会との交流の促進を図る事業を通して、福祉的就労や生きがいとなる活動の場を利用できるようにします。 ○地域活動支援センターでの各種活動、交流	社会福祉課
交流教育の推進	合理的配慮を踏まえた、居住地校交流及び学校間交流の積極的な取り組みと、障がい者スポーツを通じて「こころのバリアフリー」を推進します。 ○居住地校交流及び学校間交流の実施	学務課
★障がい者等と健常者の交流促進	パラスポーツを通じて障がいのある人と健常者の交流促進に取り組みます。 ○パラスポーツ体験会の開催	生涯学習課

③地域包括ケアシステムの推進

障がい等で支援が必要な人の自立した地域での暮らしを包括的に支援する体制づくりを継続して推進し、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの体制強化を図り、地域の理解促進や生活支援拠点機能の確保・充実に努めます。

取組	内容	担当課
<p>★地域包括ケアシステムの推進</p>	<p>笠間市では、市の実情に応じ、各種協議体での議論や、関係機関との連携強化を図り「茨城型地域包括ケアシステム」の理念に基づき、様々な障がいを抱える方々が、住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らしていける支援体制づくりを進めており、今後も、その充実強化を図ります。</p> <p>また「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の推進にあたっては、その協議の場として、「笠間市地域包括ケアネットワーク代表者会議」を位置づけしており、保健・医療・福祉関係者による幅広い視点の議論を通じて、精神障がい者の地域移行・地域定着を支援します。</p> <p>さらに、障がいや難病のある人だけではなく、高齢者、児童、ひとり親家庭、引きこもりに悩む方など、それぞれの制度での支援を基本に、他職種との連携により、ニーズに合わせた支援体制づくりを進めていきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域包括ケア会議の開催 ○地域包括ケアネットワーク代表者会議の開催 ○地域課題検討会の開催 ○障害者地域自立支援協議会の開催 ○こころの医療連携会議の開催 ○ピアカウンセリングの実施（相談支援事業） 	<p>社会福祉課 地域包括支援センター</p>
<p>★地域生活支援拠点機能の確保及び機能強化</p>	<p>相談支援体制に加え、緊急時の受け入れ体制、体験の機会・場の提供や一人暮らしなどの生活の場の移行支援などを行えるように、地域生活支援拠点の確保及び機能強化を図り、地域生活への移行・定着を図ります。</p>	<p>社会福祉課</p>
<p>★ひきこもりアウトリーチ事業</p>	<p>医療、保健及び福祉の関係者が連携し、ひきこもりの状態にある市民に対するアウトリーチ活動を実施し、その方の自立を支援することにより、本人及び家族等の福祉の増進を図ります。</p>	<p>社会福祉課</p>

基本目標2. 地域での自立した生活支援の充実

現状・課題

障がいのある人とその家族等が抱える課題は複雑化・複合化しているとともに、福祉ニーズは多様化・増大化しており、相談支援につながりにくいケースもみられます。また、障害（児）福祉サービス利用者は増加する中、相談支援専門員不足の状況や、モニタリングや困難ケースの対応等もあり、相談支援に携わる人材の負担増加が予測されます。このようなことから、相談支援に携わる人の確保など地域における相談支援体制の充実を図っていく必要があります。

また、増大する福祉ニーズに対応し、安定的に障害（児）福祉サービス等を提供していくために、提供体制の確保とサービス提供を担う人材の確保が必要です。そのため、障害（児）福祉サービス事業所等の職員の定着化や支援業務の円滑化に向けて専門性を高めるため、研修や多分野・多職種間の連携強化に継続して取り組んでいくことが重要な課題であり、障害者地域自立支援協議会（以下、「自立支援協議会」という。）などを関係者間の連携協力のもと取り組んでいくことが必要です。

【アンケート調査から】

- 笠間市は障がい者にとって暮らしやすいまちだと「思う」は19.9%、「どちらともいえない」が57.4%、「思わない」が13.3%となっています。
- 福祉サービスについて相談しやすい体制をつくるためには、「1か所で用件を済ませる総合的窓口があること」が41.9%、「専門的・継続的に相談のできる人が配置されていること」が38.1%、「地域の身近なところで直接話をして相談できること」が36.0%、「平日の昼間以外も相談できること（休日や夜間の対応）」が21.4%となっています。

施策の方向

①相談支援の充実

障がいのある人や難病患者等の相談等に応じるため、相談機会を充実させるとともに、継続的な支援を行います。相談支援の充実を図るため、基幹相談支援センターや委託相談支援事業所等が中心となって相談支援事業所との連絡調整や情報提供、地域移行に向けた取組等を行い、相談支援機能の強化を図ります。あわせて、障害者相談員や各種相談窓口などから得られた相談や困り事が基幹相談支援センターや相談支援事業所につながるネットワークづくりに取り組みます。

取組	内容	担当課
計画相談支援〔障害福祉サービス〕	障害福祉サービスの利用申請時の「サービス等利用計画案」の作成、サービス支給決定後の連絡調整、及び「サービス等利用計画」の作成を行います。また、支給決定されたサービスの利用状況等をモニタリングし、サービス事業者との連絡調整等を行います。	社会福祉課
地域移行支援〔障害福祉サービス〕	障害者支援施設等に入所している方または、精神科病院に入院している方など、地域における生活に移行するための、重点的な支援を必要としている方に対して、住居の確保など地域生活に移行するための相談や必要な支援を行います。	社会福祉課
地域定着支援〔障害福祉サービス〕	单身等で生活する障がいのある人に対し、常に連絡がとれる体制を確保し、緊急に支援が必要な事態が生じた際に、緊急訪問や相談などの必要な支援を行います。	社会福祉課
障害者相談支援事業〔地域生活支援事業〕	障がいのある人からの相談に応じて、必要な情報の提供や、障害福祉サービスの利用支援、権利擁護のために必要な援助を行い、障がいのある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができるように支援します。 ○委託相談支援事業の充実、連携強化	社会福祉課
基幹相談支援センター等機能強化事業〔地域生活支援事業〕	市における相談支援事業が、適正かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を持つ専門的職員（主任相談支援専門員等）を、基幹相談支援センター等に配置することや、基幹相談支援センター等が、地域における相談支援事業所等に対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、多機関連携、人材育成の支援、地域移行に向けた取組等を実施することにより、相談支援機能の強化を図ります。	社会福祉課

取組	内容	担当課
障害者相談員の配置	障がい者福祉に熱意のある民間の協力者が、相談員になり、障がいのある人またはその家族からの様々な相談に応じ、笠間市基幹相談支援センターや相談支援事業所等と連絡をとりながら、必要な指導を行っていきます。	社会福祉課
★各相談窓口の充実	相談窓口において、障がいの特性に応じた筆談・読み上げ等合理的な配慮を心掛け、職員の資質向上に努めます。 ○みえる通訳アプリの導入	社会福祉課
★相談機関のネットワークの強化	障害者地域自立支援協議会を通じて、保健・医療、教育、福祉、労働等の関係機関、サービス提供事業者や、NPO等との相談支援のネットワーク化を図り専門的な支援体制を強化します。また、相談支援の核となる相談支援専門員が定期的に集まる機会を相談支援部会づくり、相談支援の質の向上に努めます。今後も障がい関係事業所だけではなく、医療機関や介護関係事業所との連携を強化します。 ○自立支援協議会全体会、運営会議、相談支援部会、こども支援部会、就労支援部会の開催	社会福祉課
発達障がいに関する相談支援	発達障がい児（者）とその家族、関係機関等から日常生活での様々な相談（コミュニケーションや行動面で気になること、保育園や学校、職場で困っていること）などに応じます。また、必要に応じて福祉制度や、その利用方法、保健、医療、福祉、教育、労働などの関係機関と連携し、支援します。	こども育成支援センター 社会福祉課
★ピアサポート、ピアカウンセリングの推進	障がいのある人やその家族等が相互に学び合い、エンパワメントが向上されるような機会の確保に努めます。（相談支援事業）	社会福祉課

②障害(児)福祉サービス提供の充実と利用促進

地域での障がいのある人の生活を支えるとともに、介護家族等の負担軽減のため、医療的ケアが必要な人、※強度行動障害で支援が必要な人、高齢でサービスの切替えが必要な人など、障がいのある人の多様なニーズに応えられる各種福祉サービスの質と量の充実を図ります。障害(児)福祉サービス、地域生活支援事業をはじめ、各種福祉サービス等を組み合わせて利用できるように、サービス提供体制の充実を図るとともに、サービスの質の向上に努め、必要なサービスの利用を促進します。

※強度行動障害は、特性に適した環境調整や支援が行われないことで本人の困り事が著しく大きくなって行動上の課題が引き起こされるため、適切な支援の継続的な利用が必要である。

取組	内容	担当課
居宅介護〔障害福祉サービス〕	ヘルパーが自宅を訪問して、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談や助言など、生活全般にわたる援助を行います。増加するニーズに対応できるようにサービス提供体制の確保を図ります。	社会福祉課
重度訪問介護〔障害福祉サービス〕	重度の肢体不自由または重度の知的障がい、もしくは精神障がいがあり、常に介護を必要とする方に対して、ヘルパーが自宅を訪問し、入浴・排せつ・食事などの介護、調理・洗濯・掃除などの家事、生活等に関する相談や助言など、生活全般にわたる援助や外出時における移動中の介護を総合的に行います。	社会福祉課
重度障害者等包括支援〔障害福祉サービス〕	常に介護を必要とする方の中でも、特に介護の必要度が高い方に対して、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所等を包括的に行います。	社会福祉課
自立訓練（機能訓練）〔障害福祉サービス〕	身体障がいのある人または、難病患者等に対して、障害者支援施設、障害福祉サービス事業所または障がいのある人の居宅において、理学療法、作業療法その他の必要なりハビリテーション、生活等に関する相談及び助言などの支援を行います。	社会福祉課
自立訓練（生活訓練）〔障害福祉サービス〕	知的障がいまたは精神障がいのある人に対して、障害者支援施設、障害福祉サービス事業所または障がいのある人の居宅において、入浴、排せつ、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な、訓練・生活等に関する相談及び助言などの支援を行います。	社会福祉課

取組	内容	担当課
生活介護〔障害福祉サービス〕	主に日中、障害者支援施設などで常に介護を必要とする方に対して、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談・助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動・生産活動の機会を利用できるようにするほか、身体機能や生活能力の向上のために必要な援助を行います。	社会福祉課
療養介護〔障害福祉サービス〕	病院において、医療的ケアを必要とする障がいのある人のうち常に介護を必要とする方に対して、主に昼間において病院で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話をを行います。	社会福祉課
短期入所（ショートステイ）〔障害福祉サービス〕	自宅で、介護を行っている方が病気などの理由により介護を行うことができない場合に、障がいのある人に、障害者支援施設や児童福祉施設等に短期間入所してもらい、入浴、排せつ、食事のほか、必要な介護を行います。	社会福祉課
日常生活用具給付事業〔地域生活支援事業〕	<p>重度の障がいがある人等に対し、日常生活の困難を改善し、障がいのある人の自立を支援するために必要となる福祉機器等の日常生活用具を給付します。</p> <p>○支給品目の見直しの検討</p>	社会福祉課
在宅重度身体障害者訪問入浴サービス事業〔地域生活支援事業〕	家庭での入浴が困難な、身体に重度の障がいがある人の自宅を訪問し、移動入浴車での入浴サービスを利用できるようにします。	社会福祉課
日中一時支援事業〔地域生活支援事業〕	障がいのある人等の、日中における活動の場を確保し、障がいのある人等の家族の就労支援及び障がいのある人等を日常的に介護している、家族の一時的な休息を目的として支援を行います。	社会福祉課

取組	内容	担当課
補装具費支給事業	国の基準に基づき、身体に障がいのある人に補装具の交付・修理・借受けに伴う費用の助成を行い自立への支援を推進します。	社会福祉課
心身障害者扶養共済事業	障がいのある人を扶養している保護者が、毎月一定の掛金を納めることにより、保護者が死亡又は重度障がいになった時に、障がいのある人に終身一定額の年金を支給する制度であり、今後も制度の周知を進めていきます。	社会福祉課
特別障害者手当等給付事業	精神や身体に重度の障がいを持ち、常時特別な介護を必要とする状態にある、20歳以上の障がいのある人に特別障害者手当を給付します。20歳未満の障がい児には障害児福祉手当を給付します。	社会福祉課
難病患者等支援金支給事業	保健所から、指定難病特定医療費受給者証、一般特定疾患医療受給者証、小児慢性特定疾病医療受給者証または先天性血液凝固因子障害等受給者証を交付されている方に支援金を支給し、心身の安定と福祉の増進を図ります。	社会福祉課
自立支援医療（更生・育成・精神通院）給付事業	自立支援医療は、心身の障がい除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度です。医療を受けることにより、障がいの程度が軽減されるか、心身の機能が維持される場合、その医療費を負担します。	社会福祉課
在宅心身障害児福祉手当給付事業	在宅の、20歳未満の障がい児の養育者に対して、手当を支給し、これら児童の介護に当たる養育者とその家族の心身の安定と福祉の増進を図ります。	社会福祉課
NHK放送受信料全額免除又は半額免除申請証明手続き	障がいのある人がいる非課税世帯や、重度の障がい者世帯に対し、NHK放送受信料全額免除又は半額免除制度に必要な証明手続等を行います。	社会福祉課
特別支援教育就学奨励費補助	学用品費や学校給食費など、学校生活に必要な費用の援助を行います。	学務課

③障害福祉人材の確保・定着化と業務効率化の促進

地域包括ケアシステムを支え、介護や支援が必要な人を支援するため、障害（児）福祉サービス提供体制の確保を図るとともに、障害福祉人材の確保・育成を支援してサービスの質の向上に努めます。また、障害（児）福祉サービス事業等の業務効率化を促進するため、申請手続きの簡素化や連絡・報告の円滑化などさらに推進するとともに、ICT機器の有効活用等を促進します。

取組	内容	担当課
手話奉仕員養成研修事業	聴覚障がいのある人との交流活動の支援として求められる、日常会話を行うのに必要な手話表現技術を取得した手話奉仕員を養成します。 ○手話奉仕員養成講座の実施	社会福祉課 社会福祉協議会
★ICT機器の活用	いばらき電子申請を活用した申請手続や各種手当の現況届の提出ができるようにしており、またかんたん窓口システムを導入し、窓口における手書きでの申請の簡素化を進めており、今後も利用者と障害（児）福祉サービス事業所の申請手続の簡素化に努めます。	社会福祉課
★専門職に対する人材育成	多様化・増大するサービスニーズに対応できるように、障害（児）福祉サービス事業所の課題共有や情報交換等を行いながら、サービス提供体制の確保に努めます。また、障害福祉人材の確保・育成を図るため、各種研修等への参加を促進します。主任相談支援専門員や障害児者居宅介護従事者（ホームヘルパー）など専門職の人材確保を支援します。	社会福祉課

④健康支援の推進

「こころの健康づくり」を支援するため、健康教育、健康相談など、精神保健に関する事業を継続して取り組みます。

取組	内容	担当課
こころの相談室	市内の地区を巡回し、こころの悩みやひきこもりの問題について、本人やその家族の方を対象に、精神保健福祉士・保健師等が相談に応じ、必要な助言・指導をします。	健康医療政策課
こころの健康講座	精神保健に対して正しい知識の普及を図り、こころの健康づくりに対する理解や関わり方を学ぶための講座を開催します。	健康医療政策課
こころのデイサービス	在宅のこころの病をもつ方を対象に作業療法士や保健師等によるグループ活動をとおり、対人関係や社会性を身につけ、充実した生活を送るための支援をします。	健康医療政策課

基本目標3. 就労支援と社会参画の促進

現状・課題

障がい者雇用制度の機能強化などにより、障がい者雇用者数は着実に増加してきました。働く障がいのある人が増えたからこそ、定着支援と職場環境の向上も重要となっています。一方で、中小企業や地方では障がい者雇用が拡大しにくい状況があったり、障がいのある人の賃金の向上や就労支援から一般就労への移行が難しいことも指摘されています。

社会参画は就労に限らず多様な分野における活動への参加であり、障がいのある人の社会参画がしやすくなるように支援と方策を推進していくことが地域共生社会に特に重要なことです。そして、障がいのある人の意思や考えを発信することで障がいに関する理解を深められ、障がいのある人の社会参画の幅も広がることが期待できます。このようなことから、情報コミュニケーションの障壁を取り除くため、本市では「笠間市障がい者等の情報取得及びコミュニケーション環境の向上に関する条例」を令和4年に制定しました。障がいのある人がその特性に応じ容易に情報を取得できるとともに、多様なコミュニケーション手段の選択及び利用の機会が確保される環境の向上に取組み、障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らすことができる環境を整えていくことが重要です。

【アンケート調査から】

- 就業意向は高いものの、就業のための「職業訓練を受けたくない、必要ない、受けられない」が58.5%と多く、「職業訓練の支援を受けたい」は13.6%、「すでに職業訓練などの支援を受けている」は4.9%となっています。
- 障がいのある人の就労支援として必要なことは、「障がいの特性に合った職業・雇用の拡大」が36.0%、「障がいに対応した柔軟な勤務体制（短時間就労など）」が30.5%、「就労のための総合的な相談」が28.4%、「職場の障がいに対する理解の促進」が27.8%などがあげられています。

施策の方向

①就労支援の推進

障がいのある人の就労の機会の確保・拡大と就労継続を図るため、法定雇用率制度など国・県の雇用促進施策の周知を図るとともに、近隣市町村と連携・協調して就労先となる事業所の理解・協力、職場環境の整備に関する制度などの啓発を行います。あわせて、就労意欲のある人が職業訓練の機会拡大や就職相談など就労につながる支援体制を整備するとともに、障がいのある人の就労環境の向上について事業所等に啓発します。

取組	内容	担当課
就労移行支援〔障害福祉サービス〕	就労を希望する、65歳未満の障がいのある人に対して、生産活動や職場体験などの機会の提供を通じ、就労に必要な知識や能力向上のために必要な訓練、就労に関する相談や支援を行い、一般就労に必要な知識・能力を養って、本人の適性に見合った職場への就労と定着を目指します。	社会福祉課
就労継続支援（A型・B型）〔障害福祉サービス〕	一般企業での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。雇用契約に基づいて労働の機会を提供するA型と、雇用契約を結ばないB型があります。	社会福祉課
就労定着支援〔障害福祉サービス〕	就労移行支援等を利用し、一般就労に移行していく中で就労に伴う生活面の課題に対応できるよう支援します。	社会福祉課
雇用・就労相談の充実	障害者地域自立支援協議会や水戸公共職業安定所と連携して、障がいのある人の雇用の促進に努め、職場環境や労働条件の向上等について相談できる体制づくりを進めます。 ○障害者就職面接会の開催	社会福祉課 水戸公共職業安定所
事業主への雇用の啓発	市内の事業主に対して、公共職業安定所等の雇用関係機関と連携し、障がい者雇用に関わる各種制度の活用や雇用事例の紹介などを行い、雇用促進を働きかけていきます。 ○民間の事業主に対する障がい者の雇用管理に関する支援の実施	社会福祉課 茨城障害者職業センター

取組	内容	担当課
市職員への雇用の促進	障がいのある人の市職員への採用については、これまで同様に法で定められた雇用率を達成しつつその能力と適性をもとにした積極的な雇用に努めます。	人事課
就労に関する情報提供等	福祉的就労に関する情報や、技術習得機会の情報提供を行います。 ○支援学校生徒への情報提供	社会福祉課
★障害者優先調達推進法に基づく取組	就労支援事業所等で、生産された製品の紹介、PRへの協力などの活動を支援するとともに、製品の販売拠点の運営を支援します。また、物品優先調達方針に基づき、就労支援事業所等からの物品等の優先購入を行います。	社会福祉課
農福連携の推進	障がいのある人等の働く場所がなかなか見つからない「働く場がない」という問題と、農業の高齢化等による担い手の減少による「働き手がいない」という問題をお互いに補完できるよう、農業と福祉の分野で情報を共有し連携を推進します。	社会福祉課 農業公社
★公用車清掃業務委託	障害者就労支援施設で就業している障がいのある人に対し、自立促進につなげることを目的とし、就労の場を確保します。働く意欲のある障がいのある人の就労支援活動を実現するために、公用車の清掃業務を委託します。	資産経営課

②多様な活動の機会の充実

障がいのある人の生活を豊かにするとともに、地域との交流や理解を深める機会として、スポーツ・レクリエーション活動や文化活動等への参加を促進します。

取組	内容	担当課
芸術文化活動振興〔地域生活支援事業〕	作品展や音楽祭などの、文化芸術活動の機会を利用できるようにし、創作意欲や社会参加の促進を図ります。 ○みんなの音楽祭・ふれあい作品展の実施	社会福祉課
★スポーツ大会事業	県のスポーツ大会やレクリエーションなどを通じ、障がいのある人の体力増強や交流、余暇活動の充実等を図ります。また、障がいのある人の団体活動にスポーツレクリエーションを取り入れるための支援を行います。 ○県のスポーツ大会の実施 ○ふれあいスポーツの集いの実施	社会福祉課
笠間市内におけるパラスポーツの啓発	車いすソフトボールチームの活動支援を行っており、今後も市内におけるパラスポーツの啓発に努めていきます。 ○車いすソフトボール大会の実施	生涯学習課

③外出支援と意思疎通支援の推進

障がいのある人の日常生活を支え、福祉の増進と社会参加の促進に資するため、福祉タクシーや移動支援などの外出支援を充実するとともに、意思疎通支援によるコミュニケーションの円滑化を図ります。

取組	内容	担当課
同行援護〔障害福祉サービス〕	移動に著しい困難を有する視覚障がいのある人が、通院・通勤・通学を除く外出をする際、ご本人に同行し移動に必要な情報の提供や、移動の援護、排せつ、食事等の介護のほか、ご本人が外出する際に必要な援助を適切かつ効果的に行います。	社会福祉課
行動援護〔障害福祉サービス〕	行動に著しい困難のある知的障がいや、精神障がいのある人が、行動の際に生じる危険を回避するため外出時における移動中の介護、排せつ、食事等の介護のほか、必要な援助を行います。	社会福祉課

取組	内容	担当課
意思疎通支援事業〔地域生活支援事業〕	聴覚、言語機能、音声機能、視覚の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人等に、手話通訳者、要約筆記者を派遣し通訳による支援事業等を行い、社会生活におけるコミュニケーションを確保することで、自立と社会参加を促進します。	社会福祉課
手話奉仕員養成研修事業〔地域生活支援事業〕	聴覚障がいのある人との交流活動の支援として、日常会話を行うのに必要な手話表現技術を取得した手話奉仕員を養成します。 ○手話奉仕員養成講座の実施	社会福祉課 社会福祉協議会
視覚障がい者等の広報発行事業〔音訳〕	文字による情報取得に相当の制限を受ける、視覚障がいのある人及び文盲者の自立や社会参加、福祉の向上を図るため、広報誌を音読してカセットテープに録音し、声による、「広報かさま」、「広報かさまお知らせ版」、「かさま市議会だより」を公開しています。	社会福祉協議会
視覚障がい者等の広報発行事業〔点字〕	文字による情報取得に相当の制限を受ける視覚障がいのある人の自立や社会参加、福祉の向上を図るため、「広報かさま」を点字にし公開します。	社会福祉協議会
自動車運転免許取得費・改造費助成事業〔地域生活支援事業〕	身体に障がいのある人の日常生活や社会活動範囲を広げ、自立更生を促進するため、自動車の運転免許取得費用を助成します。また、障がいのため自動車の改造が必要な身体に障がいのある人に対し、就労・通学・通院のために自分で自動車を運転するための改造の費用を助成します。	社会福祉課
移動支援事業〔地域生活支援事業〕	屋外での移動が困難な障がいのある人等について、外出のための支援を行います。	社会福祉課
重度心身障害者タクシー利用料金助成事業	重度の障がいがある人へ、通院通所のためのタクシー券を交付します。	社会福祉課
福祉有償運送事業	公共交通機関で移動が困難な障がいのある人のために、福祉有償運送運営協議会で、福祉有償運送の必要性や、利便性を検討します。また、事業所が道路運送法第79条の登録を得るための書類審査等も行います。今後も、法令等の改正に伴い、地域のニーズに合った移動支援の検討を行っていきます。 ○福祉有償運送運営協議会の開催	社会福祉課
障がい者等有料道路割引制度	障がいのある人や、介護者が運転する自動車を対象とした、有料道路通行料金の割引制度の申請手続を行います。	社会福祉課

取組	内容	担当課
自動車税（種別割・環境性能割）にかかる案内	障がいのある人の移動のために利用する自動車に対する自動車税の減免制度に係る案内を行います。	社会福祉課
軽自動車税（種別割）の減免制度	障がいのある人の移動のために利用する軽自動車について、一定の要件を満たす場合、申請によって軽自動車税（種別割）を減免します。 ※軽自動車税（環境性能割）の減免は水戸県税事務所で行っています。	税務課
いばらき身障者等用駐車場利用証制度	障がいのある人等を含む全ての人々が、等しく社会参加できるよう、ひとにやさしいまちづくりを推進するため、障がい者用の駐車施設の利用対象者であることを示す「いばらき身障者等用駐車場利用証」を交付します。	社会福祉課
情報バリアフリーへの対応	障がいのある人が容易に情報発信、取得などのアクセスができるよう、配慮された情報通信機器などによる情報提供について検討します。 ○防災行政無線デジタル化の活用	危機管理課
★障がい者等の情報取得及びコミュニケーション環境の向上	手話が言語であることや社会における多様なコミュニケーション手段の必要性を認識したうえで、障がい者の情報の取得やコミュニケーション環境の向上に取り組みます。 ○「みえる通訳」の活用	社会福祉課
視覚障がい者に対する情報提供（音訳）	「広報かさま」「広報かさまお知らせ版」「市議会だより」などの内容全文を、音訳ボランティアがカセットテープに録音し、市内在住の視覚に障がいのある人に往復無料で郵送します。 ○「広報かさま」、「広報かさまお知らせ版」、「市議会だより」、「社協だより」、「民児協ぬくもり」の配布	笠間図書館
視覚障がい者等が利用しやすい資料の収集	大活字本や、文学作品朗読CD、読み上げ、文字拡大、文字地色反転機能等のある電子書籍の収集に努め、利用を促進します。 ○大活字本、CD、電子書籍の購入	図書館
電話リレーサービスの周知	聴覚や発話に困難がある人ときこえる方を通訳オペレーターが手話・文字と音声とを通訳することにより、24時間365日、電話で双方向につなぐ、電話リレーサービスについて周知を図り、利用を促進します。	社会福祉課

④障がい者のデジタル活用の支援

障がいや年齢によるデジタルディバイドの解消をめざして、ICT機器などの利活用の促進を図ります。また、情報のバリアフリー化に配慮した市からのお知らせや情報発信等に取り組みます。

取組	内容	担当課
デジタルディバイド解消の取組	情報のバリアフリー環境の整備を進めるため、情報の取得に制限を受ける方が利用しやすい機器を日常生活用具の品目に取り入れ、障がいの方々を含む誰もがデジタル化の恩恵を受けられるように進めます。	社会福祉課
★AI音声認識・字幕化システムの導入	AIにより音声を字幕化するシステムを用いて、傍聴席のモニターに本会議の音声を字幕で表示します。また、インターネットの中継映像にも字幕を挿入します。 ○傍聴席の字幕の表示及び議会中継の字幕配信	議会事務局
★市ホームページへの音声読み上げ機能の搭載	老眼疾患を持つ高齢者や視覚に軽度の障がいがある人などにも行政情報や災害情報を的確に伝達するため、市公式ホームページに音声読み上げ機能を搭載し、情報アクセシビリティの向上に取り組みます。	秘書課
スマートフォン講座の実施・相談窓口の開設	スマートフォンの基本操作やアプリの使い方などをわかりやすく説明する講座を実施し、相談窓口を開設しています。今後も、デジタルディバイドの解消に取り組めます。	企画政策課
スマートフォンの体験及び相談窓口の開設	スマートフォンの実機を使った体験や、スマートフォンによるトラブルの相談窓口を開設しています。	消費生活センター
スマートフォン・タブレット講座の実施	スマートフォンやタブレットの基本操作やアプリの使い方などをわかりやすく説明する講座を実施しています。今後も、デジタルディバイドの解消に取り組めます。	公民館

基本目標4. 共に育ち、学ぶ環境づくり

現状・課題

子どもの健やかな育成支援のため、妊娠期から親子に寄り添い支援する体制づくりを進めてきました。乳幼児健康診査や、発達の遅れや障がい等について乳幼児期からの相談、早期療育につながる支援の充実を図っていくことが重要です。令和2年度に開設した笠間市こども育成支援センターの専門性をさらに高め、機能強化を図るとともに、センターを核とした保健・教育・福祉・医療等の連携とネットワークを強化し、初期相談から支援につながる相談など相談支援の強化と地域の支援力を高めていくことが重要な課題です。

そして、就学前の教育・保育、学齢期には児童・生徒の特性と状況にあった特別支援教育を推進し、放課後を過ごす場の確保や生活支援サービスの利用を含め、地域で共に育ち、学ぶことができる環境づくりを推進し、就学前、小学校・中学校・高校へ円滑な移行支援体制の強化が課題です。

施策の方向

①切れ目ない支援体制の充実

障がい等により支援が必要な児童の個々の障がい・特性に応じた適切な教育・療育のために、保健・教育・福祉・医療等関係機関と連携した支援や相談体制の充実を図ります。

取組	内容	担当課
児童発達支援〔障害児福祉サービス〕	障がいのある未就学児に対して、事業所へ通所することにより、発達や療育に必要な支援を行います。（日常生活における基本的動作の指導、知識や技能の付与、集団生活への適応訓練など）	社会福祉課 こども育成支援センター
医療型児童発達支援〔障害児福祉サービス〕	肢体不自由の障がいがある未就学児に、児童発達支援と併せて治療を行います。	社会福祉課
居宅訪問型児童発達支援〔障害児福祉サービス〕	重度の障がいの状態にあり、外出することが難しい障がい児を対象に、居宅訪問をして児童発達支援を提供するサービスです。	社会福祉課
保育所等訪問支援〔障害児福祉サービス〕	障がいのある児童が通う幼児教育保育施設や学校施設に訪問し、集団生活に適應するための専門的な支援を行います。	社会福祉課 こども育成支援センター
障害児相談支援〔障害児福祉サービス〕	サービス等利用計画についての相談及び、作成などの支援が必要と認められる場合に、障がいのある児童の自立した生活を支え、障がいのある児童の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援するものです。	社会福祉課

取組	内容	担当課
各種母子保健事業	<p>疾病や障がいの予防・早期発見・治療や療育につなげていくため、乳幼児健診や発達相談等の充実を図ります。また、発育・発達面の心配や育児への不安の軽減等が図れるよう、切れ目のない支援体制を作り、個々に合わせた細やかな対応を継続します。</p> <p>○乳児全戸訪問、3～4カ月児相談、1歳児相談各種教室、1歳6か月児健診、2歳児歯科健診、3歳児健診、健康相談、発達相談等の実施</p>	健康医療政策課
★医療的ケア児に対する支援体制の充実	<p>医療的ケア児の状態像やニーズを把握し、「笠間市医療的ケア児支援に関する協議の場」を活用した支援体制構築の推進に努めます。また、医療的ケア児に関する総合的・包括的な支援を調整する「医療的ケア児等コーディネーター」を配置するとともに、支援の受け皿の拡充のため、医療的ケア児等コーディネーター等養成研修などの研修受講の促進に努めます。</p>	社会福祉課
★医療的ケア児の保育所等への受け入れの実施	<p>「笠間市医療的ケア児の保育所等受け入れガイドライン」に基づき、医療的ケア児の保育所等への受け入れを実施しており、今後も医療的ケア児及びその家族の意思を最大限尊重し、個々のニーズに応じた適切な支援が行えるよう、保育所等とともに対応し、医療的ケア児が乳幼児期から学童期にふさわしい環境の中で適切な支援を切れ目のなく受けられる環境づくりを推進します。</p>	子ども福祉課
★医療的ケア児支援事業の実施	<p>小・中学校、義務教育学校において、医療的ケアを必要とする児童生徒に対し、看護師による医療的ケアを実施し、当該児童等の自立の促進、健康の維持・増進及び安全な学習環境の整備を図ります。</p>	学務課
発達障がいのある人等への支援の促進	<p>発達障がい児等が、地域で安心して暮らしていくことができるよう、それぞれの年齢、ライフステージに合った適切な支援を受けられる体制と、発達障がいが広く市民に理解されるような普及・啓発活動を推進します。</p> <p>○市民向け講演会の開催</p>	社会福祉課 こども育成支援センター

取組	内容	担当課
発達障害者支援法の改正に基づく発達障がい者への支援	平成28年に改正された「発達障害者支援法」に基づき、個人としての尊厳に相応しい日常生活・社会生活を営むことができるように、発達障がいの早期発見と発達支援を行い、支援が切れ目なく行われるよう努めます。また、発達障がい者の自立及び社会参加のための生活全般にわたる支援を図り、障がいの有無によって、分け隔てられることなく、（社会的障壁の除去）、相互に人格と個性を尊重（意思決定の支援に配慮）しながら共生する社会の実現を目指します。	社会福祉課 こども育成支援センター
★子どもの成長に寄り添った支援の推進	子どもの成長段階にあわせた伴走型の支援がつながるように、「かさま未来さぽーとぶっく」の有効活用を図ります。	社会福祉課

②特別支援教育の推進

幼児期からのライフステージに応じた切れ目のない一貫した支援と、交流保育・教育による、ともに育ち学ぶ環境づくりを推進するとともに、支援が必要な子どもの個性・可能性を伸ばす特別支援教育を推進します。

取組	内容	担当課
放課後等デイサービス〔障害児福祉サービス〕	障がいのある就学児が、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障がい児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを行います。	社会福祉課
障がい児保育事業の実施〔笠間市障害児保育対策事業〕	一般の幼児とともに集団保育することにより、障がい児の機能の伸長と健全な社会性の成長発達を促進し、また一般の幼児が、幼児期から障がい者に対する理解を深め共助の精神を養うことで、障がい児の福祉の増進を図ります。 また、スムーズに就学できるよう、こども育成支援センターや教育委員会など関係機関との連携に努めます。	子ども福祉課

取組	内容	担当課
親子フォローアップ事業さくらんぼ教室	情緒・言語・心身の発達などに支援が必要な児童とその保護者が一緒に親子教室に通所し、児童の発達を支援するため、専門的な知識を有する指導員が幼児の在籍している幼児教育保育施設と連携を図りながら、一人ひとりの課題に応じ個別指導を行います。	こども育成支援センター
親子フォローアップ事業つくしんぼ教室	情緒・言語・心身の発達などに、支援が必要な児童とその保護者が一緒に親子教室に通所し、児童の発達と親子の触れ合いを支援するため、専門的な知識を有する指導員から生活訓練や機能訓練などの、指導や相談、助言を受けながら、一人ひとり課題に応じ、小集団での指導を行います。	こども育成支援センター
特別支援学級の充実	幼児期から児童期へのスムーズな接続により、発達段階に応じた学び・支援の連続性を確保するため、保幼小での連携強化を図るコーディネーターを配置し、市内全小中・義務教育学校の特別支援学級に巡回訪問を行い、多面的な実態把握に基づく、個別の指導計画の充実を図ります。	学務課
教育相談・進路指導の充実	幼児期からの一貫した、教育的支援の充実を図るため、就学支援シートなどにより、個別の教育支援計画及び個別の指導計画を作成し、円滑な接続に努めます。	学務課
放課後児童健全育成の充実	放課後児童クラブにおいて、放課後を安全に過ごせる環境の整備と指導員の資質向上に取り組めます。また、特別支援学校に通う児童の放課後や夏休み・冬休みなどの長期休業中における保育について、「笠間市放課後児童クラブ運営規則」及び「笠間市放課後児童クラブ障害児受入れ実施に関する要綱」等に基づき対応します。	子ども福祉課

基本目標5. 安全・安心の地域づくり

現状・課題

障がいのある人にとって暮らしやすい生活環境は、全ての人にやさしい生活環境ということです。住まい、地域、道路、公共施設など様々な場面でのバリアフリー化の推進が求められますし、地域安全活動や見守り等を含めた安全・安心の地域づくりが重要です。

近年多発する集中豪雨や地震等の自然災害に対して、継続した災害予防対策を推進していますが、さらに障がいのある人に対する支援対策を図るため、避難誘導體制の整備、福祉避難所の確保、自主防災組織の育成など、避難行動要支援者対策の拡充・配慮に努めていくことが必要となっています。

【アンケート調査から】

- 自力での避難は「できる」が55.3%と多く、「できない」が35.2%となっています。
- 家族等が不在の場合やひとり暮らしの場合、近所に助けてくれる人は「いない」が43.0%、「いる」が40.5%で、「緊急通報などを利用している」が7.2%となっています。
- 災害時に困ることは、「病院での治療が受けられない」が44.1%と多く、「安全なところまで避難することができない」が23.5%、「避難場所の設備が不安」が23.3%、「周囲とのコミュニケーションがとれない」が18.2%、「救助を求めることができない」が17.4%となっています。
- 避難所での生活で困ることは「プライバシーが守られないこと」が29.2%、「広さや和式等の理由でトイレが利用できないこと」が27.1%、「情報の入手や意思疎通が難しいこと」が22.9%、「身体の清潔保持が難しいこと」が21.4%、「移動や歩行が困難であること」が20.3%となっています。

施策の方向

①災害等緊急時の対策の推進

「地域防災計画」との連携を図りながら避難誘導體制の整備、福祉避難所の確保、自主防災組織の育成など、自助・共助を根幹とする、避難行動要支援者対策の拡充に努めます。また、一人暮らしや日中独居の障がいのある人などの防犯と安全確保のため、関係機関及び地域組織に働きかけ、防犯体制や緊急時の連絡通報システムづくりの検討を行います。

また、安心安全に生活が送れるよう感染症予防対策や医療体制の充実を図ります。

取組	内容	担当課
防災標識や案内の設置促進	防災標識については、拠点避難所や一時集結場所の案内標識について設置してまいりましたが、引き続き障がいのある人に配慮した防災基盤整備を進めていきます。	危機管理課
防災知識の普及・啓発	災害時支援協定連絡会の開催や、市の総合防災訓練への参加を通じて、施設職員の災害に対する基礎的な知識や、災害時にとるべき行動等についての理解促進に努めていきます。 ○自主防災組織連絡協議会の開催 ○災害時支援協定連絡会の開催	危機管理課 社会福祉課
避難先の体制整備	一般の避難所での集団生活が困難な障がいのある人の避難先として、かさまこども園、いなだこども園、地域交流センターともべ、地域交流センターいわま、笠間中学校武道場を福祉避難所として指定しています。また、災害時に福祉避難所として設置運営できるように、県立友部特別支援学校及び県立友部東特別支援学校と福祉避難所設置運営の覚書を交わしており、市内社会福祉施設と災害時の要支援者の受け入れ協定を結び、災害時に対応できる体制確保を図っており、今後も福祉避難所の確保と緊急時の協力協定の締結など災害予防対策を推進します。また、民生委員児童委員、市民団体、ボランティア団体等の協力を得て、介護を要する障がいのある人の所在や状況の把握に努めます。	危機管理課 社会福祉課 高齢福祉課 健康医療政策課

取組	内容	担当課
防災訓練の実施	<p>災害時の迅速かつ的確な行動のためには、日常からの訓練が重要であり、関係機関相互の連携のもと、災害時の状況を想定した、具体的かつ効果的な訓練を定期的、継続的に実施します。災害時の障がいのある人の安全を確保するため、障がいのある人の訓練への参加を、積極的に推進します。特に、自主防災組織による障がいのある人の把握を前提とした避難等の訓練を行います。また、災害対応力が比較的低い施設利用者の生命・身体の安全を図り、被害を最小限にとどめるため、施設管理者に対し、従来の避難訓練等に加え防災訓練を実施するよう指導します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○総合防災訓練の実施 ○要配慮者避難、福祉避難所受入れ訓練の実施 	危機管理課
災害時のオストメイト対策の充実	<p>災害時に備えて、市役所で個人専用のストマ装具を保管し、緊急時の避難所等での対応ができるようにするなど、オストメイト対策の充実を図ります。</p>	社会福祉課
要支援者の避難施設の確保	<p>災害時に要支援者が安全に避難できるように、市内の民間福祉施設と協定を結び、援護が必要な方の避難場所の確保を図ります。また、実際の災害時に迅速な対応ができるよう、施設との協力体制、避難時対応の手順化等の整備を進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○民間福祉施設との協定締結の増進 	社会福祉課
発達障害児支援事業所間の災害時相互支援の実施	<p>災害時に利用者の安全確保と安定的な運営に備えるため、事業所間で相互支援体制を確立します。</p>	こども育成支援センター
緊急通報体制の充実	<p>障がいのある人や高齢者が、住み慣れた地域で安心かつ安全に暮らせるよう、緊急時の備えとして自宅に通報装置を設置して、生活を見守り支援するとともに、今後も見守り協定や、行方不明高齢者等SOSネットワーク事業をはじめ、自助と互助の役割を重視した、様々な地域資源の活用により、緊急通報体制の充実を図っていきます。</p>	社会福祉課 高齢福祉課 消防本部
救急医療体制の充実	<p>市立病院や県立中央病院、医師会、薬剤師会等の地域資源が連携を強化することにより、必要なときに適切な医療が受けられる、救急医療体制の充実を図ります。</p>	健康医療政策課
感染症予防対策の推進	<p>感染症予防に関する対策や正しい知識の啓発及び適切な対応等に関する情報提供・情報共有に努めます。</p>	健康医療政策課

②地域安全活動と支えあい・見守り活動の推進

消費生活・交通安全・防犯などの地域安全活動について、地域の協力を得ながら推進するとともに、日頃からの地域での見守りや支え合い活動を推進し、安心して暮らせる地域づくりを推進します。

取組	内容	担当課
ボランティアの育成・支援	若年層及び定年退職者が、ボランティア活動に興味・関心を持つ契機となる各種講座の開催や、あらゆる世代へのボランティア・市民活動に対する意識啓発を行い、多様なニーズに対応できるボランティアの育成・強化を図り、地域での支援活動を更に推進します。 ○各種講座の開催	社会福祉課 社会福祉協議会

③住まいの確保と居住環境の向上

障がいのある人が住み慣れた地域や家庭での生活を続けられるように、身体の状態に応じた住宅改造の助成等の居住環境の向上を支援するとともに、グループホーム等住まいの確保を促進します。

取組	内容	担当課
短期入所（ショートステイ）〔障害福祉サービス〕	自宅で、介護を行っている方が病気などの理由により介護を行うことができない場合に、障がいのある人に、障害者支援施設や児童福祉施設等に短期間入所してもらい、入浴、排せつ、食事のほか、必要な介護を行います。	社会福祉課
自立生活援助〔障害福祉サービス〕	障害者支援施設や、グループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する障がいのある人について、一定の期間にわたり定期的な訪問や、随時の対応を行い自立生活を支援します。	社会福祉課
共同生活援助（グループホーム）〔障害福祉サービス〕	障がいのある人に対して、主に夜間において、共同生活を営む住居で相談、入浴、排せつまたは食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。障がいのある人の孤立の防止や、生活不安の軽減、共同生活による身体・精神状態の安定などを目的としています。	社会福祉課
施設入所支援〔障害福祉サービス〕	施設に入所する障がいのある人に対し、主に夜間、入浴・排せつ・食事等の介護、生活等に関する相談・助言のほか、必要な日常生活上の支援を行います。生活介護などの日中活動とあわせて、こうした夜間等におけるサービスを提供することで、障がいのある人の日常生活を一体的に支援します。	社会福祉課

取組	内容	担当課
福祉ホーム〔地域生活支援事業〕	身体に障がいのある人で家庭環境、住宅事情等の理由により、居宅において生活することが困難な方の居住の場の確保のため、福祉ホーム事業者への補助により、事業運営の推進を図ります。	社会福祉課
住宅入居等支援事業（居住サポート事業）〔地域生活支援事業〕	賃貸契約による一般住宅（公営住宅及び民間の賃貸住宅）への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により、入居が困難な障がいのある人等に対し、入居に必要な調整を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障がいのある人等への理解と協力を促し、地域生活を支援します。	社会福祉課
重度障害者（児）住宅リフォーム助成事業	在宅の重度障がいのある人等に対して、必要とする住宅整備に要する、費用の一部を助成することにより活動範囲の拡大又は介護者の負担軽減を図り、安心した地域生活の支援を推進します。	社会福祉課
施設の確保	障がいのある人の様々なニーズに的確に応えていくため、地域における社会資源としての機能の強化を図るなど、民間活力の活用を視野に取り入れて障害者施設の整備に努めます。	社会福祉課

④まちのバリアフリー化と人にやさしいまちづくりの推進

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー新法)」等に基づき、道路や公共施設などの生活環境のバリアフリー化を推進します。また、ユニバーサルデザインの考え方のもと、すべての市民が社会参加や日常生活をしやすい環境を整備するため、人にやさしいまちづくりを目指します。

取組	内容	担当課
公共施設・避難所のバリアフリー化	公共的施設の整備については、「茨城県ひとにやさしいまちづくり条例」等の基準に基づき整備していきます。また、施設のバリアフリー化については、施設の改修時において対応していきます。防災標識については、拠点避難所や一時集結場所の案内標識について設置してまいりましたが、引き続き障がいのある人に配慮した、防災基盤整備を進めていきます。	資産経営課 危機管理課 都市計画課 学務課
投票所のバリアフリー化	投票所の出入口に、必要に応じスロープ等を設置し、バリアフリー化に努めます。	総務課
人にやさしいまちづくりの啓発	障がいのある人をはじめとして、すべての人にやさしいまちづくりを進めるために、「茨城県ひとにやさしいまちづくり条例」や「身体障害者補助犬法」などを広く市民に啓発していきます。また、障がいのある人に対する社会的障壁を取り除くために、合理的な配慮の提供に努めます。 ○情報コミュニケーション条例のチラシの作成、合理的配慮についての周知	社会福祉課
バリアフリーのまちづくり	「茨城県ひとにやさしいまちづくり条例」等に基づき、障がいのある人を含む、ひとにやさしいまちづくりを目指し、住宅や生活環境、交通環境の整備を推進します。	資産経営課 建設課 管理課 都市計画課 学務課
★動く市役所	オンラインでの申請や相談に対応する「汎用デジタル窓口」を搭載した車両を用い、市内の交流センター等に出向きサービスを利用できるようにするため、市役所窓口へ来庁することなく、申請・相談を行うことができるように進めます。	企画政策課

基本目標6. 権利擁護支援の推進

現状・課題

障がいのある人が地域で自立して生活できる基盤として権利擁護に関する支援が必要不可欠です。虐待防止のための体制づくりを進めており、権利擁護の活動と連携した啓発・相談活動に広げていくことも求められます。

また、日常生活や金銭管理に支援が必要な人は増えており、成年後見制度の利用促進も視野に入れた支援を展開していく必要性が高まっています。

このような中、成年後見利用促進関連法の制定を背景に、認知症高齢者はもとより近年増加傾向にある知的障がい者、精神障がい者の親なき後を見据えた場合、高齢・障がい分野の双方で本制度の利用需要は一層高まると予測されます。本市では、成年後見制度利用促進に向けて中核機関を設置し、展開する施策の内容について協議・検討を進めており、中核機関を中心とした権利擁護に関するネットワークの強化と活用促進を図り、対象者の状態像に応じた適切な支援につなげられる体制づくりを進めていくことが課題です。

【アンケート調査から】

- 成年後見制度は「言葉は聞いたことがあるが内容は知らない」が35.4%、「言葉も内容も知らない」が27.8%、「言葉も内容も知っている」は25.6%となっています。
- 成年後見制度の利用は「制度がわからない」が32.0%、「将来利用するかもしれないがまだわからない」が28.6%、「利用しない」が23.1%、「利用したい」は3.4%となっています。

施策の方向

①権利擁護の推進

障害者虐待防止法が施行され、障がいのある人に対する虐待の予防及び早期発見、早期支援推進のため、障がいのある人の虐待を防止するための体制づくりを進めており、相談対応や適切な支援に努めます。障害者差別解消法に基づき、市の職員及び教職員に対しては、「対応要領」に基づき研修を実施し、市民に対しては市のホームページ等にて差別解消の普及・啓発に取り組みます。障がいのある人の人権が守られるように権利擁護のための取組を推進します。

日常生活における金銭管理等の支援が必要な障がい者等を支援するため、日常生活自立支援事業を推進するとともに、相談窓口の周知を図ります。

取組	内容	担当課
日常生活自立支援事業の推進	知的障がい者、精神障がい者等のうち、判断能力が不十分な方が、地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理を行います。	社会福祉協議会
虐待防止など人権に関する啓発の推進	障がいのある人に対する虐待防止のため、関係者に対する意識啓発、地域での取り組みに関する啓発を行います。	社会福祉課
虐待等への的確な対応のための体制整備	虐待の早期発見のためのチェック機能の強化と、虐待に関する相談窓口の周知を図るとともに、警察や医療機関、民生委員児童委員などの関係団体との連携強化による、速やかな連絡・連携体制の強化を図ります。	社会福祉課
差別の禁止の周知	障がいのある人に対する差別の禁止等について、広報紙での啓発や、ホームページの活用による情報提供を強化するとともに、各種行事等を活用し積極的な啓発活動に努めます。 ○人権集会（いじめ撲滅等）の実施 ○民生委員児童委員への研修の実施	社会福祉課 学務課
権利擁護に関する研修	すべての人が障がいの有無に関わらず、お互いに人格と個性を尊重し合いながら、共生できる社会をつくるため、職員や民生委員、障害（児）福祉サービス事業者等を対象に、障害者差別解消法や障害者虐待防止法などの権利擁護に関する研修会を実施します。	社会福祉課

②成年後見制度の利用促進

障がいのある人への成年後見制度の利用支援や、後見等の業務を適正に行うことができる人材の育成・活用の研修なども行い、成年後見制度等の利用を促進します。

取組	内容	担当課
成年後見制度利用支援事業 〔地域生活支援事業〕	成年後見制度とは、判断能力が不十分な状態（認知症や知的障がい、精神障がい等）にある人の日常生活を法律的に保護する制度です。適切な制度利用のため、後見人等に対する報酬助成や裁判所に対する申立ての支援を行います。	社会福祉課 地域包括支援センター
成年後見制度普及啓発事業	<p>認知症や知的障がい、精神障がい等により判断能力が不十分な方の権利を擁護するために、成年後見制度があります。成年後見制度を利用する必要があるが、経済的な理由などで制度を利用できない人を対象とした事業の普及と利用支援に取り組みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○民生委員児童委員等への成年後見制度説明 ○市民公開講座や市民向け学習会の実施 ○成年後見人向け相談会の実施 	社会福祉課 地域包括支援センター

5 第7期障害福祉計画

障害者計画と障害福祉計画・障害児福祉計画は相互に関係しており、連動して施策を進めていくことが重要です。第4期障害者計画の趣旨・目的を基本に、本市の障がい者・児を取り巻く現状や課題・施策の進捗を見据えて、障害福祉計画及び障害児福祉計画の計画期間である3か年で重点的に取り組む課題とその取組の方向性を定めます。あわせて、障害福祉計画及び障害児福祉計画については、国の示す基本指針を踏まえ、サービス量等を見込み、実施方策を示します。

(1) 基本指針

●国の基本指針見直しの主な事項

- 1 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援
- 2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 3 福祉施設から一般就労への移行等
- 4 障害児のサービス提供体制の計画的な構築
- 5 発達障害者等支援の一層の充実
- 6 地域における相談支援体制の充実強化
- 7 障害者等に対する虐待の防止
- 8 「地域共生社会」の実現に向けた取組
- 9 障害福祉サービスの質の確保
- 10 障害福祉人材の確保・定着
- 11 よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害（児）福祉計画の策定
- 12 障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進
- 13 障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化
- 14 その他：地方分権提案に対する対応

(2) 重点課題と主な取組

重点課題1 相談支援体制の充実強化

現状と課題

障がいのある人の高齢化、障がいのある人の家族等の高齢化が見受けられたり、親亡き後の暮らしの不安、ひきこもりやダブルケアなど家庭の中にある課題、重度障がい等による長期療養、医療的なケアが必要な場合など、障がいのある人とその家族が抱える課題は複雑化・複合化しています。様々な要因により地域や家族、社会から孤立し、相談支援やサービスの利用につながない人に対する支援の在り方、その人に必要な適切なサービスの利用促進が課題となっています。

市内の相談支援事業所では利用者の増加に対応できる体制の確保を図っていただいておりますが、相談支援専門員の配置は十分とは言えない状況もみられ、モニタリング等をはじめとする相談支援件数の増加や困難ケースへの対応等を想定した場合、相談支援に携わる人材の負担の増加が予測されます。このため、基幹相談支援センターを中心に相談支援事業者への専門的指導・助言に努め、相談支援ネットワークの連携を深めていくことが必要です。

主な取組

主な取組	取組の方向性
◎ 基幹相談支援センターの機能強化	地域における相談支援の中核機関としての機能強化を図るため、より一層センターの専門性を向上させるとともに、地域における関係機関等との連携強化を図ります。また、専門的な人材確保のため主任相談支援専門員の配置を目指します。
相談支援等人材育成の支援	相談支援専門員をはじめとする相談支援に携わる人材の育成に向けて、自立支援協議会相談支援部会活動を通じて勉強会や研修等を企画・運営します。
相談支援ネットワークの充実強化	自立支援協議会相談支援部会を核とした相談支援に関する地域ネットワークの形成に向けて支援者同士の顔の見える関係づくりなど、連携協力体制を構築します。
◎ 家族支援（ファミリーケア）の推進	障がいのある人とその家族が抱える複数の複合的な課題の解決に向けて多分野・多職種連携による支援を一層推進します。
精神障がい者等の地域移行・定着支援の推進	医療機関等との連携を一層強め対象者の状態像把握に努めるとともに、精神障がい者の地域移行・定着に向けた相談支援や見守り体制の構築として精神障害にも対応した地域包括ケアシステムを形成します。
◎ ピアサポートの推進に向けた検討	相談支援等の円滑化や質の向上、ピアサポーター等の活躍の場の創出、さらには福祉人材の確保にもつながる仕組みの構築に向けた検討を進めます。
相談対応・情報提供等の充実強化	支援施策や福祉サービスなどの情報が届くように情報提供手段や方法の充実を図るとともに、つながる相談、円滑な手続き対応ができるよう充実を図ります。

※「◎」は特に強化したい取組。以下同様。

重点課題 2 就労支援の推進

現状と課題

障がい者雇用制度の機能強化や就労支援体制の強化等とも相まって、障がい者雇用者数は着実に増加するとともに、障がい種別についても多様になってきています。働く障がいのある人が増えたからこそ、働き続けるための支援と職場環境の向上も必要となっています。

一方、地域に目を向けると、中小企業における障がい者の雇用は低調であり、就労支援機関ごとの支援内容の差異がみられます。さらに、障がい特性により、長く働き続けることが難しいケースや、十分なコミュニケーションが取りにくい等の課題があります。その問題点をとらえて、地域での働く場・仕事の内容や幅の拡充を図り、福祉的就労から一般就労への移行促進につなげていくことが重要となっています。

主な取組

主な取組	取組の方向性
工賃向上に向けた方策等の検討	工賃向上に向けた取組として、優先調達方針に基づく受注促進や就労支援事業所の強みを生かした販路・仕事の拡大等の支援、利用者の個性を生かした商品開発など新たな成長分野の開拓支援等について、自立支援協議会活動を通じて具体的な方策の検討を進めます。
◎ 定着支援も含めた一般就労への移行支援体制の充実	ハローワークとの連携やジョブコーチによる事例検討、特別支援学校や高等学校との意見交換を行い、就労を通じた障がい者本人のライフキャリアの形成や自立支援を行うための体制整備を進めます。また、障がい特性に応じた就労先のマッチング支援や雇用先等における障がい特性の理解促進に努めます。

重点課題3 コミュニケーション環境の向上と社会参画の推進

現状と課題

障害者差別解消法をはじめとする国の制度等の改正とあわせて、本市においても権利擁護と差別解消に向けた仕組みを整えるなど、合理的配慮の提供に努めています。共生社会の実現に向けて、障害に対する理解や取組が地域で広がるようにしていくためには、障害特性の理解を深め、障がいのある人の社会参画を促進していくことが重要であり、社会参画を支援する施策を推進することが取組の前進につながっていきます。情報化の進展とともに、直近ではコロナ禍を背景として情報コミュニケーションの障壁を取り除くことは、障がいのある人・ない人両方にとって重要でありながら、取り組まれている課題でもありました。障がいのある人の意思や考えを発信することで障がいに関する理解を深められ、社会参画の幅も広がることを期待できます。

本市の条例である「笠間市障がい者等の情報取得及びコミュニケーション環境の向上に関する条例」を基に情報コミュニケーション環境の向上に向けた意識を醸成するとともに、具体の支援策として、多様で先進的なツールの活用や情報コミュニケーション手段の拡充、情報アクセシビリティの向上、タブレットやスマートフォンやパソコン等を活用した手続きなど様々な手法の導入について検討していきます。

主な取組

主な取組	取組の方向性
障がい特性の理解促進の研修・啓発活動	障がい者等や障がい特性に関する市民等の理解を深めるため、当事者団体等と連携した研修や教室、啓発活動を実施します。
◎ 情報・コミュニケーション環境の向上	障がい者等の情報取得及びコミュニケーション環境の向上に関する条例制定を契機に、普及・啓発活動を行い市民意識の醸成を図ります。また、環境向上の促進として、手話・要約筆記派遣や手話奉仕員養成研修の実施等の既存事業に加え、当事者意向を十分に踏まえた、情報コミュニケーション手段の拡充整備を推進します。
芸術文化活動振興及びスポーツ・レクリエーション活動等支援	芸術文化活動やスポーツ・レクリエーション活動など様々な活動への参画促進に向けて、検討・実施します。
当事者団体等の連携強化	当事者団体等の意見交換の場を設け、当事者意識・当事者目線での問題や課題の抽出に努めるとともに、連携協力体制により施策を展開します。

重点課題 4 権利の保護と意思尊重に向けた権利擁護支援の推進

現状と課題

地域共生社会は障がいのある人の権利が守られ、意思が尊重されることを基本に地域で自立して生活できることを目指しており、障がいのある人が地域で自立して生活できる基盤として権利擁護に関する支援が必要不可欠です。

障がいのある子どもを抱える家族の高齢化による親なき後の暮らしへの不安、障がいのある人の高齢化による介護など社会的な背景も含めたニーズへの対応が求められており、その手法のひとつとして成年後見制度の利用促進も視野に入れた支援を展開していく必要性が高まっています。

このような中、本市においても認知症高齢者はもとより近年増加傾向にある知的障がい者、精神障がい者の親なき後を見据えた場合、高齢・障がい分野の双方で本制度の利用需要は一層高まると予測されます。そうした現状を踏まえ本市では、成年後見制度に関わりのある実務者で構成する「地域包括ケアシステムネットワーク実務者会議」において、成年後見制度利用促進に向けて中核機関の設置、施策の内容について協議・検討を進めてきました。

今後は、中核機関を中心とした権利擁護に関するネットワークを活用しながら、相談受付からアセスメント、支援手法決定、支援開始といった一体的な支援の流れの中で対象者の状態像に応じた適切な支援につなげられるように成年後見制度利用促進も含めた障がい者等の権利擁護に関する支援を一層推進していきます。

また、障がいのある人への虐待が疑われるケースに迅速に対応できる体制の確保を図ることも必要です。

主な取組

主な取組	取組の方向性
◎ 成年後見制度の理解促進	障がいのある人の権利保護と意志尊重に向けた権利擁護の推進に向けて、中核機関と連携しながら、市民等に対する成年後見制度の広報・啓発を実施します。
◎ 相談窓口の明確化及び相談支援体制の充実	中核機関との機能・役割分担のもと、地域における身近な相談先（窓口）の明確化を図ります。また、成年後見制度利用も含めた権利擁護支援に関する知識とスキルの向上に努めるとともに、相談支援や見守り等を通じた権利擁護支援の実施など相談支援体制の充実化を図ります。
◎ 成年後見制度利用支援	制度利用の必要性があり親族等による後見開始の審判の申立てができない方に対し、市長による申立てを適切に行うとともに、後見報酬等の補助を行うことで利用者が安心して成年後見制度を利用できるよう支援します。
虐待防止対策の推進	虐待が疑われるケースに迅速に対応できる相談や緊急保護の体制確保を図ります。

重点課題5 災害時等における支援体制づくり

現状と課題

近年多発する集中豪雨や地震等の自然災害に対して市民の不安は大きくなっており、これまでの教訓をいかして、災害時における支援体制づくりを推進していますが、障がいのある人の不安はさらに大きく、避難誘導體制の整備、福祉避難所の確保、自主防災組織の育成など、避難行動要支援者対策の拡充・配慮に努めていくことが必要となっています。

また、避難等の誘導や安否確認の仕組み及び避難先での障がいのある人等に対する配慮を想定した場合、肢体不自由や視覚障がい、聴覚障がい、精神障がいや知的障がい・発達障がい、さらには医療的ケア児など様々な障がい特性や家族背景も含めた状態像に応じた対応策を検討する必要があります、あわせて災害の規模や特性も踏まえた適切な案内誘導體制を構築していく必要があります。

主な取組

主な取組	取組の方向性
障がい特性に配慮した情報提供体制の充実	コミュニケーション手段の拡充に向けた施策と連動しながら、災害に関する情報提供の手段の検討を進めるとともに、避難誘導や安否確認等の地域における体制の充実化及び明確化を図っていきます。
◎ 避難先等における障がい特性に応じた配慮の検討	災害発生時において避難が必要となった場合を想定し、障がい特性や状態像に応じた配慮事項について、他事例等調査を行いながら検討を行います。
★発達障害児支援事業所間の災害時相互支援の実施	災害時に利用者の安全確保と安定的な運営に備えるため、事業所間で相互支援体制を確立します。

重点課題6 障害福祉人材の確保及び定着化に向けた取組

現状と課題

障がいのある人の高齢化・重度化が進む中においても、将来にわたって安定的に障害福祉サービス等を提供し、様々な障がい福祉に関する事業を実施していくためには、提供体制の確保と併せてそれを担う人材を確保するという視点が必要となります。このような中、本市における近年の障害福祉サービスの利用は年々増加の傾向にある一方で、事業所及び職員への負担の増加が懸念されています。

そのため、障がい福祉分野に携わる人材の確保に向けた取組として、障害福祉サービス事業所等の職員の定着化や支援業務の円滑化に向けて専門性を高めるための研修の実施、さらには多分野・多職種間の連携強化による支援の円滑化、障がい福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等、自立支援協議会活動を通じながら関係者間の連携協力のもと取り組んでいくことが必要となっています。

主な取組

主な取組	取組の方向性
◎ 人材育成による支援の質の向上と効率化	障がい福祉分野の人材等に対し、知識やスキルの向上に資する研修機会を提供するとともに、事業所と行政の連携協力関係を構築することで、業務の改善等に向けた検討・協議を進めるなど、地域にとってよりよい制度の運用を図ります。
◎ 自立支援協議会活動を通じた情報発信	自立支援協議会活動の活発化を図りながら、障がい福祉の仕事について理解促進と情報発信に努めます。
多分野・多職種連携の推進による業務の円滑化	困難ケースをはじめとする複合化・複雑化するケース等に対し、多分野・多職種連携による支援の展開や、支援者間での情報の共有・連携を推進することで支援業務の円滑化を図ります。

(3) 成果目標と活動指標

①第6期計画の成果目標・活動指標の状況

第6期障害福祉計画において設定した目標等の状況は以下のとおりです。

成果目標1. 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

項目	令和3年度目標	令和4年度目標	令和5年度目標	令和5年度実績
①地域生活支援拠点の確保・充実	確保	充実	充実	検討
②検証及び検討の有無	—	有	有	有
③検証及び検討の回数	—	1回	1回	2回

成果目標2. 相談支援体制の充実・強化等（総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の確保）

項目	令和5年度末目標値	令和5年度実績
総合的・専門的相談支援体制の確保	確保	市で確保済み
総合的・専門的相談支援体制の強化	実施	継続して実施

成果目標3. 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

項目	令和5年度末目標値	令和5年度実績
体制構築の有無	構築	構築して実施

成果目標4. 施設入所者の地域生活への移行

項目	令和5年度末目標値		令和5年度実績	
令和2年3月31日時点の施設入所者数	126人		123人	(令和4年10月の県提供実績より)
【目標値】地域生活移行者数	8人	6.3%	計画期間に5人(見込み)	(市内の入所施設2か所に照会)
【目標値】削減見込者数	3人	2.4%	計画期間に5人(見込み)	(市内の入所施設2か所に照会)

成果目標5. 福祉施設から一般就労への移行等

項目	令和5年度目標値	令和5年度実績
①令和元年度の一般就労移行者数(8人) → 【目標】一般就労移行者数	12人	6人
②令和元年度の就労移行支援事業を通じた一般就労移行者数(5人) → 【目標値】就労移行支援事業を通じた一般就労移行者数	7人	0人
③令和元年度の就労継続支援A型事業を通じた一般就労移行者数(1人) → 【目標値】就労継続支援A型事業を通じた一般就労移行者数	2人	1人
④令和元年度の就労継続支援B型事業を通じた一般就労移行者数(2人) → 【目標値】就労継続支援B型事業を通じた一般就労移行者数	3人	5人
⑤令和元年度の就労移行支援事業等を通じた一般就労移行者のうち就労定着事業利用者割合(12.5%) → 【目標値】就労移行支援事業等を通じた一般就労移行者のうち就労定着事業利用者割合	70%	0%
⑥令和元年度の就労定着支援事業所ごとの就労定着率(100%) → 【目標値】就労定着支援事業所ごとの就労定着率	100%	0%

活動指標

1. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	令和3年度 目標値	令和4年度 目標値	令和5年度 目標値	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 実績
・医療及び福祉関係者による協議の場の開催	3回	3回	3回	2回	2回	2回
・医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	20人	20人	20人	34人	32人	36人
・医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び協議の実施回数	3回	3回	3回	2回	2回	2回
2. 相談支援体制の充実・強化のための取組	令和3年度 目標値	令和4年度 目標値	令和5年度 目標値	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 実績
総合的・専門的相談支援体制	確保	確保	確保	確保	確保	確保
相談支援体制の強化 ・地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数 ・地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数 ・地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	10件 1件 3回	10件 1件 3回	10件 1件 3回	0件 0回 1回	0件 0回 1回	0件 0回 2回
3. 障害福祉サービスの質を向上させるための取組	令和3年度 目標値	令和4年度 目標値	令和5年度 目標値	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 実績
・障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	実施	実施	実施	実施	実施	実施
・障害者自立支援審査支払等システムによる審査の共有	実施	実施	実施	未実施	実施	実施

②第7期計画の成果目標・活動指標

実施状況及び国の基本指針を踏まえ、今後3年間の成果指標・活動指標を設定し、障害福祉サービス、障害児福祉サービス、地域生活支援事業の見込み量を算定して実施します。

成果目標1. 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

項目	令和8年度末目標値
①地域生活支援拠点等の整備状況	有
②強度行動障害を有する障害者の状況や支援ニーズの把握の実施	有
③強度行動障害を有する障害者に係る支援体制の整備	有

成果目標2. 相談支援体制の充実・強化等（総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の確保）

項目	令和8年度末目標値
①基幹相談支援センターの設置	有
②地域の相談支援体制の強化を図る体制の確保	有
③個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うために必要な協議会の体制の確保	有

成果目標3. 施設入所者の地域生活への移行

項目	令和8年度末目標値	
令和5年3月31日時点の施設入所者数（126人）より算出	118人	
【目標値】地域生活移行者数	8人	6.3%
【目標値】削減見込者数	8人	6.3%

成果目標4. 福祉施設から一般就労への移行等

項目	令和8年度末目標値	
①令和3年度の一般就労移行者数（4人）→ 【目標】一般就労移行者数（令和3年度の1.28倍以上）	7人	1.75倍
②令和3年度の就労移行支援事業を通じた一般就労移行者数（1人）→ 【目標値】就労移行支援事業を通じた一般就労移行者数 （令和3年度の1.31倍以上）	2人	2.0倍
③令和3年度の就労継続支援A型事業を通じた一般就労移行者数（1人）→ 【目標値】就労継続支援A型事業を通じた一般就労移行者数 （令和3年度の1.29倍以上）	2人	2.0倍
④令和3年度の就労継続支援B型事業を通じた一般就労移行者数（2人）→ 【目標値】就労継続支援B型事業を通じた一般就労移行者数 （令和3年度の1.28倍以上）	3人	1.5倍
⑤令和8年度の就労移行支援事業所数（見込）（4箇所）→ 【目標値】就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の 割合が5割以上の事業所数 （全体の5割以上）	2箇所	5割
⑥令和3年度の就労定着支援事業利用者数（0人）→ 【目標値】就労定着支援事業の利用者数 （令和3年度の1.41倍以上）	1人	-倍
⑦令和8年度の就労定着支援事業所数（見込）（4箇所）→ 【目標値】就労定着率が7割以上になる就労定着支援事業所数 （全体の2割5分以上）	1箇所	2割5分

成果目標5. 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

項目	令和8年度末目標値
①障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	実施
②障害者自立支援審査支払等システムによる審査の共有	実施

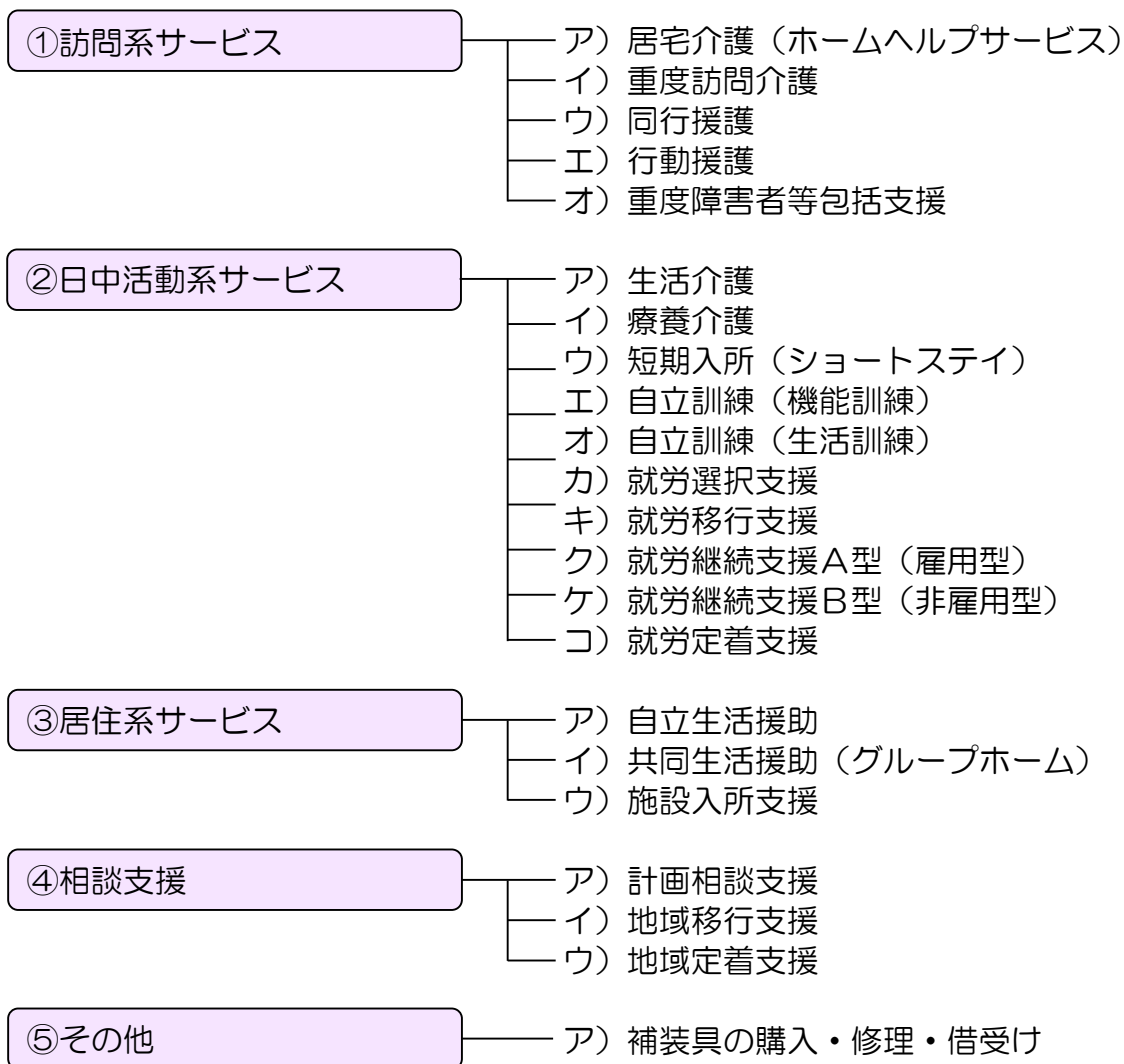
活動指標

1. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	令和6年度目標値	令和7年度目標値	令和8年度目標値
・保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	2回	2回	2回
・保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	40人	40人	40人
・保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	2回	2回	2回
2. 相談支援体制の充実・強化のための取組	令和6年度目標値	令和7年度目標値	令和8年度目標値
基幹相談支援センターの設置	1箇所	1箇所	1箇所
地域の相談支援体制の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数 ・地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数 ・地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数 ・個別事例の支援内容の検証の実施回数 ・主任相談支援専門員の配置数 	0件 1件 2回 1回 0人	10件 1件 2回 1回 1人	10件 1件 2回 1回 1人
協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善 <ul style="list-style-type: none"> ・協議会における相談支援事業所の参画による事例検討の実施回数 ・参加事業者・機関数 ・協議会の専門部会の設置数 ・協議会の専門部会の実施回数 	2回 10 3 9回	3回 10 3 9回	3回 10 3 9回
3. 地域生活支援拠点等が有する機能の充実	令和6年度目標値	令和7年度目標値	令和8年度目標値
・地域生活支援拠点等の設置箇所数	1箇所	1箇所	1箇所
・コーディネーターの配置人数	0人	0人	1人
・検証及び検討の回数	2回	2回	2回

(4) 障害福祉サービス等の見込み量と確保方策

第6期計画の利用実績を踏まえ、令和6年度から令和8年度の第7期計画期間の各年度における見込み量を設定します。

障害福祉サービス



①訪問系サービス

事業名	事業内容		第6期計画値・実績			第7期見込み量			
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
ア) 居宅介護 (ホームヘルプサービス)	居宅において生活全般にわたる援助を行います。(入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、その他生活等に関する相談及び助言)	実人数	計画	70	72	75	72	69	66
			実績	76	80	75			
		延利用時間	計画	1,260	1,296	1,350	1,310	1,256	1,201
			実績	1,289	1,431	1,365			
イ) 重度訪問介護	重度の障がいがあり常に介護を必要とする人に、居宅において生活全般にわたる援助と外出時の支援を総合的に行います。(入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、外出時における移動中の介護、その他生活等に関する相談及び助言)	実人数	計画	2	2	2	7	9	12
			実績	2	2	5			
		延利用時間	計画	84	84	84	4,312	5,544	7,392
			実績	810	807	3,080			
ウ) 同行援護	視覚に障がいがあり、移動に著しい困難がある人に、移動時及び外出先において支援を行います。(視覚的情報の支援(代筆・代読を含む)、移動の援護、排せつ・食事等の介護)	実人数	計画	6	6	6	9	10	10
			実績	7	6	8			
		延利用時間	計画	250	250	250	405	450	450
			実績	243	275	360			
エ) 行動援護	知的・精神・発達に障がいがあり、行動や移動に著しい困難がある人に、移動時及び外出先において支援を行います。(行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動の援護、排せつ・食事等の介護、その他行動する際に必要な援助)	実人数	計画	4	4	4	2	2	3
			実績	3	2	2			
		延利用時間	計画	48	48	48	20	20	30
			実績	24	21	20			
オ) 重度障害者等包括支援	四肢の麻痺や寝たきりの状態の人や、知的または精神に障がいのある人で、意思疎通や行動上に著しい困難がある人に、障害福祉サービスを包括的に提供します。(訪問系サービス(居宅介護、重度訪問介護など)、日中活動系サービス(生活介護、自立訓練、就労移行支援など)、居住系サービス(共同生活援助))	実人数	計画	0	0	0	0	0	0
			実績	0	0	0			
		延利用時間	計画	0	0	0	0	0	0
			実績	0	0	0			

サービス種類	見込み量算出の考え方	見込み量確保のための方策
ア) 居宅介護 (ホームヘルプサービス)	ヘルパー不足の影響があり、減少で見込んでいます。	<p>居宅において安心して暮らすことができるよう、相談支援事業所やサービス事業所と連携しニーズに応じたサービス提供体制の確保に努めます。</p> <p>精神障がい・発達障がいなどの対象者の増加や、外出や社会参加の機会の増加などに対応できるように提供体制の確保に努めます。</p>
イ) 重度訪問介護	令和5年度途中より利用の増加傾向があるため、利用者数の増加を見込み、利用時間は利用者数を勘案して見込んでいます。	
ウ) 同行援護	近年の利用実績や問い合わせから利用者数の増加を見込み、利用時間は伸び率を勘案して見込んでいます。	
エ) 行動援護	近年の利用実績から利用者数、利用時間を見込んでいます。	
オ) 重度障害者等包括支援	利用実績がなく、現時点で明確なニーズの把握がないことから、利用量を見込んでいません。	

②日中活動系サービス

事業名	事業内容		第6期計画値・実績			第7期見込み量			
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
ア) 生活介護	常時介護を必要とする人に、主として日中に障害者支援施設等で日常生活の支援を行います。(入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言、創作的活動又は生産活動の機会の提供、その他の身体機能又は生活能力の向上のために必要な援助、その他の必要な日常生活上の支援)	実人数	計画	264	267	271	270	272	273
			実績	266	272	269			
		延利用日数	計画	5,607	5,685	5,763	5,494	5,456	5,417
			実績	5,637	5,546	5,533			
イ) 療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、主として日中に、病院や施設で日常生活の支援を行います。また、療養介護のうち医療に係るものを療養介護医療として提供します。(病院における機能訓練や療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話)	実人数	計画	12	13	14	13	13	14
			実績	10	13	13			
ウ) 短期入所 (ショートステイ)	居宅において介護を行う人が疾病などで介護を行うことができない場合に、短期間施設へ入所をして、入浴、排せつ及び食事その他の必要な援助を行います。	実人数	計画	20	20	20	15	18	18
			実績	9	9	15			
		延利用日数	計画	160	160	160	75	90	90
			実績	75	60	75			

サービス種類	見込み量算出の考え方	見込み量確保のための方策
ア) 生活介護	第6期計画期間の利用者数の伸び率と平均利用日数で見込んでいます。	利用者のニーズや状況に応じたサービスの提供体制の確保に努めます。
イ) 療養介護	直近の利用状況から、同程度の利用者数を見込んでいます。	
ウ) 短期入所 (ショートステイ)	直近の利用状況から、同程度の利用者数を見込んでいます。	

事業名	事業内容		第6期計画値・実績			第7期見込み量			
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
工) 自立訓練 (機能訓練)	身体に障がいのある人や難病等の人、通所や居宅への訪問によって、身体機能や生活能力の維持・向上を図るための援助を行います。(理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーション、生活等に関する相談・助言、その他の必要な支援)	実人数	計画	13	14	15	10	11	12
			実績	9	9	9			
		延利用日数	計画	182	196	210	102	113	123
			実績	124	100	92			
才) 自立訓練 (生活訓練)	知的または精神に障がいのある人が、通所や居宅への訪問によって、生活能力の維持・向上を図るための援助を行います。(入浴、排せつ及び食事等、日常生活に関する訓練、生活等に関する相談・助言、その他の必要な支援)	実人数	計画	8	8	8	5	5	5
			実績	4	4	5			
		延利用日数	計画	152	152	152	97	94	91
			実績	58	76	100			
力) 就労選択支援	障がいがある人自身が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援します。	実人数	計画					36	40
			実績						
		延利用日数	計画					576	640
			実績						
千) 就労移行支援	一般就労等を希望する65歳未満の人へ、就労に向けて必要な支援を行います。(生産活動、職場体験などの機会の提供、就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援やその適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談)	実人数	計画	40	50	60	19	17	15
			実績	28	25	16			
		延利用日数	計画	720	900	1080	304	272	240
			実績	471	396	256			
ク) 就労継続支援A型 (雇成型)	雇用契約に基づく就労機会の提供や、一般就労に移行するための支援を行います。(生産活動などの機会の提供、就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練)	実人数	計画	50	51	53	68	70	73
			実績	53	65	65			
		延利用日数	計画	1,020	1,054	1,089	1,258	1,295	1,351
			実績	995	1,205	1,202			
ケ) 就労継続支援B型 (非雇成型)	通所による生産活動などの機会の提供、就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練などの支援を行います。	実人数	計画	233	272	318	265	277	289
			実績	209	230	253			
		延利用日数	計画	4,061	4,747	5,549	4,638	4,848	5,058
			実績	3,871	4,089	4,427			
コ) 就労定着支援	就労移行支援等を利用し、一般就労に移行していく中で就労に伴う生活面の課題に対応できるよう支援していくサービスです。	実人数	計画	3	3	3	1	1	1
			実績	5	2	1			
		延利用日数	計画	3	3	3	1	1	1
			実績	5	2	1			

サービス種類	見込み量算出の考え方	見込み量確保のための方策
エ) 自立訓練 (機能訓練)	新規利用者が増えているため、利用者数の増加を見込み、利用日数は直近の利用状況を勘案して見込んでいます。	<p>基幹相談支援センターが中心となり、事業所と連携しながら、障がいの状態や希望に応じたサービスが提供できるように努めます。</p> <p>一般就労を希望する人に対し、スムーズな移行ができるよう茨城障害者職業センターやハローワークとの連携を図ります。</p>
オ) 自立訓練 (生活訓練)	直近の利用状況から、同程度の利用者数を見込んでいます。	
カ) 就労選択支援	令和7年度から開始されるサービスで、新規で就労以降支援・就労継続支援を利用する人の人数を見込んでいます。	
キ) 就労移行支援	第6期計画期間の利用者数の伸び率と平均利用日数で見込んでいます。	
ク) 就労継続支援A型 (雇用型)	第6期計画期間の利用者数の伸び率と平均利用日数を基に、近隣市町村の事業所利用を考慮し見込んでいます。	
ケ) 就労継続支援B型 (非雇用型)	第6期計画期間の利用者数の伸び率と平均利用日数で見込んでいます。	
コ) 就労定着支援	令和5年度の利用状況から、同程度の利用者を見込んでいます。	

③居住系サービス

事業名	事業内容		第6期計画値・実績			第7期見込み量			
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
ア) 自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する障がいのある人に対し、一定の期間にわたり定期的な訪問や随時の対応を行い、自立生活を支援します。	実人数	計画	0	0	0	0	0	0
			実績	0	0	0			
イ) 共同生活援助 (グループホーム)	障がいのある人が共同生活を営む住居において、主に夜間に必要な日常生活上の世話をを行います。日中は生活介護や自立訓練、就労継続支援B型を利用します。(入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談・助言、就労先その他関係機関との連絡)	実人数	計画	106	113	120	129	136	143
			実績	108	115	123			
ウ) 施設入所支援	障害者支援施設等に入所している障がいのある人に、主に夜間に日常生活上の支援を行います。日中は主に生活介護を利用します。(入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談・助言)	実人数	計画	125	124	123	121	120	118
			実績	129	126	123			

サービス種類	見込み量算出の考え方	見込み量確保のための方策
ア) 自立生活援助	利用実績及び利用見込みがないことから、計画期間は利用を見込んでいません。	事業所数は増加していますが、入所希望者が多く入所が難しい状況にあります。市内をはじめ近隣の事業所と連携し希望者が円滑に入居できるよう支援します。 障がいの状況や希望を踏まえ、施設から地域での生活へ移行できるよう、グループホームや在宅での支援の体制の構築に努めます。
イ) 共同生活援助 (グループホーム)	第6期計画期間の利用者数の伸び率から見込んでいます。	
ウ) 施設入所支援	第6期計画期間の利用者数の伸び率から見込んでいます。	

④相談支援

事業名	事業内容		第6期計画値・実績			第7期見込み量			
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
ア) 計画相談支援	障害福祉サービスを利用する人が適切なサービスが利用できるよう、相談支援専門員がサービス利用計画の作成や見直しなどの支援を行います。(サービス支給決定前の訪問などによるアセスメント、利用に向けた関係機関との連絡調整、サービス利用計画案の作成、その他、サービス利用に関する相談・助言)(サービス支給決定後のサービス等利用計画の作成、利用者の現状把握(モニタリング)、計画の見直し、関係機関との連絡調整、その他サービス利用に関する相談・助言)	実人数	計画	2,330	2,684	3,091	740	760	780
			実績	735	762	720			
イ) 地域移行支援	障害者支援施設に入所している人や、精神科病院に入院している精神に障がいのある人が、地域生活へ移行する際に必要な、住居の確保や障害福祉サービス事業所への見学、相談、その他地域生活への移行に必要な支援を行います。	実人数	計画	2	2	3	0	0	0
			実績	0	0	0			
ウ) 地域定着支援	居宅において、単身であるなど緊急時の支援が見込めない障がいのある人に対して、常に連絡が可能な体制を確保し、障がいの特性に起因して発生した緊急事態等に、相談・訪問などの緊急対応を行います。	実人数	計画	5	6	8	1	2	2
			実績	1	1	1			

サービス種類	見込み量算出の考え方	見込み量確保のための方策
ア) 計画相談支援	第6期計画期間の利用者数の伸び率で見込んでいます。	相談支援事業所と連携を図り相談支援の充実のための体制を整えていきます。 基幹相談支援センターを中心に指定相談支援事業所への助言・指導を行い、相談支援専門員の資質向上に取り組みます。 地域移行支援は、精神科病院の長期入院患者のうち、寛解等の状態にあり病状等が落ち着いている人について医療機関と連携を図りながら、地域生活への移行促進に努めます。
イ) 地域移行支援	利用実績及び利用見込みがないことから、計画期間は利用を見込んでいません。	
ウ) 地域定着支援	第6期計画期間の利用状況から、同程度の利用者を見込んでいます。	

⑤その他

補装具の購入・修理・借受け

事業名	事業内容		第6期計画値・実績			第7期見込み量			
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
ア) 補装具の購入・修理・借受け	身体障害者手帳の交付を受けた方や難病を有する方の仕事や日常生活を容易にするために、失われた身体機能や損傷のある身体機能を補うための用具（補装具）の購入又は修理、借受けにかかる費用を支給します。（義手、義足、車いす、盲人安全つえ、義眼、補聴器等）	件数	計画	180	185	190	140	140	136
			実績	159	168	144			

サービス種類	見込み量算出の考え方	見込み量確保のための方策
ア) 補装具の購入・修理・借受け	直近の利用状況から、同程度の利用者数を見込んでいます。	一人ひとりのニーズにあった補装具の給付に努めます。

(5) 地域生活支援事業の見込み量と確保方策

第6期計画の利用実績を踏まえ、令和6年度から令和8年度の第7期計画期間の各年度における見込み量を設定します。

①必須事業

- ア) 理解促進研修・啓発事業
- イ) 自発的活動支援事業
- ウ) 障害者相談支援事業
- エ) 地域自立支援協議会
- オ) 基幹相談支援センター等機能強化事業
- カ) 住宅入居等支援事業
- キ) 成年後見制度利用支援事業
- ク) 意思疎通支援事業
 - ケ) 手話通訳者派遣事業
 - コ) 要約筆記者派遣事業
- サ) 日常生活用具給付事業
- シ) 手話奉仕員養成研修事業
- ス) 移動支援事業
- セ) 地域活動支援センターⅠ型事業所
- ソ) 地域活動支援センターⅡ型事業所
- タ) 地域活動支援センターⅢ型事業所

②任意事業

- ア) 日中一時支援事業
- イ) 訪問入浴サービス事業
- ウ) 更生訓練費給付事業
- エ) レクリエーション活動支援
- オ) 芸術文化活動振興
- カ) 声の広報発行
- キ) 自動車運転免許取得費助成
- ク) 自動車改造費助成
- ケ) 成年後見制度普及啓発
- コ) 虐待防止など人権に関する啓発の推進

①必須事業

事業名	事業内容		第6期計画値・実績			第7期見込み量			
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
ア) 理解促進研修・啓発事業	障がいのある人等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、地域住民に対し、障がいのある人等への理解を深めるための研修・啓発を通じて、共生社会の実現を図ります。	イベント 開催回数	計画	1	1	1	1	1	1
			実績	1	0	1			
イ) 自発的活動支援事業	障がいのある人や、その家族、地域住民等による地域における自発的な取組を支援することにより、障がいのある人が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、共生社会の実現を図ります。	団体数	計画	3	3	3	3	3	3
			実績	3	3	3			
ウ) 障害者相談支援事業	障がいのある人、障がいのある児童の保護者または障がいのある人等の介護を行う人からの相談に応じ、必要な情報の提供や、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように支援します。	箇所数	計画	3	3	3	2	2	2
			実績	3	3	1			
エ) 地域自立支援協議会	地域の関係者が集まり、個別の相談支援の事例を通じて明らかになった地域の課題を共有し、その課題を踏まえて、地域のサービス基盤の整備を着実に進めていく役割を担います。	箇所数	計画	1	1	1	1	1	1
			実績	1	1	1			
オ) 基幹相談支援センター等機能強化事業	基幹相談支援センター等が地域における相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取り組み等について、自立支援協議会活動を通じた取組や関係機関等との連携により進めます。	箇所数	計画	1	1	1	1	1	1
			実績	1	1	1			

事業名	事業内容		第6期計画値・実績			第7期見込み量			
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
力) 住宅入居等支援事業	賃貸契約による一般住宅（公営住宅及び民間の賃貸住宅）への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障がいのある人等に対し、入居に必要な調整を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障がいのある人等への理解と協力を促し、地域生活を支援します。	件数	計画	0	0	0	0	0	0
			実績	0	0	0			
キ) 成年後見制度利用支援事業	障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障がい又は精神障がいのある人に対し、成年後見制度の周知啓発をすることにより、障がいのある人の権利擁護を図ります。	利用実人数	計画	1	2	3	3	3	4
			実績	1	1	3			
ク) 意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚、知的、発達、高次脳機能、重度の身体などの障がいや難病のため、意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人等に対し、手話通訳者、要約筆記者等の派遣等を行い、障がいのある人等とその他の人の意思疎通の円滑化を図ります。	利用延人数	計画	21	21	21	31	34	36
			実績	38	17	20			
ケ) 手話通訳者派遣事業		利用実人数	計画	20	20	20	6	7	7
			実績	3	5	5			
コ) 要約筆記者派遣事業		利用実人数	計画	1	1	1	1	1	1
			実績	0	0	0			
サ) 日常生活用具給付事業	障がいのある人等に対し、日常生活用具（ストマ用装具や入浴補助用具等）を給付します。	件数	計画	2,137	2,175	2,214	2,150	2,200	2,250
			実績	2,189	2,170	2,100			
シ) 手話奉仕員養成研修事業	聴覚に障がいのある人との交流活動の支援として求められる、日常会話を行うために必要な手話表現技術を取得した手話奉仕員を養成します。	人数	計画	20	20	0	20	20	20
			実績	14	12	20			

事業名	事業内容			第6期計画値・実績			第7期見込み量		
				令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ス) 移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある人に対して、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促します。	利用実人数	計画	10	10	10	6	7	7
			実績	4	6	6			
		延利用者数	計画	67	67	67	36	38	40
			実績	25	33	35			
		延利用回数	計画	202	202	202	70	72	72
			実績	61	67	70			
延利用時間	計画	438	438	438	150	158	158		
	実績	113	132	150					
セ) 地域活動支援センターⅠ型事業所		箇所	計画	3	2	2	1	1	1
			実績	3	3	1			
		人/年	計画	10	9	9	1	1	1
			実績	12	14	1			
ソ) 地域活動支援センターⅡ型事業所	障がいのある人をセンターに通所させ、地域の実情に応じ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行う地域活動支援センターの機能を充実強化し、障がいのある人の地域生活支援を促進します。	箇所	計画	1	2	2	3	3	3
			実績	1	1	3			
		人/年	計画	11	12	12	21	22	24
			実績	10	11	19			
タ) 地域活動支援センターⅢ型事業所		箇所	計画	0	0	0	0	0	0
			実績	0	0	0			
		人/年	計画	0	0	0	0	0	0
			実績	0	0	0			

サービス種類	見込み量算出の考え方	見込み量確保のための方策
ア) 理解促進研修・啓発事業	第6期計画期間の利用状況から、同程度の利用者を見込んでいます。	障がいの理解を深めるため、ホームページや広報紙等により普及・啓発を目的とした広報活動に努めます。また、障がいがある方とない方が共に参加するイベントを開催するなど多くの住民が参加できる形態にすることにより、障がいがある人に対する理解促進に努めます。
イ) 自発的活動支援事業	第6期計画期間の利用状況から、同程度の利用者を見込んでいます。	障がいのある方やその家族等による、地域における自発的な取組や事業を実施している団体で、市や県が実施する社会参加促進事業や研修会等に参加している団体に対し、支援を行います。
ウ) 障害者相談支援事業	第6期計画期間の利用状況から、同程度の利用者を見込んでいます。	事業所数については、更なる基幹相談支援センターの機能強化を図るため社会福祉士等の専門的な知識を有する職員を増員配置を検討するなど、身体・知的・精神・発達障がいに総合的な対応が出来るよう充実した相談支援体制づくりに努めます。
エ) 地域自立支援協議会	第6期計画期間の利用状況から、同程度の利用者を見込んでいます。	計画相談支援事業者に対し、専門的な指導・助言、人材育成の支援に取り組み、相談支援機能の強化を図ります。
オ) 基幹相談支援センター等機能強化事業	第6期計画期間の利用状況から、同程度の利用者を見込んでいます。	計画相談支援事業者に対し、専門的な指導・助言、人材育成の支援に取り組み、相談支援機能の強化を図ります。
カ) 住宅入居等支援事業	利用実績がなく、現時点で明確なニーズの把握がないことから、利用量を見込んでいません。	相談があった場合に利用できるように対応します。
キ) 成年後見制度利用支援事業	第6期計画期間の利用状況から、同程度の利用者を見込んでいます。	今後も制度の認知度を高めるため周知啓発を行い、利用促進に努めます。

サービス種類	見込み量算出の考え方	見込み量確保のための方策
ク) 意思疎通支援事業	第6期計画期間の平均で見込んでいます。	茨城県立聴覚障害者福祉センター「やすらぎ」と連携を図りながら事業を実施するとともに、今後は市報などを通じて情報提供等を行い、利用の促進に努めます。
ケ) 手話通訳者派遣事業	第6期計画期間の平均で見込んでいます。	今後は市の広報媒体等を通じて情報提供等を行い、利用の促進に努めます。
コ) 要約筆記者派遣事業	第6期計画期間に利用実績は無いものの、必要性を考慮し見込んでいます。	今後は市の広報媒体等を通じて情報提供等を行い、利用の促進に努めます。
カ) 日常生活用具給付事業	今後利用が見込まれることから、増加を見込んでいます。	一人ひとりのニーズにあった用具の給付に努めます。
シ) 手話奉仕員養成研修事業	令和5年度の実績と同程度を見込んでいます。	社会福祉法人笠間市社会福祉協議会と連携し、手話奉仕員の養成に努めます。
ス) 移動支援事業	令和5年度の実績と同程度を見込んでいます。	外出時の支援を求める声が多いことから、制度を広く周知し利用対象者のニーズに耳を傾けながら、5か所の事業所での利用を中心に見込み、社会参加促進に努めます。
セ) 地域活動支援センターⅠ型事業所	現在の利用状況などを勘案して、利用者数を見込んでいます。	生産活動の場、集まれる場として参加を促進するとともに、就労に移行できる人については、就労支援を行います。
ソ) 地域活動支援センターⅡ型事業所		
タ) 地域活動支援センターⅢ型事業所		

②任意事業

事業名	事業内容		第6期計画値・実績			第7期見込み量			
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
ア) 日中一時支援事業	介護者が緊急その他の理由により介護をすることができないとき、日中の活動の場の確保と一時的な見守り等の支援を行うことにより、障がいのある人等の家族等の就労支援及び負担軽減を図ります。	延利用回数	計画	4,692	4,968	5,175	6,199	6,236	6,273
			実績	6,292	5,196	6,163			
		人/年	計画	66	72	75	90	92	94
			実績	79	89	78			
		延利用者数	計画	680	720	750	780	785	790
			実績	776	762	780			
イ) 訪問入浴サービス事業	家庭での入浴が困難な人に、移動入浴車で訪問により入浴サービスを提供します。	延利用回数	計画	504	576	659	390	480	600
			実績	396	431	360			
		人/年	計画	5	5	5	4	4	5
			実績	4	4	3			
		延利用者数	計画	55	64	74	39	48	60
			実績	42	47	36			
ウ) 更生訓練費給付事業	身体障害者更生援護施設（身体障害者療護施設、身体障害者ホーム、身体障害者福祉センター、補装具製作施設、盲導犬訓練施設及び視聴覚障害者情報提供施設並びに国立施設を除く）に入所している人に更生訓練費を支給し、社会復帰の促進を図ることを目的とします。	人/年	計画	0	0	0	0	0	0
			実績	0	0	0			
エ) レクリエーション活動支援	レクリエーション活動支援は、障がいのある人もない人も共通の場に集い、レクリエーションを通じて相互の理解を深めます。	人/年	計画	600	600	600	300	320	340
			実績	0	0	286			
オ) 芸術文化活動振興	芸術文化活動振興は、作品展や音楽祭などの文化芸術活動の機会を提供し、創作意欲や社会参加の促進を図ります。	人/年	計画	360	360	360	400	500	500
			実績	0	128	400			

事業名	事業内容			第6期計画値・実績			第7期見込み量		
				令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
力) 声の広報発行	市報などを音読しカセットテープ等に吹き込み、視覚に障がいのある人で希望する人へ配布する事業です。	回/年	計画 実績	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0
キ) 自動車運転免許取得費助成	身体に障がいのある人が、就労等の交通手段確保のため、自動車の免許を取得する場合に、その費用の一部を助成します。	件/年	計画 実績	2 1	2 1	2 0	1 1	1 1	1 1
ク) 自動車改造費助成	身体に重度の障がいがある人が、就労等の交通手段確保のため、自動車の改造を必要とする場合に、その費用の一部を助成します。	件/年	計画 実績	3 2	4 2	5 4	2 2	2 2	3 3
ケ) 成年後見制度普及啓発	成年後見制度の利用方法など成年後見制度を利用しやすくするために、制度のことをわかりやすく説明する講演会や相談会などを行います。	回/年	計画 実績	3 0	3 0	3 0	1 1	1 1	1 1
コ) 虐待防止など人権に関する啓発の推進	障がいのある人が住み慣れた地域で尊厳を保ちながら生活していくために、障がいのある人への虐待の未然防止、早期発見、迅速な対応、その後の本人及び養護者への適切な支援に資するため、虐待防止に関する普及啓発等を図ります。	回/年	計画 実績	1 0	1 0	1 0	1 1	1 1	1 1

サービス種類	見込み量算出の考え方	見込み量確保のための方策
ア) 日中一時支援事業	第6期計画期間の利用者数の伸び率と平均利用回数で見込んでいます。	児童の利用実態が増加しているため、受入れが可能な事業所との連携を拡大するなどサービス提供体制の確保に努めます。
イ) 訪問入浴サービス事業	令和5年度の実績と同程度を見込んでいます。	令和2年度現在、委託している事業所が4か所あり、引き続きサービス提供を行います。
ウ) 更生訓練費給付事業	近年は利用がみられないことから、見込み量としては見込みません。	利用希望がある場合は適切に利用できるように努めます。
エ) レクリエーション活動支援	令和5年度の実績と同程度を見込んでいます。	市で「ふれあいスポーツの集い」を開催しているほか、県のスポーツ大会参加に対する支援を行っています。今後も事業所と連携し、参加促進を図ります。
オ) 芸術文化活動振興	令和5年度の実績と同程度を見込んでいます。	市で「ふれあい作品展」「みんなの音楽祭」を開催しています。今後も事業所と連携し参加促進を図ります。
カ) 声の広報発行	見込み量としては見込みません。	情報コミュニケーション環境向上の取組での実施などを検討します。
キ) 自動車運転免許取得費助成	第6期計画期間と同程度を見込んでいます。	社会参加の促進につながる事業として、利用を促進します。
ク) 自動車改造費助成	第6期計画期間と同程度を見込んでいます。	
ケ) 成年後見制度普及啓発	第6期計画期間に実績は無いものの、必要性を考慮し見込んでいます。	成年後見制度に関する中核機関と連携し、研修・講演会・パンフレットなどによる啓発を行います。
コ) 虐待防止など人権に関する啓発の推進	第6期計画期間に実績は無いものの、必要性を考慮し見込んでいます。	啓発内容などを検討しながら推進します。

(6) その他の市独自支援施策

事業名	事業内容		第6期計画値・実績			第7期見込み量			
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
ア) 重度障害者(児)住宅リフォーム助成事業	重度障がいのある人に、住宅設備を改善する際に要する経費の助成を行います。	利用者数	計画	3	3	3	/	/	/
			実績	2	2	3			
イ) 重度心身障害者タクシー利用料金助成事業	心身に重度の障がいがある人が、医療機関または機能回復訓練のため通院通所に要する交通費の一部を助成します。	利用者数	計画	65	65	65	42	45	48
			実績	48	36	60			

サービス種類	見込み量算出の考え方	見込み量確保のための方策
イ) 重度心身障害者タクシー利用料金助成事業	第6期計画期間の利用者数の平均値と伸び率で見込んでいます。	障がいにより公共交通機関を利用することが困難になった方の福祉の増進を図るため、引き続きサービス提供を行います。

6 第3期障害児福祉計画

障害者計画と障害福祉計画・障害児福祉計画は相互に関係しており、連動して施策を進めていくことが重要です。第4期障害者計画の趣旨・目的を基本に、本市の障がい者・児を取り巻く現状や課題・施策の進捗を見据えて、障害福祉計画及び障害児福祉計画の計画期間である3か年で重点的に取り組む課題とその取組の方向性を定めます。あわせて、障害福祉計画及び障害児福祉計画については、国の示す基本指針を踏まえ、サービス量等を見込み、実施方策を示します。

(1) 基本指針

●国の基本指針見直しの主な事項

- 1 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援
- 2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 3 福祉施設から一般就労への移行等
- 4 障害児のサービス提供体制の計画的な構築 ※
- 5 発達障害者等支援の一層の充実 ※
- 6 地域における相談支援体制の充実強化
- 7 障害者等に対する虐待の防止
- 8 「地域共生社会」の実現に向けた取組
- 9 障害福祉サービスの質の確保
- 10 障害福祉人材の確保・定着
- 11 よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害（児）福祉計画の策定 ※
- 12 障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進
- 13 障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化
- 14 その他：地方分権提案に対する対応

※障害児福祉計画と関連の深い事項

(2) 重点課題と主な取組

重点課題1 発達障がい児等支援の推進

現状と課題

発達障害者支援法の改正（平成28年）により、発達障がいの疑いがある児童の保護者に対し、継続的な相談や情報提供、助言を行うよう努めることとされました。また、教育に関しては、発達障がいのある児童が他の児童と一緒に教育を受けられるよう、支援体制を整え、個別の教育支援計画を作成し支援するとともに、いじめ防止対策に努めることとされたほか、情報の共有に関して、個人情報に十分配慮しつつ、福祉や教育等の機関が連携を図り、情報の共有を推進することが盛り込まれました。

発達障がいの疑いがある児童の支援においては、早期発見・支援が有効であることから、幼少期から成人期移行まで、対象者の成長段階に応じた支援の充実を図っていくとともに、それらを包括的かつ継続的に進めていくための支援体制の構築が重要となります。また、周囲に理解されにくい障がいの特性について広く一般の方にも理解を深めてもらい、支援につなげられるよう啓発活動に努め、障がいの有無にかかわらず全ての児童が特性に応じた成長ができる環境づくりが必要となっています。

これらのことから、地域における児童の発達障がい等支援をさらに推進していくため、令和2年度に開設した笠間市こども育成支援センターの専門性をさらに高め、その機能を一層充実させるとともに、センターを核とした保健・教育・福祉・医療等の連携のもと地域の支援力の向上に取り組んでいく必要があります。

主な取組

主な取組	取組の方向性
◎ 相談窓口のワンストップ化及び情報共有による相談支援の円滑化	児童の発達等に関する不安や、悩みを抱える保護者や支援者等に対する相談窓口のワンストップ化を図るとともに、関係する専門機関との連携を強化することで、より専門性の高い相談支援を実施します。また、児童の成長や発達段階及びライフステージに応じたスクリーニング機能を強化して情報共有を推進し、支援の円滑化に努めます。
◎ 育成支援体制の整備による支援の量の確保と質の向上	情緒・言語・心身等、対象となる児童の特性に応じた適切な育成支援として、より専門的で質の高い支援を提供します。また、教育支援室やスクールソーシャルワーカー等の教育分野との連携を一層強めることで重層的な支援体制を構築します。
◎ 人材育成による地域の支援力の向上	保護者や家族、就園施設や教育施設職員、障害児通所事業所職員など、発達に課題を抱える児童の支援者等に対し、講演会や研修機会の提供を図るとともに、関わり方に関する指導・助言を行うなど地域の支援力向上につながる人材育成に取り組みます。

重点課題2 医療的ケア児の支援体制の整備

現状と課題

近年、人工呼吸器や胃ろう等の利用など医療的なケアが必要な児童が増加しており、全国で在宅の医療的ケア児は2万人と推計されています。

このような現状を踏まえ、本市では医療的ケア児の状態像に関する調査や地域における医療的ケア児の支援体制の整備状況に関する調査を行うとともに、笠間市障害者地域自立支援協議会こども支援部会を「笠間市医療的ケア児支援に関する協議の場」として位置づけ、医療的ケア児やその家族が地域において安心して生活を営むことができるよう、保健、医療、福祉、保育、教育等の関係者間の連絡調整及び情報共有を図り、対象児童及びその家族の選択の幅の拡大と負担軽減に資する方策の検討を進めています。

地域における医療的ケア児の受入体制の整備に向けた検討や、相談等を通じた個別ニーズの把握、経年変化へ対応するための実態調査の継続化と、情報共有の仕組みづくりなど、相談窓口として関係部署に医療的ケア児等コーディネーターを配置することによりライフステージに応じた切れ目のない支援体制を構築し、施設等の受入体制の整備を図るなどソフト・ハード両面から検討を進めていく必要があります。

主な取組

主な取組	取組の方向性
医療的ケア児の実態把握の継続化と情報共有	医療的ケア児支援に関する協議の場を通じて地域における対象児童の状態像やニーズ等を把握するとともに、関係機関等で共有し円滑な支援につなげます。
医療的ケア児の受入体制の整備状況の把握	地域における社会資源の実態把握など、医療的ケア児の受入体制の整備状況について定期的な調査を実施します。
◎ 医療的ケア児の相談支援体制の整備及び人材育成	医療的ケア児の支援に関する相談支援体制の整備として、コーディネーター配置等に向けた人材の育成を進めるとともに、相談窓口の明確化を図ります。また、日中活動の場において医療的ケアを行う人材の育成・確保に向けた方策の検討を進めます。
◎ 医療的ケア児の受入体制の整備促進	障害福祉サービス事業所や相談支援事業所及び訪問看護ステーション等と、日中活動の場における医療的ケア児受け入れ体制整備に向けて、連携を図ります。また、教育・福祉分野の公的施設の機能強化、医療機関との連携強化等を進めます。

重点課題3 こども育成支援センターを核とした保健・教育・福祉・医療等連携による支援等の展開

地域における児童の発達障がい等支援をさらに推進していくため、令和2年度に開設した笠間市こども育成支援センターの専門性をさらに高め、その機能を一層充実させるとともに、センターを核とした保健・教育・福祉・医療等の連携のもと地域の支援力の向上に取り組んでいきます。

1. 窓口のワンストップ化及び情報共有による相談支援の円滑化

事業名	事業内容
◎ 総合相談事業	発達が気になる児童及びその保護者や関係機関（保育所や幼稚園、小中学校、義務教育学校等）からの相談に対して、専門的な立場から支援や指導等に関する助言を行い、適切な支援へとつなげます。
◎ 幼児施設巡回相談事業	心理職、保健師、保育士が連携し、発達ที่気になる児童が在籍する幼児施設を巡回し、特別な支援が必要となる発達に課題がある児童の早期発見に努めます。また、その児童の特性に応じた適切な支援が受けられるように、その児童の支援者に対し接し方の助言を行います。
発達検査の実施	心理職による知能・発達等の検査を実施し、児童の特性や困難を明確にし、保護者や関係機関に対し児童の特性に応じた関わり方について助言します。
【連携事業】 3歳児健診・発達相談	発達・発育状況を確認し、成長を促すために必要な助言や支援を行います。
【連携事業】 就学に向けた発達相談会	就学に関する保護者の不安や悩みの相談に応じ、助言や支援を行います。また、必要に応じ児童の発達検査を実施し、適切な支援へとつなげます。
【連携事業】 就学時健康診断	翌年4月に就学する児童を対象に、内科・眼科・歯科健診と発達スクリーニング検査を行います。
◎ 医師による発達相談	市立病院と連携し、子どもの発達に関して医療的見地から相談に応じ、適切な支援へとつなげます。
◎ 言語聴覚士による発達相談	笠間市リハビリテーション専門職協会と連携し、ことばに関して専門的見地から相談に応じ、適切な支援へとつなげます。

2. 育成支援体制の整備による支援の量の確保と質の向上

事業名	事業内容
◎ 児童発達支援事業 (障害児通所支援)	未就学の発達障がい児に対して、日常生活における基本的動作の指導、社会に適應するために必要な知識や技能の習得の支援、または集団生活への適應のための訓練を、その児童の特性に応じて行います。
保育所等訪問支援事業 (障害児通所支援)	幼児施設から高等学校までの施設を訪問し、発達障がい児が集団生活に適應するための直接的支援と、指導者に対する助言を行います。
◎ 親子フォローアップ事業 「つくしんぼ教室」	ことばや発達に課題がある未就学児を対象に、小集団の関わりを通して親子の関わり方や、対人関係・基本的な生活習慣の確立等について支援します。また、親子での利用により保護者への支援も行います。
◎ 親子フォローアップ事業 「さくらんぼ教室」	ことばや発達に課題がある未就学児を対象に、行動を多面的に捉え実態に応じて個別指導を行います。また、親子での利用により保護者への支援も行います。
ソーシャルスキルトレーニング	認知機能のアンバランスや、自己調整力の未熟さから、ソーシャルスキル(人と関わる力、他者との良好な関係を築くための知識や技術)が育っていない児童に学ぶ機会を設け、支援を行います。
読み書き指導	読み書きに困難がある児童に対し特性に応じた指導を行います。また、小・中学校・義務教育学校での指導者の育成を支援します。
アンガーマネジメント指導	就学児を対象に「怒り」の本質を理解し、どのように自分の気持ちをコントロールすればよいのか、その対処方法について指導を行います。
フォローアップ支援	義務教育終了後も相談に応じ、切れ目のない支援を行います。

3. 人材育成による地域の支援力の向上

事業名	事業内容
ペアレント・トレーニング	子育てに難しさを感じる保護者に対し、楽しく子育てに臨む自信を身につけることを目的としたプログラムの研修を開催し、児童の行動に対する客観的な理解の仕方を学び、保護者と児童がより良いコミュニケーションが取れるように保護者をサポートします。
◎ 支援者等研修の実施	特別な支援が必要な児童が在籍する施設や通所事業所において、その児童の指導を行う指導者や支援員に対して、適切な指導や支援のスキルアップのための研修を実施します。また、発達障がいに関する理解促進を図ります。

(3) 成果目標と活動指標

①第2期計画の成果目標・活動指標の状況

第2期障害児福祉計画において設定した指標等の状況は以下のとおりです。

成果目標。障がい児支援の提供体制の整備等

項目	令和5年度末目標	令和5年度実績
①児童発達支援センターの設置	設置済（R2年度）	設置
②保育所等訪問支援の設置	設置済（R2年度）	有
③主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の設置	設置（圏域）	圏域で設置済
④主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の設置	設置（圏域）	圏域で設置済
⑤医療的ケア児が適切な支援を受けるための関係機関の協議の場の設置	設置済（R2年度）	市で協議の場を設置
⑥医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	1人配置	市で4人を配置

※令和4年度に「笠間市医療的ケア児支援に関する協議の場」を設置

※令和2～5年度に市職員がコーディネーター資格を取得

圏域：笠間市・水戸市・ひたちなか市・那珂市・小美玉市・茨城町・大洗町・城里町・東海村

活動指標

1. 発達障がい者等に関する支援	令和3年度 目標値	令和4年度 目標値	令和5年度 目標値	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 実績
・ピアサポートの参加人数	1人	2人	3人	0人	0人	0人
2. 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整する コーディネーターの配置人数	令和3年度 目標値	令和4年度 目標値	令和5年度 目標値	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 実績
・コーディネーターの配置人数	0人	1人	1人	2人	3人	4人

②第3期計画の成果目標・活動指標

実施状況及び国の基本指針を踏まえ、今後3年間の成果指標・活動指標を設定し、障害児福祉サービスの見込み量を算定して実施します。

成果目標。障がい児支援の提供体制の整備等

項目	令和8年度目標値
①児童発達支援センターの設置	有
②保育所等訪問支援の設置	有
③障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の整備	有
④主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の設置	有
⑤主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の設置	有
⑥医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	有
⑦医療的ケア児支援のためのコーディネーターの配置	有

活動指標

	令和6年度 目標値	令和7年度 目標値	令和8年度 目標値
1. 発達障がい者等に関する支援			
・ピアサポートの参加人数	1人	2人	3人
2. 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整する コーディネーターの配置人数			
・コーディネーターの配置人数	5人	5人	5人

(4) 障害児福祉サービス等の見込み量と確保方策

①障害児通所支援等

事業名	事業内容		第2期計画値・実績			第3期見込み量			
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
ア) 児童発達支援	障がいのある未就学児に対して、事業所へ通所することにより、発達や療育に必要な日常生活における基本的動作の指導、知識や技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行います。	利用実人数	計画	74	89	107	66	67	68
			実績	65	60	65			
		延利用人数	計画	888	1,068	1,284	525	533	541
			実績	399	368	517			
イ) 医療型児童発達支援	上肢・下肢、又は体幹の機能の障がいのある未就学児に、児童発達支援と併せて治療を行います。	利用実人数	計画	0	0	0	-	-	-
			実績	0	0	0			
		延利用人数	計画	0	0	0	-	-	-
			実績	0	0	0			
ウ) 放課後等デイサービス	障がいのある就学児に対して、放課後や学校休業日に事業所へ通所することにより、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進、その他必要な支援を行います。	利用実人数	計画	139	158	178	242	262	287
			実績	138	173	217			
		延利用人数	計画	2,093	2,599	3,228	3,388	3,668	4,018
			実績	1,882	2,418	3,038			
エ) 保育所等訪問支援	障がいのある児童が通う保育所やこども園、幼稚園、小学校等に訪問し、集団生活に適応するための専門的な支援を行います。	利用実人数	計画	4	5	6	11	12	13
			実績	2	2	10			
		延利用人数	計画	8	10	12	11	12	13
			実績	4	8	10			
オ) 障害児相談支援	サービス等利用計画についての相談及び作成などの支援が必要と認められる場合に、障がいのある児童の自立した生活を支え、障がいのある児童の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援するものです。	利用延人数	計画	714	850	1,011	275	280	290
			実績	238	258	260			
カ) 居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい疾患の状態にあり、外出することが難しい障がい児等を対象に居宅を訪問して児童発達支援を提供するサービスです。	延利用人数	計画	0	0	0	0	0	0
			実績	0	0	0			

サービス種類	見込み量算出の考え方	見込み量確保のための方策
ア) 児童発達支援	年度末に向けて微増し、その後もその傾向が続くと予想されるため、増加を見込んでいます。	笠間市直営のこども育成支援センターを令和2年度に開設しており、機能充実を図ります。
ウ) 放課後等デイサービス	第6期計画期間の利用者数の伸び率と平均利用日数で見込んでいます。	放課後を過ごす場として提供体制の確保に努めます。
エ) 保育所等訪問支援	利用者が増加しており、第3期においても増加を見込んでいます。	市内の教育・保育施設とこども育成支援センターで連携して対応します。
オ) 障害児相談支援	利用者が増加しており、第3期においても増加を見込んでいます。	利用者のニーズや、状況に応じたサービスの提供体制の確保に努めます。
カ) 居宅訪問型児童発達支援	利用実績がないことから、計画期間は利用を見込んでいません。	提供体制を確保し、利用を促進します。

7 成年後見制度利用の推進(成年後見制度利用促進基本計画)

(1) 計画の概要

① 成年後見制度利用促進計画策定の背景と趣旨

成年後見制度は、認知症高齢者や障がいのある人など判断能力の不十分な人のために財産管理や契約を代わって行う成年後見人等を選任する制度であり、平成11年の民法の一部改正により、従来の禁治産制度が見直され、平成12年4月から開始した制度です。

平成28年5月には「成年後見制度の利用の促進に関する法律」(以下「法」という。)が施行され、平成29年3月に、法に基づく成年後見制度利用促進基本計画が閣議決定されました。市町村においては、成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるように努めるものとされたことから、施策を進めるため新たな基本計画を策定します。

成年後見制度は大きく分けると、任意後見制度と法定後見制度の2つがあります。

任意後見制度は、本人に判断能力があるときに後見人を選出し、後見の内容を自己決定できます。

法定後見制度はさらに「後見」、「保佐」、「補助」という3つのタイプがあり、家庭裁判所への手続により、本人の判断能力の程度に応じて審判によりタイプが決定される制度です。必要に応じて、申立後に家庭裁判所が鑑定を行うことがあります。

また、選任される成年後見人等については、第三者である専門職が成年後見人等になる場合や、家族などが親族後見人として選任される場合、この他にも、同時に複数人が成年後見人等となる複数後見やリレー式後見といった多様な方法があります。

②計画の性格と位置づけ

「成年後見制度の利用促進に関する法律」及び「国の基本計画」を踏まえ、「成年後見制度利用促進基本計画」を市の基本計画として策定します。

本市の地域福祉計画をはじめ、個別計画である高齢者福祉計画・介護保険事業計画等の関連計画と関係性を保持し、連携して推進します。

③計画の期間

本計画の期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

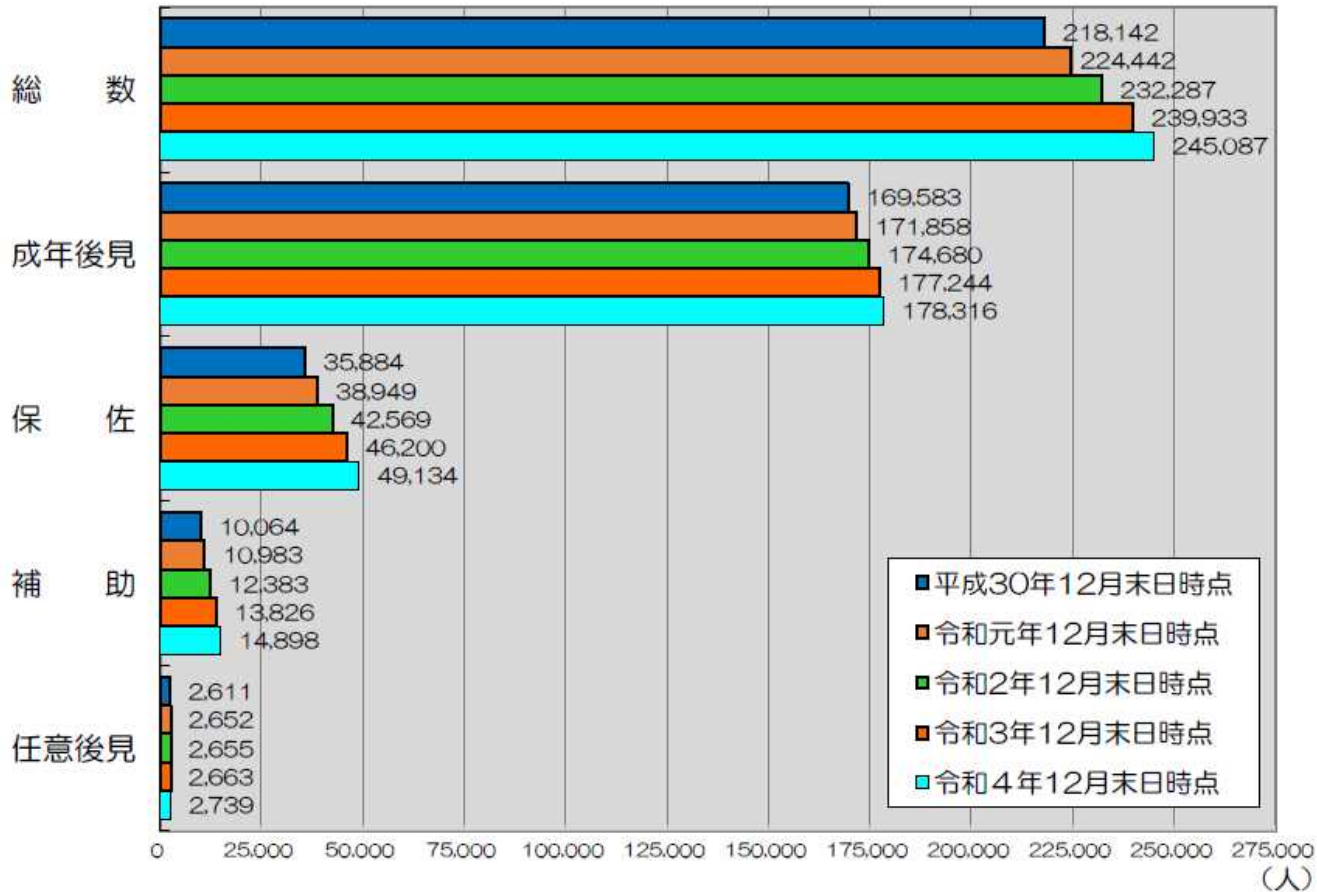
(2) 成年後見制度の現状と制度利用の課題

① 成年後見制度の利用状況（全国）

全国における成年後見制度の利用申し立て件数は、近年はほぼ横ばいで推移しています。制度利用者に関して後見類型も同様に増加傾向にあるものの、認知症高齢者等で支援の必要な人の総数と比べると少ない状況となっています。知的障がい者や、精神障がい者は近年増加傾向であり、家族の高齢化や親亡き後に身寄りのない障がいのある人の増加が見込まれることから、成年後見制度利用の必要性は一層高まると考えられます。今後、成年後見制度の需要を的確に捉え、制度未利用の認知症高齢者や意思表示が困難な障がいのある人等の金銭管理や契約行為が適切に行われるよう、必要な人に早期の成年後見制度の利用支援などができる仕組みの整備が必要となっています。

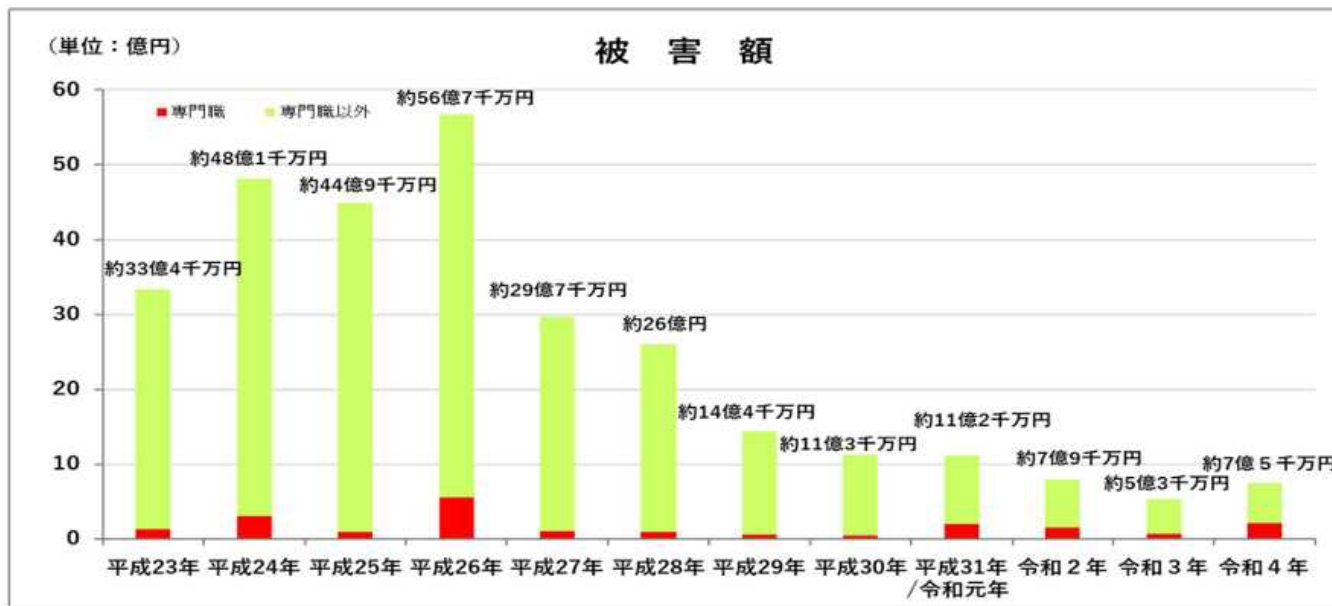
また、成年後見人等による不正報告件数をみると、全国不正事案全体は減少したものの平成29年では294件、そのうち専門職は11件で、専門職以外の親族後見人が283件とその大半を占めています。また、平成29年における不正による被害金額も、全体で約14.4億円と過去5年間の推移と比較し減少したものの、専門職によるものは約5千万円で、専門職以外の親族後見人によるものは約13.9億円と大半を占めています。不正防止対策や地域連携ネットワークにおいて、本人をチームで支援することによる不正防止効果等により、適切な制度利用と後見活動との両面から不正を防止することにより、成年後見制度におけるマイナス面を改善し、信頼される制度としていくことも必要となっています。

〔成年後見制度利用者数の推移〕



出所：最高裁判所事務総局家庭局（各年12月末日時点）

[成年後見人等による不正報告件数及び不正事案被害額]



出所：厚生労働省資料

②成年後見制度の利用者に関する推移

笠間市における制度利用者は、令和4年度では67人となっており、過去5年間の推移で見ると若干の減少傾向にあります。

こうしたことから今後も成年後見制度の利用実態を把握するとともに、適切に対象者及び利用の需要を分析し、利用促進にかかる体制づくりに活かすことが必要です。

なお、市においては判断能力が不十分な認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等に対し、成年後見制度を利用することが有効であるにもかかわらず、成年後見制度の利用が困難であると認められる場合は、その制度利用のための費用を補助する「成年後見制度利用支援事業」を行っているところです。

〔成年後見制度利用者数の推移〕

年	H30	R1	R2	R3	R4
笠間市	73	72	71	69	67

水戸家庭裁判所

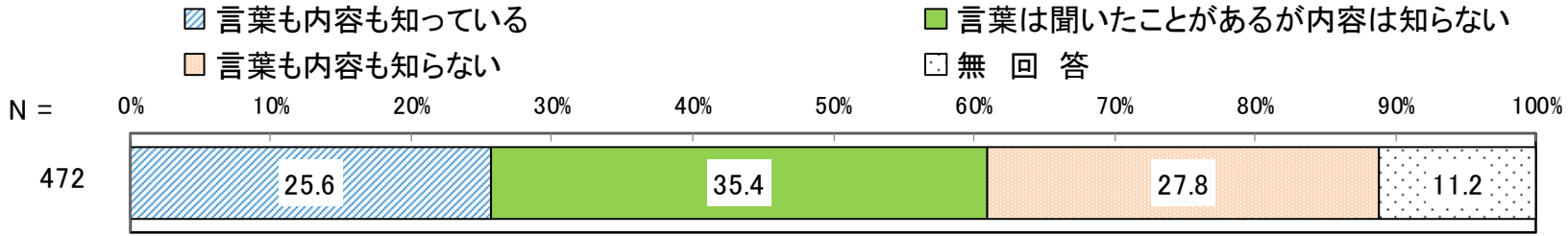
〔笠間市における市長申立て及び成年後見人等への後見報酬等助成数の推移〕

年	H30	R1	R2	R3	R4
市長申立て	1	1	0	1	1
後見報酬等助成	1	1	2	2	4

笠間市

③成年後見制度の認知状況

令和4年度に実施した障がいに関するアンケート調査では、成年後見制度の認知状況は25.6%、「聞いたことがあるが内容は知らない」が35.4%、「言葉も内容も知らない」が27.5%となっており、成年後見制度の更なる周知のため、広報及び啓発活動をより一層推進していく必要があります。



(3) 計画の基本的な考え方

住み慣れた地域で尊厳を持って、その人らしい生活を継続できる地域の実現を目指し、成年後見制度が必要な方への利用促進と円滑な制度運営ができる体制づくりを目的に、3つの基本目標を掲げます。

基本目標1 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり ～中核機関の機能強化～

権利擁護支援の地域連携ネットワークを目的とした中核機関を地域包括支援センターに設置します。

家庭裁判所と専門職団体等の関係機関及び市民や地域との連携を図ることで、効果的に高齢者や障がいのある人の成年後見制度利用を促進します。

市民一人ひとりの権利擁護を積極的に推進することで、適切に本人の財産管理や契約行為等が行われるよう体制を整備します。

基本目標2 利用者がメリットを実感できる制度の運用

制度利用者が、本人の意思決定をもとに、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるような環境の整備をめざします。

また、笠間市地域包括ケアシステムネットワークを活用し、成年後見制度の利用が必要な市民の早期把握と早期支援によって、適切に本人の権利擁護支援を行います。

基本目標3 適切な制度利用と後見活動の実現

福祉関係者や市民に向けて、成年後見制度の周知や啓発を行い、制度利用の必要な方を早期に把握し成年後見制度の利用につなげます。

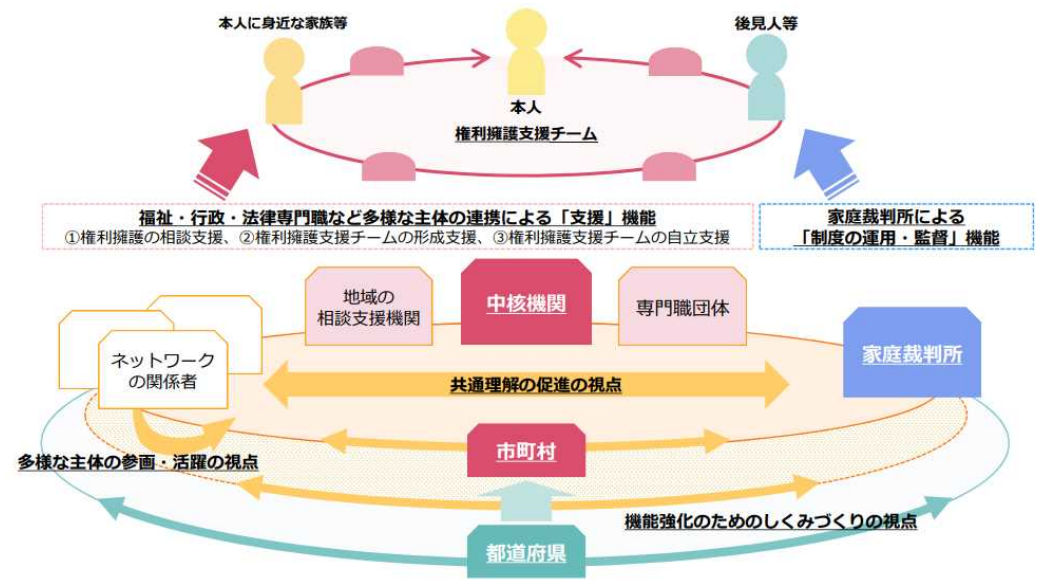
家庭裁判所と連携し、福祉的な視点から中核機関を中心に地域連携ネットワークにおけるチームで対応することにより、適切な制度利用や後見活動を支援します。

養成された市民後見人の活動を促進し、幅広い人材が地域で信頼され、安心して利用できる制度を目指します。

◆施策の体系

基本目標	実施施策
1.権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり	①実施体制の整備（中核機関の運営・機能強化）
	②権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築
	③成年後見人等の確保と市民後見人の育成
2.利用者がメリットを実感できる制度の運用	①利用者の把握と早期発見・早期支援
	②利用者本人の意思決定支援及び身上保護の充実
	③他のサービスの一体的提供
3.適切な制度利用と後見活動の実現	①制度理解の促進
	②本人を後見人とともに支える「チーム」による対応
	③後見活動の推進

○地域連携ネットワークの図



(4) 施策の展開

基本目標1. 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

①実施体制の整備等（中核機関の運営・機能強化）

権利擁護支援の地域連携ネットワークを目的とした中核機関を地域包括支援センターに設置し、相談支援の強化を図ります。

中核機関では、地域包括支援センターの総合相談業務、権利擁護業務の機能を十分に活かし、成年後見制度に関する相談窓口の機能を担い、関係機関との連携を図ることで制度利用が必要な市民をいち早く把握し、成年後見制度の適切な利用を促進します。

また、地域連携ネットワークの基本的仕組みとして、「成年後見制度利用促進協議会」を設置し、各関係機関による地域課題の検討・調整・解決を行うことが必要とされています。

市では、医療・保健・福祉・司法等各分野の専門職や民生委員等で構成された「笠間市地域包括ケアシステムネットワーク代表者会議」において成年後見制度利用促進に関する協議を行い、幅広い意見を施策につなげます。

さらに、「水戸権利擁護サポートセンター※」と連携し、制度の普及啓発、市民後見人養成・育成の各種事業を推進していきます。

※水戸権利擁護サポートセンター：笠間市を含む県央地域の9市町村が連携して、地域で生活する方の権利擁護事業の一環として「県央地域成年後見支援事業」に取り組んでおり、水戸市社会福祉協議会が運営しています。

②権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築

市民とともに、家庭裁判所、専門職団体、関係機関、行政が相互に連携・協力し支援を行うために地域連携ネットワークを構築します。地域連携ネットワークでは、笠間市地域包括ケアシステムネットワークを活かすとともに、水戸権利擁護サポートセンター、家庭裁判所、専門職団体との連携により成年後見制度における支援の仕組みをつくります。

また、社会福祉課、基幹相談支援センター、笠間市社会福祉協議会は、市民の身近な相談窓口として、市民や福祉サービス事業者からの相談等を集約し、後見制度の利用に関する支援を実施するとともに中核機関と連携を図ります。医療・福祉専門職においては、日常的な相談業務の中から制度利用が必要な人を発見し、制度利用支援の窓口へつなぐ役割を担います。

さらに、民生委員、自治会等とともに、見守り協力事業所をはじめ民間企業においても、地域での日常の見守りや気づきから制度利用支援の窓口へつなぐ役割が期待されます。

③成年後見人等の確保と市民後見人の育成

市民の地域貢献ニーズを掘り起こし、水戸権利擁護サポートセンター、笠間市社会福祉協議会と連携し、市民後見人養成研修を実施するとともに、継続的な教育を行いより多くの市民後見人を養成できるよう努めます。

基本目標2. 利用者がメリットを実感できる制度の運用

①利用者の把握と早期発見・早期支援

医療や福祉関係者、民間企業等との地域連携ネットワークにより、利用者を早期に把握し本人のニーズに合った制度支援を行います。

②利用者本人の意思決定支援及び身上保護の充実

成年後見人等が制度利用者に対し、財産管理のみならず身上保護と見守りを行うとともに、本人の尊厳を守りながら、本人の意思を尊重した福祉サービスや医療等の公的サービスの提供がされるよう支援を行います。

③他のサービスとの一体的提供

速やかに必要な制度利用につなげられるよう、社会福祉協議会で行われている「日常生活自立支援事業」から、認知症や障がいの程度に応じて柔軟に成年後見制度への移行を図ります。

また、市長申立てによる後見等の申立てを適切に行うことで、成年後見制度の利用が必要な人を制度利用につなげます。あわせて、成年後見制度利用支援事業による申立て費用の補助及び親族以外の第三者に対する後見報酬等の補助を行うことで、利用者が安心して成年後見制度を利用できるよう支援を行います。

基本目標3. 適切な制度利用と後見活動の実現

①制度理解の促進

成年後見制度の適切な周知や普及に不可欠である、保健・医療・介護・福祉サービスの専門職や事業者等に対し、成年後見制度の研修を行います。

また、市民に対しても研修会等を開催し普及啓発を行うことにより、成年後見制度が権利擁護支援における重要な手段のひとつであるとの認識を広めます。

②本人を後見人とともに支える「チーム」による対応

地域全体の見守り体制の中で、権利擁護支援が必要な人を地域において発見し、必要な支援へ結びつける機能を強化します。

本人に身近な親族、福祉・医療・地域の関係者と後見人がチームとなり、協力して本人を見守り、本人の意思や状況を把握し、必要な支援を図ります。

本人を後見人とともにチームで支えることにより、後見人を支援するとともに、不正の未然防止を図ります。

③後見活動の推進

市民後見人研修修了者は、実務経験を重ねる取り組みの一つとして、社会福祉協議会の「日常生活自立支援事業」における「生活支援員」として活動にあたっています。

また、市では養成された市民後見人に対し、資質の向上を図るため、水戸権利擁護サポートセンターによるフォローアップ研修を受講していただくなど、地域で信頼される後見活動ができるよう支援します。

8 計画の推進体制

(1) 計画の推進体制

①連携・協力体制の整備

障害者地域自立支援協議会を通じた、多様な意見・提案等に基づき、市の障害福祉に関する支援体制を確立するとともに、市内の資源の開発・改善も含めた諸課題解決に向け、連携協力しながら取り組んでいきます。
また、本計画に関連する関係部署や関係機関との連携をさらに強め、庁内外の推進体制の充実に努めます。

②障害者地域自立支援協議会の機能強化

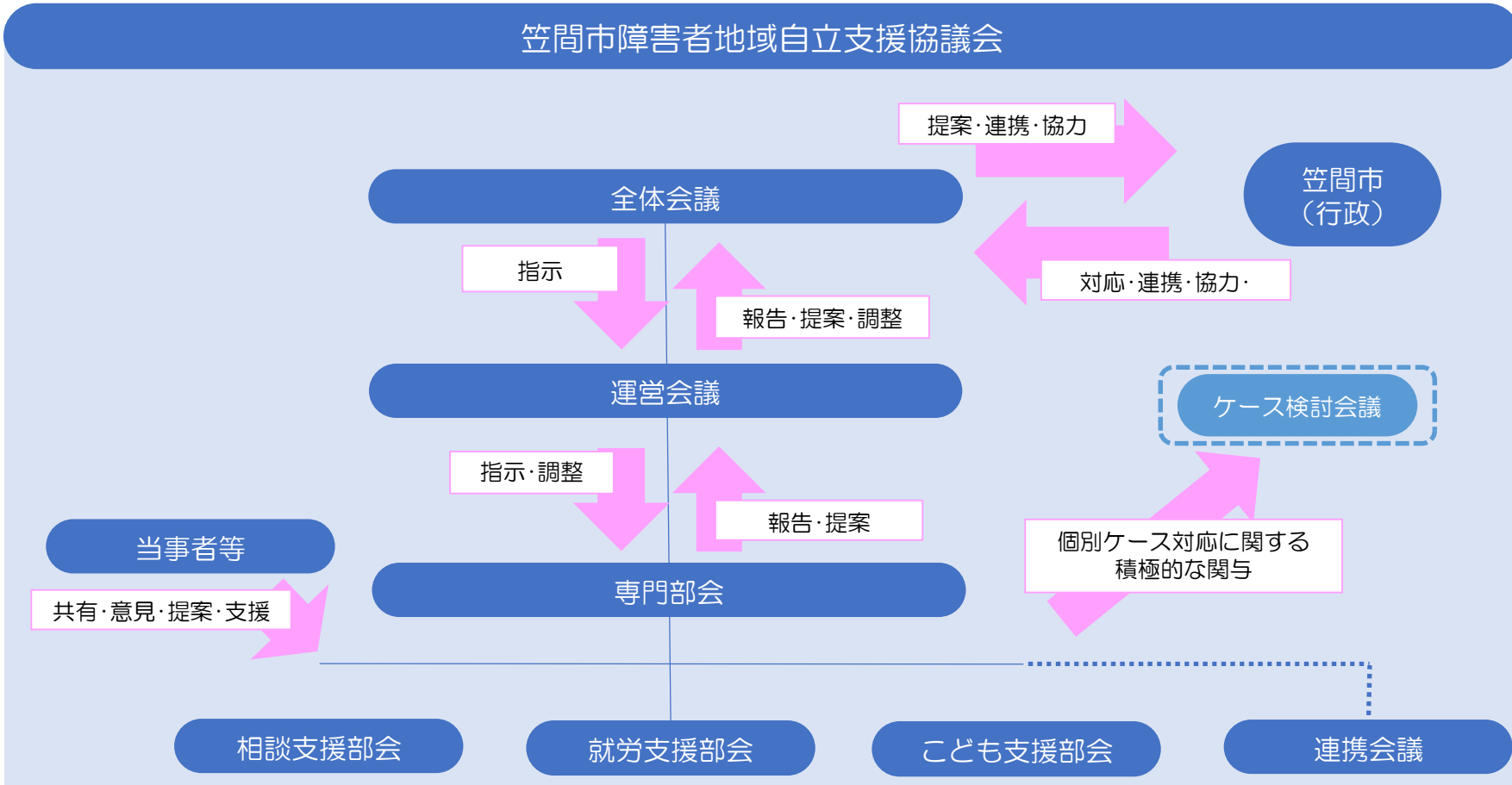
障害者地域自立支援協議会の機能を理解し、その活動をより良いものとするために、共通の目標を持って協働意識を育み、地域での支援レベルを一つひとつステップアップしていくため、具体的な目標を設定し取り組んでいきます。

③障がい者支援施策についての広報・啓発の推進

地域における福祉の推進は、広く市民に期待されるものであり、様々な団体や組織、そして一人ひとりの市民の参画が不可欠です。市民と市の連携をより一層強め、それぞれの役割を検討しつつ、笠間市の障がい者支援施策について広報・啓発と情報提供に努めます。

〔自立支援協議会の取組方向〕

笠間市障害者地域自立支援協議会

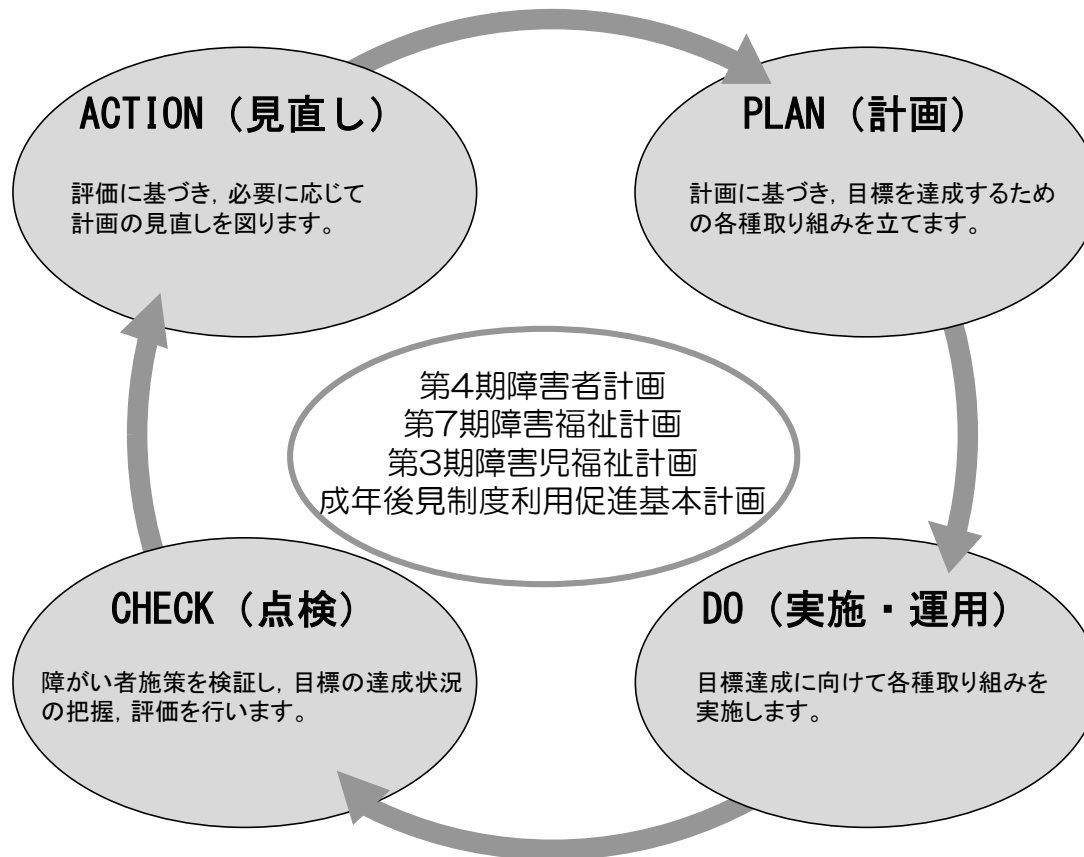


(2) 計画の進捗状況の点検・評価

①PDCAサイクルによる点検

本計画の着実な推進を図るために、障がいのある人やその家族、関係団体との意見交換とともに、マネジメントサイクルを確立させ社会福祉課を中心に関係機関との協議や調整、障害者地域自立支援協議会等を通じて点検・評価を行います。

大幅な方向転換が必要と考えられる場合には、実情に即した計画に見直しを行います。



②計画の達成状況の点検

定期的な施策の点検とあわせて、計画の達成状況について市ホームページ等を活用した周知に努めます。

用語解説

用語	説明	掲載ページ
あ 行		
医療的ケア児	病院以外の場所で、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアを必要とする子どものこと。	63、80、109、112、113
医療的ケア児支援のためのコーディネーター	医療的ケア児が必要とする多分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげるとともに、協議の場に参画し、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、医療的ケア児に対する支援のための地域づくりを推進するといった役割を担っている。	113
か 行		
基幹相談支援センター	総合的・専門的な相談支援の実施や地域移行・地域定着の促進の取組、権利擁護・虐待の防止等、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関。	47、48、76、85、87、93、95、97、98、101、126
高次脳機能障がい	事故や病気などで脳に損傷を受けた後、記憶力や注意力の低下などの症状が現れ、日常生活や社会生活に支障が出る障がいのこと。症状は損傷を受けた脳の部分や範囲によって異なり、記憶障がい、注意障がい、遂行機能障がい、社会的行動障がいなどがある。	5、37、99
合理的配慮	障がいのある方の人権が障がいのない方と同じように保障されるように、一人ひとりの特徴や場面に応じて発生する障がい・困難さを取り除くための個別の調整や変更のこと。	41、42、43、44、71、78
さ 行		
児童福祉法	児童の出生・育成が健やかであり、かつその生活が保障愛護されることを理念とし、児童保護のための禁止行為や児童福祉司、児童相談所、児童福祉施設などの諸制度について定めた法律。	2、3、4

用語	説明	掲載ページ
さ 行		
重症心身障害児	重度の知的障がいと重度の肢体不自由が重複した障がい児をいう。	112、113
障害者基本法	障がい者の自立及び社会参加の支援のための施策を総合的かつ計画的に推進し、障がい者の福祉を増進することを目的とした法律で、基本理念を定め、国や地方公共団体のなどの責務、施策の基本事項などを定めた法律。平成23（2011）年8月5日に障害者権利条約の批准のために改正された。	3、4、36
障害者差別解消法 （障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）	障がいを理由とした差別の解消を推進するための基本的事項や、国・地方公共団体等及び民間事業者における障がいを理由とする差別を解消するための措置などについて定めることによって、全ての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につなげることを目的とした法律である。平成28（2016）年4月1日から施行された。	2、41、73、78
障害者総合支援法 （障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）	障がい者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障がい福祉サービスに係る給付その他の支援を行い、障がい者の福祉の増進を図るとともに、障がいの有無に関わらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目的とした法律である。平成25（2013）年4月1日に、障害者自立支援法から名称が変更され、基本理念の創設や障がい者の範囲が拡大された。平成26（2014）年4月1日に、重度訪問介護の対象者の拡大、ケアホームのグループホームへの一元化などが実施された。	2、3、4、75、107
精神保健福祉士	精神保健福祉士法に基づく国家資格で、精神障がい者の社会復帰に関する相談援助などを行うソーシャルワーカーのこと。精神保健福祉士の義務として、誠実義務や他職種との連携、資質向上の責務などが定められている。	53
相談支援事業所	相談支援専門員が障がいのある人やその家族から相談を受け、様々な情報の提供や助言及び福祉サービスを受けるための手続きなどのサポートを行う。	38、47、48、76、87、90、95、109

用語	説明	掲載ページ
た 行		
地域共生社会	障がいの有無や年齢等にかかわらず、地域のあらゆる住民が「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、それぞれに役割を持ちながら参加できる社会。	2、36、40、41、42、54、75、79、107
地域自立支援協議会	地域における障がいのある人の生活を支えるため、相談支援事業をはじめとするシステムづくり等に関して中核的な役割を果たすよう、相談支援事業者、サービス事業者および関係団体等の参加により市町村が設置・運営するもの。	45、46、48、55、97、98、101、109、129、131、132
地域生活支援拠点	障がいのある人の重度化・高齢化や「親亡き後」の備え、入所施設や精神科病院からの地域移行等を推進するために、障がいのある人を地域全体で支えるサービス提供体制の構築を目的とした仕組み。	37、45、82、85、87
地域包括ケアシステム	可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを続けることができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援が一体的に提供される地域の包括的な支援・サービス提供体制。	37、40、45、52、75、76、79、84、87、107、123、125、126
中核機関	成年後見制度の利用を促すために必要とされる、様々な関係団体の地域ネットワークの中核を担う機関。家庭裁判所をはじめ、弁護士会などの専門職団体、医療福祉関係団体などと連携し、相談対応や後見人候補の調整といった役割を果たす。	72、76、79、105、123、124、125、126
特別支援学級	特別支援学校の対象児童生徒等の障害の程度には至らない障がいのある子どもの教育のため、小・中学校等に設置できる学級。	65
特別支援学校	障がいのある人等が「幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準じた教育を受けること」と「学習上または生活上の困難を克服し自立が図られること」を目的とした日本の学校である。	43、65、67、77、132
特別支援教育	障がいのある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点に立ち、幼児・児童・生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持つ力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。	40、51、61、64

用語	説明	掲載ページ
な 行		
難病	医学的に明確に定義された病気の名称ではなく、一般的に「治りにくい病気」や「不治の病」のことを指す。昭和47（1972）年の厚生省（当時）の「難病対策要綱」では、①原因不明、治療方針未確立で、後遺症を残すおそれが少なくない疾病、②経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護などに著しく人手を要するために家族の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病と定義している。なお障害者総合支援法では、難病等（難治性疾患克服研究事業の対象である130の疾患と関節リウマチ）も障がい者の定義に加えられた（平成25（2013）年4月1日施行）。現在は361疾患に拡大された。	5、16、17、37、38、41、45、47、49、51、75、92、96、99、107、133
日常生活自立支援事業	障がいのある人や高齢者など、判断能力が十分でない人の日常的な金銭の管理や書類の預かりなどを本人との契約に基づいて支援する事業で、本人に契約能力があることが必要。	39、73、127、128
日常生活用具	障がいのある人が日常生活をしていく上で、その障がいを軽減し、自立した生活を支援・実現するための用具のこと。重度の障がいのある人に、障がいの内容に応じて、日常生活用具の給付を行っている。	50、60、97、99、102
ノーマライゼーション	障がいのある人や高齢者など、社会的に不利を負う人々を当然に包含するのが通常の世界であり、そのあるがままの姿で他の人々と同等の権利を享受できるようにするという考え方や方法。	42
は 行		
発達障がい	自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がい、その他これに類する脳機能の障がいをいい、その症状は様々で症状は人により異なる。	5、37、41、42、48、63、64、68、75、80、90、101、107、108、110、111、112、113

用語	説明	掲載ページ
は 行		
バリアフリー	障がいのある人や高齢者などが生活していく上で妨げとなる障壁（バリア）を除去すること。物理的な障壁だけでなく、社会的、制度的、心理的なものを含めた全ての障壁をなくし、自由に社会活動に参加できるようにすることを目指している。	39、40、44、59、60、66、71
ピアカウンセリング	同じ背景を持つ仲間（ピア）同士が対等な立場で悩みや不安を話し、共感的に聞き合いながら、解決策を見出していくこと。	45、48
ピアサポート	障がいのある人が地域での生活になじむことができるよう、同じような立場の人による様々なアドバイスをを行い、必要な支援を行うこと。	48、76、112、113
ペアレント・トレーニング	子どもの行動変容を目的として、親がほめ方や指示などの具体的な養育スキルを獲得することを目指す。専門家による療育場面でのトレーニングだけでなく、親が日常生活で子どもに適切にかかわることができるようになることで、子どもの行動改善や発達促進が期待できる。	111
ま 行		
モニタリング	サービス等利用計画（または障害児支援利用計画）に基づき障害福祉サービス等の支給決定がされた後に、サービスの利用状況や本人の状況の変化などを定期的に確認（検証）することをいう。必要に応じて、サービスの量や種類、内容などの見直しを行う。	46、47、76、95
や 行		
ユニバーサルデザイン	障がいの有無に関わらず、全ての人にとって快適で使いやすいようにつくられた、製品・建造物・生活空間などのデザインのこと。	71
要約筆記者	所定の講習を受けて要約筆記の技術を習得し、難聴や中途失聴の人のために要約筆記を行う人。要約筆記とは、会議や講演などの場において話の内容を要約し、手書きやパソコンを用いて伝達する、聴覚障がい者に対する情報保障手段の一つ。	58、97、99、102

用語	説明	掲載ページ
ら 行		
療育手帳	知的障がいがあると判定された人に対して交付されるもので、一貫した指導・相談を行うとともに、各種のサービスが受けやすくなる。	8、12、13、21、133
わ 行		
我が事・丸ごと	制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」・「受け手」の関係を越えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を越えて『丸ごと』つながることで、住民ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指すものである。	2

笠間市

第 4 期 障 害 者 計 画
第 7 期 障 害 福 祉 計 画
第 3 期 障 害 児 福 祉 計 画
成 年 後 見 制 度 利 用 促 進 基 本 計 画

令和6年3月

笠間市 保健福祉部 社会福祉課

編集・発行

〒309-1792 茨城県笠間市中央三丁目2番1号
TEL : 0296-77-1101
FAX : 0296-77-1162